



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

条例	7
大和高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例（建設企画課）	7
一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	8
大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）	9
大和高田市隣保館条例及び大和高田市青少年会館設置条例の一部を改正する条例（人権施策課）	10
大和高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（こども家庭課）	10
大和高田市児童ホーム設置条例の一部を改正する条例（保育幼稚園課）	11
大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（危機管理課）	11
大和高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（保育幼稚園課）	12
大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局）	12
大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）	13
大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）	16
規則	18
大和高田市契約規則及び大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則（契約監理課）	18
大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会規則（建設企画課）	18
大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則（保育幼稚園課）	20
一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	20
義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	23
大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則（企画創生課）	24
行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則（企画創生課）	48
大和高田市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則（スポーツ振興課）	56
大和高田市文化会館条例施行規則及び大和高田市文化会館運営協議会規則を廃止する規則（文化振興課）	56
会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	56
訓令	57
大和高田市パブリックコメント手続実施要綱の一部を改正する訓令（広報広聴課）	57
職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令（人事課）	57
大和高田市職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	61
大和高田市地籍調査作業規程（農業振興課）	64
行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令（企画創生課）	64
令和8年度大和高田市市民意識調査及び男女共同参画計画策定業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（人権施策課）	76

告示	78
指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定（危機管理課）	78
大和高田市入札参加資格停止措置要綱及び大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱の一部を改正する告示（契約監理課）	80
指定居宅介護支援事業の廃止（介護保険課）	81
放置自転車等の移動、保管（生活安全課）	81
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	82
住民票の消除（市民課）	82
令和8年度大和高田市一般会計予算等の要領の公表（財政課）	83
公示送達（介護保険課）	104
公示送達（介護保険課）	105
公共下水道の供用及び処理の開始（下水道課）	105
令和8年度大和高田市病院事業会計予算等の要領の公表（財政課）	106
指定居宅介護支援事業者の指定（介護保険課）	115
令和7年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の要領の公表（財政課）	116
大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱の一部を改正する告示（こども家庭課）	116
大和高田市マンションの管理に関する計画の認定事務処理要綱（住宅課）	117
大和高田市マンションの再生等の円滑化に関する事務処理要綱（住宅課）	129
大和高田市マンションの管理の適正化の推進に関する事務処理要綱（住宅課）	141
大和高田市居住安定援助賃貸住宅事業に関する計画の認定等に係る事務処理要綱（住宅課）	150
大和高田市基幹相談支援センター事業実施要綱（社会福祉課）	161
大和高田市地域クラブ活動支援補助金交付要綱（学校教育課）	162
大和高田市地域クラブ活動参加者支援補助金交付要綱（学校教育課）	164
大和高田市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示（保育幼稚園課）	171
大和高田市建設工事低入札価格調査制度取扱要綱（契約監理課）	171
大和高田市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示（保険医療課）	175
行政組織の変更に伴う関係告示の整備に関する告示（企画創生課）	176
大和高田市こども家庭センター事業実施要綱（こども家庭課）	181
大和高田市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示（健康増進課）	181
大和高田市予防接種事業実施要綱（健康増進課）	183
指定公金事務取扱者の指定（企画創生課）	187
指定納付受託者の指定（企画創生課）	187
市道路線の認定（土木管理課）	188
道路の区域の決定及び供用の開始（土木管理課）	188
市道路線の変更（土木管理課）	189
道路区域の変更（土木管理課）	189
道路の供用の開始（土木管理課）	189
道路区域の変更及び供用の開始（土木管理課）	190
公の施設に係る指定管理者の指定（社会福祉課）	190
公の施設に係る指定管理者の指定（社会福祉課）	191
大和高田市高田温泉さくら荘に係る利用料金の設定の承認（社会福祉課）	191
指定特定相談支援事業者の指定（社会福祉課）	192
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定（社会福祉課）	192
公告	193

情報セキュリティシステム一式構築事業者の決定に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）
 193

大和高田市立病院医療事務業務委託及び派遣事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告
 （市立病院医事課） 195

大和高田市教育ICT環境整備（ネットワーク）一式リースに関する条件付き一般競争入札（契約
 監理課） 196

令和8年5月納品分学校給食用物資（青果物）納入に関する条件付き一般競争入札（教育総務課）
 199

令和8年度大和高田市任期付職員採用試験の実施に関する公告（人事課） 201

令和8年度大和高田市市民交流センター駐車場運営管理業務委託事業者の選定を公募型プロポー
 ザル方式で行う公告（まち振興課） 205

都市計画図書の写しの縦覧（都市計画課） 205

教育委員会 206

大和高田市スポーツ推進委員に関する規則（教育総務課） 206

大和高田市運動場条例施行規則（教育総務課） 207

大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則（教育総務課） 211

大和高田市文化会館条例施行規則（教育総務課） 217

大和高田市文化会館運営協議会規則（教育総務課） 232

大和高田市文化会館運営協議会規則（教育総務課） 232

大和高田市教育委員会事務局組織規則及び大和高田市教育委員会事務委任規則の一部を改正する
 規則（教育総務課） 233

大和高田市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程（教育総務課） 238

大和高田市教育委員会3月臨時委員会の招集（教育総務課） 240

大和高田市教育委員会3月定例委員会の招集（教育総務課） 241

大和高田市地域クラブの認定等に関する取扱要綱（学校教育課） 241

選挙管理委員会 243

大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会） .. 243

監査委員 244

監査結果報告書の訂正（監査委員） 244

公平委員会 245

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則及び大和高田市公平委員会事務処理規則の一部を改正
 する規則（公平委員会） 245

農業委員会 245

大和高田市農業委員会4月定例委員会の招集（農業委員会） 245

公布された条例のあらまし

◇大和高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例（建設企画課）

1 理由

マテリアルリサイクル推進施設の整備運営事業を実施するに当たり、総合評価落札方式の一般競争入札により事業者の選定を厳正かつ公平に行うことを目的とした委員会を設置するため、所要の規定を整備するものです。

2 内容

- 1 附属機関として大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会を加え、その担当する事項をマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事項と定めます。（第2条関係）
- 2 大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例において、マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会の委員の報酬を定めます。（附則第2項関係）
- 3 その他所要の改正

3 施行期日

公布の日

◇一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の改正に鑑み、本市の職員に支給する給与の改定を行うものです。

2 内容

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正

- 1 職員の例月給与の水準を適切に確保するための手当として、新たに職員となった者等に支給する第2種初任給調整手当について規定します。（新第6条の2関係）
- 2 自動車等の駐車のための施設を利用する者に対して、当該施設を利用するための通勤手当を支給することについて新たに規定します。（新第8条の2関係）
- 3 その他所要の改正

第2条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

特定任期付職員に適用する一般職の職員の給与等に関する条例の規定について、第2種初任給調整手当の支給に関する規定を除きます。（第8条関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）

1 理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うものです。

2 内容

基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額を24万円から26万円に引き上げます。（第2条及び第21条関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

◇大和高田市隣保館条例及び大和高田市青少年会館設置条例の一部を改正する条例（人権施策課）

1 理由

本市では、効率的な行政サービスの提供及び持続可能なまちづくりの実現に向け、公共施設の集約化を推進しています。

この点、土庫隣保館は、住民福祉の向上、人権啓発の推進及び住民交流の促進を図る拠点として、重要な役割を担ってきました。その一方、長年の運営によりその老朽化が課題となっています。

そこで、上記の公共施設の集約化により、土庫隣保館が担ってきた機能を低下させることなく老朽化の課題解決を図るべく、土庫隣保館の事業及び機能を近隣の埴青少年会館に移行することを目指します。本案は、この機能移転に伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。

2 内容

第1条 大和高田市隣保館条例の一部改正

- 1 土庫隣保館の位置を「大和高田市日之出町1298番地2」に改めます。（第2条関係）
- 2 その他所要の改正

第2条 大和高田市青少年会館設置条例の一部改正

その他所要の改正

3 施行期日

令和8年10月1日

◇大和高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（こども家庭課）

1 理由

こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定に当たり、大和高田市子ども・子育て会議に当該計画の調査審議等を必要な事務として所掌させるための改正のほか、所要の改正を行うものです。

2 内容

- 1 子ども・子育て会議の設置目的に、こども施策の推進を加えます。（第1条関係）
- 2 所掌事務に、こども基本法第10条第2項の市町村こども計画及びこども施策の推進に関する調査審議を加えます。（第2条関係）
- 3 委員の秘密の保持に関する規定を加えます。（新第7条関係）
- 4 その他所要の改正

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市児童ホーム設置条例の一部を改正する条例（保育幼稚園課）

1 理由

現在、放課後児童健全育成事業を行っている片塩第1児童ホーム（大和高田市旭北町421番地）について、令和8年4月1日よりその位置を片塩小学校内の空き教室である大和高田市旭北町396番地に移転するため、当該児童ホームの位置を変更するための所要の改正を行います。

2 内容

片塩第1児童ホームの位置を大和高田市旭北町396番地に変更します。（第2条関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

◇大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（危機管理課）

1 理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により、公安職俸給表の改定が行われる予定です。また、一昨年成立した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律にお

ける扶養手当の規定の改正により定められた経過措置が令和8年3月31日で終了する予定です。これらに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定が行われるため、これに準じた所要の改正を行います。

2 内容

- 1 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者、又は応急措置従事者の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げます。（第5条関係）
- 2 非常勤消防団員等の扶養に係る補償基礎額への加算額を、配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）については廃止し、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の場合には383円から433円に改定します。（第5条関係）
- 3 非常勤消防団員又は非常勤水防団員の補償基礎額を別紙のとおり引き上げます。（別表関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

◇大和高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（保育幼稚園課）

1 理由

令和7年度から、生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを養育する家庭を対象として、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の範囲で時間単位等により柔軟に利用できる通園給付事業が開始されました。

本市においては、当該事業の設備及び運営に関する基準を条例により定めているところですが、令和8年度から、当該事業を実施する事業者に対する支援給付が行われることに伴い、市が行う確認に係る基準を定める必要が生じました。

本案は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、上記の確認基準についての規定を整備するものです。

2 内容

○案の骨子

- 第1条（趣旨）
- 第2条（基準）
- 第3条（委任）

3 施行期日

令和8年4月1日

◇大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局）

1 理由

令和8年4月1日に施行する大和高田市行政組織条例の一部改正に伴う行政組織機構改革を受けて、市議会常任委員会の所管する部局の名称が変更及び削除となることに伴い、所要の改正を行います。

2 内容

- 1 総務建設委員会の所管について、「地域振興部」を削ります。（第2条関係）
- 2 民生文教委員会の所管について、「保健部」を「こども・健康部」に改めます。（第2条関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）

1 理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

1 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う所要の整備（第75条の2、第76条関係）

令和8年3月31日をもって軽自動車税環境性能割が廃止されることに伴い、環境性能割に関する条項を削除し、種別割を軽自動車税として規定するものです。

2 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長（附則第8条関係）

畜産農家の経営安定や良質な肉用牛の生産を支援するための制度で一定の要件を満たして肉用牛を売却した場合、その所得に係る市民税が免除されます。この特例制度が3年延長されます。

3 その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和8年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課）

1 理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うものです。

2 内容

1 国民健康保険税の課税額に、子ども・子育て納付金課税額を新たに加えます。（第2条関係）

2 子ども・子育て支援納付金の算定方法について、新たに定めます。（第2条関係）

3 子ども・子育て支援納付金の課税額として合算する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の額について、新たに定めます。（第9条の2から第9条の4まで関係）

4 国民健康保険税の減額に係る子ども・子育て支援納付金の課税額として含まれる所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の負担軽減額について新たに定めます。（第21条関係）

5 国民健康保険税の軽減基準額の算定に係る被保険者及び特定同一世帯所属者の人数に乗じる額について、30,5000円を31万円とし、56万円を57万円とします。（第21条関係）

6 その他所要の改正

3 施行期日

令和8年4月1日

条 例

条例第1号

大和高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大和高田市附属機関設置条例（昭和36年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の項に次のように加える。

大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整	マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業における総合評価落札方式による契
----------------------	---------------------------------------

備・運営事業者選定委員会	約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事項
--------------	---

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第35号）の一部を次のように改正する。
附則第3項中「廃棄物減量等推進審議会の委員」の次に「、マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会の委員」を加える。

別表第1の1の項中

「

廃棄物減量等推進審議会の委員	日額	12,000円
----------------	----	---------

」を

「

廃棄物減量等推進審議会の委員	日額	12,000円
マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会の委員	日額	12,000円

」に改める。

条例第2号

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「であって」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（第2種初任給調整手当）

第6条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第4条の2第1項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第7条の3第2項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げ

た額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条の2中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「及び第2項第2号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額」を「、第2項第2号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額及び前項第1号に定める額」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金の相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第13条第2項本文中「この項において同じ。」の次に「又は第2種初任給調整手当」を加え、「並びに特殊勤務手当（市長が規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。）」を「、特殊勤務手当（市長が規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。）並びに第2種初任給調整手当」に、「及び特殊勤務手当の合計額」を「、特殊勤務手当及び第2種初任給調整手当の合計額」に、「及び特殊勤務手当（市長が規則で定めるものに限る。）」を「、特殊勤務手当（市長が規則で定めるものに限る。）及び第2種初任給調整手当」に改め、同項ただし書中「特殊勤務手当」の次に「又は第2種初任給調整手当」を加える。

第23条第1項中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第25条中「報酬」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

（大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第2条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第4条」の次に「、第6条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例第3号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万」に改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第4号

大和高田市隣保館条例及び大和高田市青少年会館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市隣保館条例及び大和高田市青少年会館設置条例の一部を改正する条例
（大和高田市隣保館条例の一部改正）

第1条 大和高田市隣保館条例（昭和43年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「大和高田市曙町692番地の4」を「大和高田市曙町692番地4」に、「大和高田市大字市場405番地の4」を「大和高田市大字市場405番地4」に、「大和高田市日之出町1, 228番地の1」を「大和高田市日之出町1298番地2」に、「大和高田市東雲町929番地の3」を「大和高田市東雲町929番地3」に改める。

（大和高田市青少年会館設置条例の一部改正）

第2条 大和高田市青少年会館設置条例（昭和55年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「大和高田市大字市場405番地の3」を「大和高田市大字市場405番地3」に、「大和高田市日之出町1298番地」を「大和高田市日之出町1298番地2」に、「大和高田市東雲町929番地の3」を「大和高田市東雲町929番地3」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

条例第5号

大和高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

大和高田市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」の次に「、及びこども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）の推進を図るため」を加える。

第2条第1項中「子ども・子育て支援法第72条第1項各号に規定するもののほか、市長の諮問に応じて本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する」を「次に掲げる事務を所掌する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) こども基本法第10条第2項の規定により市が定めるこども計画に関し調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援又はこども施策の推進に関し調査審議すること。

第3条第2項第1号中「子ども」を「こども」に改め、同項第2号及び第3号中「子ども・子育て支援」の次に「又はこども施策」を加える。

第8条を第9条とする。

第7条中「福祉部」を「子ども・子育て支援又はこども施策を所管する課」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第6号

大和高田市児童ホーム設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市児童ホーム設置条例の一部を改正する条例

大和高田市児童ホーム設置条例(平成13年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「大和高田市旭北町421番地」を「大和高田市旭北町396番地」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例第7号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大和高田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「12,900円」を「13,340円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大和高田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

条例第8号

大和高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）で定める基準とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置等)
- 2 第2条の規定の適用に関する経過措置等は、府令の附則及び府令を改正する府令の附則に規定する経過措置等の例による。

条例第9号

大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

大和高田市議会委員会条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「、地域振興部」を削り、同項第2号中「保健部」を「こども・健康部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例第10号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第9条中「、第75条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第75条の6第1項の申告書、」を削る。

第17条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「特定配当等」という。)の次に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第74条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第74条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第75条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第75条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第75条の3から第75条の8までを削る。

第76条（見出しを含む。）、第77条（見出しを含む。）、第77条の3（見出しを含む。）及び第78条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第79条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式」を「第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式」を「第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式」に改める。

第80条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「市長は」を「市長は、」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項及び第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条第2項中「第74条第3項ただし書」を「第74条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第19項を第16項とし、同条に次の1項を加える。

17 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を

「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第18条の2第2項第2号及び第18条の6第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第18条の11の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第18条の12第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附則第29条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。この条及び次条において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割につ

いては、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

条例第11号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.31を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,700円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第21条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、同項中「オ及びカ」を「オ」に改め、「17万円」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 1,190円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 140円

第21条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 850円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 100円

第21条第1項第3号中「560,000円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 340円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 40円

第21条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 255円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 425円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850円

第21条第3項中「当該所得割額及び被保険者均等割額」を「当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)」は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項から附則第13項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

規則第4号

大和高田市契約規則及び大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月2日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市契約規則及び大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則

（大和高田市契約規則の一部改正）

第1条 大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第48条第2項第8号キ中「下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）」を「二次委託等（大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第2条第2号に規定する市発注業務の委託を受けた者が、当該市発注業務の全部又は一部を委託することをいう。クにおいて同じ。）」に改め、同号ク中「下請契約等」を「二次委託等」に改める。

（大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則の一部改正）

第2条 大和高田市排水設備指定工事店等に関する規則（令和7年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第9号中「下請人によって」を「工事を他の者に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第5号

大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会規則を次のように定める。

令和8年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市附属機関設置条例(昭和36年条例第22号)第3条の規定に基づき、大和高田市マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事項を所掌する。

2 委員会は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定により、学識経験者から意見を聴取するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、8人以内をもって組織する。

2 委員は、廃棄物処理についての識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、この一般競争入札に参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境建設部クリーンセンター建設企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第6号

大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

(大和高田市保育所条例施行規則の一部改正)

第1条 大和高田市保育所条例施行規則（平成17年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第5項第1号中「4,900円」を「5,700円」に改め、同号ただし書中「300円」を「350円」に、「4,900円」を「5,700円」に改め、同項第2号中「300円」を「350円」に改める。

(大和高田市立こども園条例施行規則の一部改正)

第2条 大和高田市立こども園条例施行規則（平成22年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第5項第1号中「4,900円」を「5,700円」に改め、同号ただし書中「300円」を「350円」に、「4,900円」を「5,700円」に改め、同項第2号中「300円」を「350円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市立こども園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に給食の提供を受けた者について適用し、同日前に給食の提供を受けた者については、なお従前の例による。

規則第7号

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の5条を加える。

(第2種初任給調整手当の特定額に関して規則で定める職員及び額)

第3条の2 条例第6条の2第1項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の同項に規定する特定額（以下「特定額」という。）の算定の基礎となる額として規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第3条第3項の規定により当

該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

(2) 条例附則第18項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに条例第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

(第2種初任給調整手当の基準額)

第3条の3 条例第6条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額は、初任給調整手当(昭和36年人事院規則9-34)別表第3で定める職員の在勤する地域が奈良県である場合の区分に応じて定められる基準額(条例第6条の2第1項に規定する基準額をいう。以下同じ。)とする。

(第2種初任給調整手当の支給期間の終期)

第3条の4 条例第6条の2第1項の規則で定める日は、特定額が基準額以上となった日の前日とする。

(第2種初任給調整手当の支給額)

第3条の5 条例第6条の2第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の条例第6条の2第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額は、前項の規定により算定される額に当該各号で定める数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 育児短時間勤務職員 勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 任期付短時間勤務職員 勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(第2種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第3条の6 条例第6条の2第3項の規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員であるものとした場合における同条第1項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条第1項の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

第4条第1項第2号中「130万円」の次に「(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円)」を加える。

第5条の2第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第8条の2第3項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第3項中「提示」の次に「又は第5条の9に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第5条の7第2号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「(駐車場等を利用し、その料金を負

担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「(駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第5条の17を第5条の20とし、第5条の16を第5条の19とし、第5条の15を第5条の18とする。

第5条の14第1項中「第5条の10第1項」を「第5条の13第1項」に改め、同条を第5条の17とする。

第5条の13第1項中「第8条の2第6項」を「第8条の2第7項」に改め、同条を第5条の16とする。

第5条の12第1項中「第8条の2第5項」を「第8条の2第6項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項及び第3項中「第8条の2第5項」を「第8条の2第6項」に改め、同条を第5条の15とし、第5条の11を第5条の14とし、第5条の10を第5条の13とする。

第5条の9第1項中「第5条の12第2項第2号」を「第5条の15第2項第2号」に改め、同条第4項中「第8条の2第4項」を「第8条の2第5項」に、「第5条の12第2項」を「第5条の15第2項」に改め、同条を第5条の12とし、第5条の8の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第5条の9 条例第8条の2第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務する事務所の周辺又は第5条の2第3項の規定に基づき決定し、若しくは改定する通勤手当の額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第7条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない場合)

第5条の10 条例第8条の2第3項の規則で定める職員は第5条の7第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第5条の11 条例第8条の2第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。

(1) 1の駐車場を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める場合

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の2の規定を適用する。
- 3 大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号）附則第16条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第3条の5（改正後の規則3条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。
(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)
- 4 この規則の施行の前日から一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第 号）第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例第8条の2第3項に規定する駐車場等を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより同日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の規則第5条の2の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

規則第8号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和50年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のただし書を加える。

ただし、1の月における休暇、休職、欠勤、職務専念義務の免除その他学級を担当する業務に従事しない事由があった日の合計が当該月の勤務を要する日の合計の2分の1を超える場合は、当該月に支給する義務教育等教員特別手当にこれを加算しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給される義務教育等教員特別手当について適用し、同日前に支給される義務教育等教員特別手当については、なお従前の例による。

規則第9号

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則

大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

	部	課	係等
	室		
企画 政策部	行政改革 推進室	未来まちづくり課	特命事務係
		企画創生課	企画創生係
		秘書広報課	秘書広報グループ
		情報政策課	情報政策係
		人事課	人事グループ
		産業振興課	産業振興グループ
総務部		総務課	総務グループ
		法務課	法務係
		財政課	財政係
		税務課	税務グループ
		収納対策課	収納対策係
市民 生活部	危機管理室	危機管理課	危機管理グループ
		市民課	市民グループ
		保険年金課	保険年金グループ
		人権施策課	人権施策グループ
		市民協働課	市民協働グループ
福祉部		福祉施策課	福祉施策係
		障害福祉課	障害福祉係
		保護課	保護グループ
		長寿介護課	長寿介護グループ
		地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進グループ
こども・健康部		こども施策課	こども施策係
		こども家庭課	こども家庭グループ
		保育幼稚園課	保育幼稚園グループ
		健康増進課	健康増進グループ
環境建設部		土木管理課	土木管理グループ
		営繕課	営繕係
		住宅課	住宅グループ
		都市計画課	都市計画グループ
		市民衛生課	市民衛生係
		下水道課	下水道グループ

ク リ ー ン セ ン タ ー	企画整備課	企画整備グループ
	建設企画課	広域整備係
	美化推進課	美化推進グループ

第3条第2項の表を次のように改める。

課	施設又は事務所
産業振興課	消費生活センター
保険年金課	天満診療所
人権施策課	隣保館 青少年会館
市民協働課	市民交流センター
障害福祉課	障害者虐待防止センター
地域包括ケア推進課	地域包括支援センター
こども施策課	つどいの広場子育て支援センター
保育幼稚園課	保育所 こども園
健康増進課	保健センター 葛城地区休日診療所

第4条を次のように改める。

第4条 前条第1項の室及び課が分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 企画政策部

ア 行政改革推進室未来まちづくり課

- (ア) 奈良県と大和高田市とのまちづくりに関する包括協定に関する事。
- (イ) ファシリティマネジメントの総括及び総合調整に関する事。
- (ウ) 特命事務の推進に関する事。

イ 行政改革推進室企画創生課

- (ア) 大和高田市まちづくりの指針の策定及び進行管理に関する事。
- (イ) 政策の企画及び重要な施策の総合調整に関する事。
- (ウ) 行財政改革の進行管理及び連絡調整に関する事。
- (エ) 行政評価及び目標管理に関する事。
- (オ) 行政組織、事務の分掌及び職制に関する事。
- (カ) 行政の効率化に関する事。
- (キ) 指定管理者制度の総括及び総合調整に関する事。
- (ク) 総合教育会議に関する事。

ウ 秘書広報課

- (ア) 市長及び副市長の秘書に関する事。
- (イ) 儀式及び交際に関する事。
- (ウ) 褒賞及び表彰に関する事。
- (エ) 市長会及び副市長会に関する事。
- (オ) 市長の資産等の公開に関する事。
- (カ) 市長及び副市長の事務の引継ぎに関する事。
- (キ) 市政の広報施策の企画及び総合調整に関する事。
- (ク) 市政の報道及び報道機関との連絡調整に関する事。
- (ケ) 広報誌等の編集及び発行に関する事。
- (コ) 市のホームページの管理運営に関する事。
- (サ) 市民相談に関する事。

- (シ) 市政についての陳情、業務に対する要望等の総括に関する事。
- (ス) 公益通報者保護法(平成16年号外法律第122号)に基づく外部通報に関する事。
- (セ) 行政不服審査会に関する事。
- (ソ) 国際交流の推進に関する事。
- (タ) 市のマスコットキャラクターに関する事。

エ 情報政策課

- (ア) 地域情報化及び行政情報化施策の企画、推進及び総合調整に関する事。
- (イ) コンピュータシステムの管理運営及びサポートに関する事。
- (ウ) コンピュータシステムの利用により処理される個人情報保護に関する事。
- (エ) 情報セキュリティの企画、運用及び啓発に関する事。
- (オ) 総合行政ネットワークの管理運用に関する事。
- (カ) 機器台帳の調製及び保管に関する事。
- (キ) マイナンバー制度に係る庁内施策の総合調整に関する事。

オ 人事課

- (ア) 人事給与制度及び人事管理の基本計画の策定に関する事。
- (イ) 職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関する事。
- (ウ) 職員の定数及び配置に関する事。
- (エ) 職員の試験及び選考に関する事。
- (オ) 人事評価に関する事。
- (カ) 職員団体に関する事。
- (キ) 職員の安全衛生及び健康管理並びに福利厚生に関する事。
- (ク) 職員研修の企画及び実施に関する事。
- (ケ) 法令遵守の推進に関する事。
- (コ) 職員の給与、旅費及び勤務条件に関する事。
- (サ) 市長部局以外の各機関との人事及び給与に係る連絡調整及び補助に関する事。
- (シ) 職員の退職年金及び退職手当に関する事。
- (ス) 市町村職員共済組合、公務災害補償及び社会保険に関する事。
- (セ) 奈良県市町村総合事務組合との連絡調整に関する事。

カ 産業振興課

- (ア) 商工業振興施策の企画及び総合調整に関する事。
- (イ) 商工団体の育成に関する事。
- (ウ) 商店街の振興に関する事。
- (エ) 中小企業に対する融資に関する事。
- (オ) 特産物の振興に関する事。
- (カ) 計量器に関する事。
- (キ) 雇用対策及び労働問題に関する事。
- (ク) 若者に対する就業支援に関する事。
- (ケ) 中心市街地商業等活性化事業に関する事。
- (コ) 消費者支援対策に関する事。
- (サ) 観光事業振興施策の企画及び総合調整に関する事。
- (シ) 観光宣伝に関する事。
- (ス) 観光施設の整備及び管理に関する事。

- (セ) 観光行事に関する事。
- (ソ) 農業振興施策の企画及び総合調整に関する事。
- (タ) 農業経営基盤強化促進対策に関する事。
- (チ) 農業振興地域整備計画に関する事。
- (ツ) 農業の担い手の育成に関する事。
- (テ) 米の生産数量調整に関する事。
- (ト) 農産物の地域生産地域消費事業に関する事。
- (ナ) 農業制度資金の融資に関する事。
- (ニ) 農産物の流通に関する事。
- (ヌ) 農産物病虫害及び害鳥獣の駆除に関する事。
- (ネ) 鳥獣の捕獲許可、飼養許可等に関する事。
- (ノ) 農業委員会との連絡調整に関する事。
- (ハ) 農業委員会の委員の候補者の選定に関する事。

(2) 総務部

ア 総務課

- (ア) 市の境域に関する事。
- (イ) 公有財産の総括に関する事。
- (ウ) 普通財産の管理及び処分に関する事。
- (エ) 公有財産の使用許可及び貸付けに関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (オ) 公有財産台帳及び財産表の整備に関する事。
- (カ) 公有財産に係る情報収集及び整理に関する事。
- (キ) 庁舎の維持管理及び電話交換に関する事。
- (ク) 文書の收受及び発送に関する事。
- (ケ) 文書の保存及び廃棄並びに書庫の整理に関する事。
- (コ) 公印に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (サ) 基金に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (シ) 大和高田市土地開発公社に関する事。
- (ス) 公用車、重機等の整備及び管理に関する事。
- (セ) 公用車の運行管理に関する事。
- (ソ) 行政不服審査法に規定する審査庁事務に関する事（総務課が所掌する事務に係る処分及び不作為に関する審査請求を除く。）。
- (タ) 奈良県広域水道企業団との連絡調整に関する事。
- (チ) 国勢調査及び各種指定統計に関する事。
- (ツ) 自主統計に関する事。
- (テ) 統計の普及に関する事。
- (ト) 契約事務の指導、審査（大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第21条に定める額の範囲内の随意契約を除く。）及び総括に関する事。
- (ナ) 工事若しくは製造の請負、工事に係る調査、設計、監理等の委託又は清掃、警備等の委託に係る入札（他課で処理するものを除く。）に関する事。
- (ニ) 物品（医療機器、医薬材料、薬品等特殊なものを除く。）購入の入札に関する事。
- (ヌ) 入札参加者の資格審査及び選定に関する事。
- (ネ) 建設工事等の検査総括に関する事。

(ノ) 建設工事等の検査に係る調査及び研究に関すること。

(ハ) 他の部課の所管に属さないこと。

イ 法務課

(ア) 法令解釈及び運用に関すること。

(イ) 条例、規則等の制定改廃に係る立案及び審査に関すること。

(ウ) 公告式に関すること。

(エ) 例規集の編さん及び公報の発行に関すること。

(オ) 情報公開に係る事務の総括に関すること。

(カ) 個人情報保護に係る事務の総括に関すること。

(キ) 行政手続の適正化に関すること。

(ク) 訴訟、和解及び調停の総括に関すること。

(ケ) 政治倫理に関すること。

ウ 財政課

(ア) 財政計画の策定に関すること。

(イ) 予算の編成及び配当に関すること。

(ウ) 予算の執行に関すること。

(エ) 地方交付税及び地方譲与税に関すること。

(オ) 議会の招集及び議案書の調製に関すること。

(カ) 議会との連絡調整に関すること。

(キ) 財政健全化の企画及び総合調整に関すること。

(ク) 財政の健全性に関する比率の公表に関すること。

(ケ) 財政状況の公表に関すること。

(コ) 市債に関すること。

エ 税務課

(ア) 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産評価員の補助に関すること。

(イ) 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税並びに都市計画税の賦課に関すること。

(ウ) 固定資産課税台帳に関すること。

(エ) 特別土地保有税に関すること。

(オ) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

(カ) 固定資産税等の諸証明(納税証明を除く。)に関すること。

(キ) 個人市県民税の賦課に関すること。

(ク) 法人市民税の賦課に関すること。

(ケ) 軽自動車税の賦課に関すること。

(コ) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。

(サ) 市たばこ税の賦課に関すること。

(シ) 市民税等の諸証明(納税証明を除く。)に関すること。

オ 収納対策課

(ア) 歳入を確保するための施策の企画、検討及び実施に関すること。

(イ) 債権の管理及び回収対策の総合調整に関すること。

(ウ) 納税の啓発に関すること。

(エ) 市税及び税外収入(以下「市税等」という。)並びに個人県民税の徴収に関すること。

(オ) 市税等及び個人県民税の徴収嘱託及び受託徴収に関すること。

- (カ) 市税等及び個人県民税の督促に関する事。
- (キ) 市税等及び個人県民税の滞納処分及び不納欠損に関する事。
- (ク) 市税等及び個人県民税の収納事務並びに統計に関する事。
- (ケ) 市税等及び個人県民税の過誤納金の還付並びに充当に関する事。
- (コ) 差押財産の公売処分及び換価の猶予に関する事。
- (サ) 納税証明に関する事。
- (シ) 納税相談に関する事。

(3) 市民生活部

ア 危機管理室危機管理課

- (ア) 防災、減災、国民保護等に関する危機の管理に係る総合調整に関する事。
- (イ) 防災会議及び国民保護協議会に関する事。
- (ウ) 地域防災計画及び国民保護計画に関する事。
- (エ) 防災訓練及び防災意識の啓発に関する事。
- (オ) 災害応援協定に関する事。
- (カ) 防災通信の管理運営に関する事。
- (キ) 非常用物資の調達及び管理に関する事。
- (ク) 全国瞬時警報システム及び防災行政無線に関する事。
- (ケ) 消防団に関する事。
- (コ) 消防水利施設の整備に関する事。
- (サ) 自主防災組織に関する事。
- (シ) 奈良県広域消防組合との連絡調整に関する事。
- (ス) 自衛官の募集に関する事。
- (セ) 交通安全施策の企画及び総合調整に関する事。
- (ソ) 交通安全思想の普及に関する事。
- (タ) 交通安全運動の推進に関する事。
- (チ) 放置自転車対策に関する事。
- (ツ) 違法駐車に対する広報及び啓発に関する事。
- (テ) 自転車駐車場及び自動車駐車場の運営に関する事。
- (ト) 安心・安全なまちづくり施策の企画及び総合調整に関する事。
- (ナ) 防犯意識の啓発及び高揚に関する事。
- (ニ) 地域安全活動の推進に関する事。
- (ヌ) 交通遺児に対する見舞金及び就学援助金の支給に関する事。
- (ネ) 警察との連絡調整に関する事。

イ 市民課

- (ア) 住民基本台帳に係る届出の受付に関する事。
- (イ) 戸籍謄抄本及び住民票の写しその他証明書等の交付に関する事。
- (ウ) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事。
- (エ) 印鑑登録に関する事。
- (オ) 中長期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務に関する事。
- (カ) 自動車の臨時運行に関する事。
- (キ) 埋火葬の許可に関する事。
- (ク) 住民基本台帳の整備及び記録の管理に関する事。

- (ケ) 住民情報の統計及び報告に関すること。
- (コ) 住居表示に関すること。
- (サ) マイナンバー制度に係る個人番号の通知に関すること。
- (シ) 個人番号カードの交付に関すること。
- (ス) 個人番号カードの認証に係る通知及び照会に関すること。
- (セ) 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
- (ソ) 戸籍に係る届出の受付に関すること。
- (タ) 戸籍の整備及び記録の管理に関すること。
- (チ) 戸籍の附票の作成に関すること。
- (ツ) 人口動態調査に関すること。
- (テ) 破産者、成年被後見人、被保佐人及び犯罪人名簿の管理に関すること。
- (ト) 身分事項及び身分証明に関すること。
- (ナ) 税務署長への死亡者の通知に関すること。

ウ 保険年金課

- (ア) 国民健康保険事業の計画及び調整に関すること。
- (イ) 国民健康保険被保険者の資格に関すること。
- (ウ) 国民健康保険の給付に関すること。
- (エ) 診療請求及び審査に関すること。
- (オ) 国民健康保険の保健事業に関すること。
- (カ) 国民健康保険税の賦課に関すること。
- (キ) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (ク) 大和高田市国民健康保険天満診療所に関すること。
- (ケ) 後期高齢者医療保険被保険者資格及び給付等の届出の受付に関すること。
- (コ) 後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。
- (サ) 後期高齢者医療保険料の督促に関すること。
- (シ) 後期高齢者医療保険料の滞納処分及び不納欠損に関すること。
- (ス) 後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (セ) 奈良県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。
- (ソ) 国民年金被保険者の資格の取得、喪失等に関すること。
- (タ) 国民年金保険料の免除等に関すること。
- (チ) 国民年金裁定請求に関すること。
- (ツ) その他年金制度に関すること。

エ 人権施策課

- (ア) 人権施策の企画及び総合調整に関すること。
- (イ) 人権意識の高揚を図るための啓発に関すること。
- (ウ) 非核・平和に関すること。
- (エ) 人権教育の推進に関すること。
- (オ) 人権学習事業の実施に関すること。
- (カ) 人権擁護委員に関すること。
- (キ) 犯罪被害者等の支援に関すること。
- (ク) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (ケ) 男女共同参画社会形成のための施策の企画及び総合調整に関すること。

(コ) 男女共同参画関係団体及び女性リーダーの育成に関する事。

オ 市民協働課

(ア) 自治会等との連絡調整に関する事。

(イ) まちづくり団体の支援に関する事。

(ウ) 地域コミュニティ活動の推進及び支援に関する事。

(エ) 地縁による団体の認可に関する事。

(オ) 移住及び定住の促進に関する事。

(カ) 地域公共交通施策の企画及び総合調整に関する事。

(キ) 協働によるまちづくりに関する施策の企画及び総合調整に関する事。

(ク) 市民協働の推進及び普及啓発に関する事。

(ケ) 市民活動団体の登録に関する事。

(コ) 市民交流センターに関する事(他課の所管に属する部分を除く。)

(4) 福祉部

ア 福祉施策課

(ア) 地域福祉施策の総合調整に関する事。

(イ) 地域福祉計画の策定及び推進に関する事。

(ウ) 社会的孤立の防止に関する事。

(エ) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護事務に関する事。

(オ) 民生委員に関する事。

(カ) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。

(キ) 高田温泉さくら荘及び総合福祉会館に関する事。

(ク) 社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。

(ケ) 社会福祉法人の指導監査及び認可等に関する事。

(コ) 生活困窮者の自立支援に関する事。

イ 障害福祉課

(ア) 障害福祉基本計画の策定及び推進に関する事。

(イ) 身体障害者福祉に関する事。

(ウ) 知的障害者福祉に関する事。

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。

(オ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年号外法律第123号)に基づく福祉に関する事。

(カ) 身体障害者手帳の交付、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付に関する事。

(キ) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事。

(ク) 障害児通所支援事業等に関する事。

(ケ) 心身障害者の医療費助成に関する事。

(コ) 障害者虐待防止センターに関する事。

(サ) その他障害福祉に関する事。

ウ 保護課

(ア) 生活保護の決定及び実施に関する事。

(イ) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。

(ウ) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第9条に基づく葬祭執行に関する事。

(エ) 中国残留邦人等に関する事。

(オ) 生活保護に係る経理に関する事。

エ 長寿介護課

(ア) 介護保険事業計画の策定及び推進に関する事。

(イ) 介護保険の給付に関する事。

(ウ) 介護保険被保険者の資格管理に関する事。

(エ) 介護保険料の賦課及び徴収に関する事。

(オ) 介護保険料の督促に関する事。

(カ) 介護保険料の滞納処分及び不納欠損に関する事。

(キ) 介護保険料の過誤納金の還付及び充当に関する事。

(ク) 地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関する事。

(ケ) 介護予防・日常生活支援総合事業者の指定及び監督に関する事。

(コ) 老人憩いの家に関する事。

(サ) 公益社団法人大和高田市シルバー人材センターとの連絡調整に関する事。

(シ) 要介護認定及び要支援認定に関する事。

(ス) 介護認定審査会に関する事。

(セ) 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者の指定、指導及び監督に関する事。

(ソ) 介護サービス計画等に関する事。

(タ) 事業対象者の決定に関する事。

(チ) 老人福祉施設への措置及び費用の徴収に関する事。

オ 地域包括ケア推進課

(ア) 地域包括支援センター業務に係る経理に関する事。

(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。

(ウ) 介護予防支援事業に関する事。

(エ) 地域支援事業における任意事業に関する事。

(オ) 高齢者の生活支援及び生きがい対策に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

(カ) 総合相談事業に関する事。

(キ) 権利擁護事業に関する事。

(ク) 包括的・継続的ケアマネジメント事業に関する事。

(ケ) 在宅医療・介護連携推進事業に関する事。

(コ) 生活支援体制整備事業に関する事。

(サ) 認知症総合支援事業に関する事。

(シ) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に関する事。

(5) こども・健康部

ア こども施策課

(ア) こども家庭施策の企画及び総合調整に関する事。

(イ) 少子化対策に関する事。

(ウ) こども支援及び子育て支援に関する事(他課の所管に属することを除く。)

(エ) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。

(オ) ひとり親家庭等の福祉に関する事。

(カ) 地域子育て支援拠点事業に関する事。

(キ) 子ども、ひとり親家庭等の医療費助成に関する事。

- (ク) 未熟児養育医療に関すること。
 - イ こども家庭課
 - (ア) こども家庭センターの運営に関すること。
 - (イ) こども家庭相談に関すること(他課の所管に属することを除く。)
 - (ウ) 要保護児童対策地域協議会に関すること。
 - (エ) 家庭支援事業に関すること(他課の所管に属することを除く。)
 - (オ) 乳児家庭全戸訪問事業に関すること。
 - (カ) 母子生活支援施設及び助産施設への入所措置に関すること。
 - (キ) 妊産婦及び乳幼児の健康診査に関すること。
 - (ク) その他母子保健に関すること。
 - ウ 保育幼稚園課
 - (ア) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の教育・保育計画の策定に関すること。
 - (イ) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の管理及び運営に関すること。
 - (ウ) 保育所及び幼保連携型認定こども園の利用に関すること。
 - (エ) 保育所及び幼保連携型認定こども園の保育料に関すること。
 - (オ) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の服務等に係る事務手続に関すること。
 - (カ) 市民交流センターで行う託児室事業に関すること。
 - (キ) 放課後児童健全育成事業に関すること。
 - (ク) 私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園の指導及び助成に関すること。
 - (ケ) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園施設の管理に関すること。
 - (コ) 保育所、幼稚園及びこども園の再編に関すること。
 - エ 健康増進課
 - (ア) 地域保健施策の企画及び推進に関すること。
 - (イ) 生活習慣病予防施策の企画及び総合調整に関すること。
 - (ウ) 健康診査及び検診に関すること(他課の所管に属することを除く。)
 - (エ) 予防接種に関すること。
 - (オ) 感染症の予防に関すること。
 - (カ) 献血の推進に関すること。
 - (キ) 健康づくり事業の推進に関すること。
 - (ク) 保健センターの管理に関すること。
 - (ケ) 葛城地区休日診療所に関すること。
- (6) 環境建設部
- ア 土木管理課
 - (ア) 市道の認定及び廃止又は変更に関すること。
 - (イ) 道路及び橋りょうの台帳の作成に関すること。
 - (ウ) 市道、市管理道路及び法定外公共物の境界明示に関すること。
 - (エ) 道路の占用及び法定外公共物の使用許可に関すること。
 - (オ) 法定外公共物の用途廃止に関すること。
 - (カ) 一級河川占用許可申請に関する副申に関すること。
 - (キ) 道路照明灯に関すること。
 - (ク) 地籍調査の推進に関すること。

- (ケ) 地籍調査の計画及び実施に関する事。
- (コ) 地籍調査に係る成果物の管理に関する事。
- (サ) 道路、水路及び橋りょうの新設、改良及び維持管理に関する事。
- (シ) 道路工事の許可(掘削占用等)に関する事。
- (ス) 法定外公共物の維持管理に関する事。
- (セ) 災害復旧工事に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- (ソ) 雨水ポンプ場の管理運営に関する事。
- (タ) 交通安全施設の整備及び管理に関する事。
- (チ) 農道、水路の新設、改良及び維持管理に関する事。
- (ツ) 農業土木工事に関する事。
- (テ) 土地改良事業に関する事。
- (ト) 農業水利に関する事。
- (ナ) 農業振興地域整備事業に関する事。

イ 営繕課

- (ア) 建築工事の計画、設計及び施工監理に関する事。
- (イ) 他課から委託を受けた建築工事の設計及び監理に関する事。

ウ 住宅課

- (ア) 公営住宅等の入居管理に関する事。
- (イ) 公営住宅等の使用料に関する事。
- (ウ) 公営住宅の整備計画及び維持管理に関する事。
- (エ) 住宅施策の企画及び総合調整に関する事。
- (オ) 空き家対策に関する事。
- (カ) 住宅新築資金等貸付金に関する事。
- (キ) 住宅及び建築物の相談事業に関する事。
- (ク) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する事。
- (ケ) その他住宅施策に関する事。

エ 都市計画課

- (ア) 都市計画の調査及び策定に関する事。
- (イ) 都市計画事業の調査及び計画に関する事。
- (ウ) 農地等の保全調整に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- (エ) 都市計画事業に係る土地及び家屋の収用並びに補償に関する事。
- (オ) 駐車場法(昭和32年法律第106号)及び奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(平成7年奈良県条例第30号)に基づく路外駐車場の届出等に関する事。
- (カ) 駅前広場駐車場の使用料に関する事。
- (キ) 地価公示台帳の閲覧に関する事。
- (ク) 都市公園及び駅前広場の整備に関する事。
- (ケ) 幹線道路の整備に関する事。
- (コ) 街路事業の整備に関する事。
- (サ) その他都市計画事業の整備に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- (シ) 開発行為の指導及び副申に関する事。
- (ス) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく副申に関する事。
- (セ) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく届出の処理に

関すること。

- (ソ) 馬見丘陵景観保全地区内行為の届出の副申に関する事。
- (タ) 屋外広告物の許可等に関する事。
- (チ) 租税特別措置法(昭和32年号外法律第26号)に基づく優良宅地造成及び優良住宅新築の認定に関する事。
- (ツ) 短期譲渡所得土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定に関する事。
- (テ) 緑化計画の策定及び推進に関する事。
- (ト) 公園緑地、公共広場及び街路樹の維持管理に関する事。
- (ナ) 緑化及び美化の市民運動の支援に関する事。
- (ニ) 花の植樹推進に関する事。

オ 市民衛生課

- (ア) 環境保全施策の企画及び総合調整に関する事。
- (イ) 公害の排除及び予防についての企画、調査及び指導に関する事。
- (ウ) 公害に対する相談及び苦情処理に関する事。
- (エ) 自然環境の保護に関する事。
- (オ) 地球温暖化防止対策に関する事。
- (カ) 生活環境保全の推進に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- (キ) 狂犬病予防及び犬の登録に関する事。
- (ク) 衛生害虫の駆除に関する事。
- (ケ) 市営斎場及び市営墓地の管理に関する事。
- (サ) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する事。
- (シ) し尿処理に関する事。
- (ス) し尿くみ取り手数料に関する事。
- (セ) 浄化槽清掃業の許可等に関する事。
- (ソ) 奈良県葛城地区清掃事務組合との連絡調整に関する事。

カ 下水道課

- (ア) 下水道使用料の調定に関する事。
- (イ) 下水道使用料の統計に関する事。
- (ウ) 下水道使用料の減免に関する事。
- (エ) 下水道使用料の徴収に関する事。
- (オ) 下水道使用料の督促に関する事。
- (カ) 下水道使用料の過誤納の整理に関する事。
- (キ) 下水道使用料の滞納処分に関する事。
- (ク) 下水道使用料の不納欠損処分に関する事。
- (ケ) 下水道使用料の徴収の委託に関する事。
- (コ) 下水道使用料の催告に関する事。
- (サ) 名義変更及びこれに伴う下水道使用料の精算に関する事。
- (シ) 下水道事業の企画広報に関する事。
- (ス) 予算編成及び決算の調製に関する事。
- (セ) 業務状況の公表に関する事。
- (ソ) 経理に関する事。

- (タ) 財政計画に関すること。
- (チ) 企業債及び資金計画に関すること。
- (ツ) 公共下水道の普及及び水洗便所への改造促進に関すること。
- (テ) 公共下水道の使用料(他に委任した事務に係るものを除く。)に関すること。
- (ト) 公共下水道の施設の設計及び施工に関すること。
- (ナ) 流域下水道との調整に関すること。
- (ニ) 公共下水道事業の調査及び計画に関すること。
- (ヌ) 公共下水道の水質管理に関すること。
- (ネ) 公共下水道の使用に関すること。
- (ノ) 公共下水道施設の維持管理に関すること。
- (ハ) 公共下水道台帳の調製及び保管に関すること。
- (ヒ) 排水設備工事の申請に関すること。
- (フ) 排水設備工事の指定工事店の登録及び指導に関すること。
- (ヘ) 市以外の者が行う下水道施設の工事及び維持に係る審査及び指導に関すること。

キ クリーンセンター企画整備課

- (ア) 資源リサイクル実施団体等の育成及び支援に関すること。
- (イ) 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- (ウ) 一般廃棄物処理業の許可等に関すること。
- (エ) 一般廃棄物処理計画の策定及び実施に関すること。
- (オ) 廃棄物処理施設の整備計画の策定に関すること。
- (カ) 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。
- (キ) 一般廃棄物の搬入指導及び検査に関すること。
- (ク) 一般廃棄物の減量化及び資源化の指導に関すること。
- (ケ) 処理手数料の徴収に関すること。
- (コ) クリーンセンターの経理その他庶務に関すること。
- (サ) 山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整に関すること。
- (シ) 循環型社会形成推進地域計画の策定に関すること。
- (ス) ごみ処理施設の整備計画に関すること。
- (セ) ごみ中継施設、粗大ごみ処理施設及び資源ごみ処理施設の維持管理に関すること。
- (ソ) 一般廃棄物の処分に関すること。
- (タ) 廃棄物の最終処分に関すること。
- (チ) リサイクル施設の運営管理に関すること。
- (ツ) 資源物分別整理に関すること。
- (テ) クリーンセンター施設の整備(ごみ中継施設及びリサイクル施設の建設を除く。以下第11条第2項において同じ。)に関すること。

ク クリーンセンター建設企画課

- (ア) ごみ中継施設の建設に関すること。
- (イ) リサイクル施設の建設に関すること。

ケ クリーンセンター美化推進課

- (ア) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
- (イ) 収集車両の配車及び管理に関すること。
- (ウ) 粗大ゴミの収集に係る受付に関すること。

(エ) コンテナボックス集積場での一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。

(オ) 前号の収集及び運搬に伴う車両の配車及び管理に関すること。

第6条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第7条第3項中「前条第4項」を「前条第3項」に改める。

第11条第2項を次のように改める。

2 グループを置いている課にあっては、係長はそれぞれ次のとおり事務を分担するものとする。

(1) 秘書広報グループ

ア 秘書担当

(ア) 市長及び副市長の秘書に関すること。

(イ) 儀式及び交際に関すること。

(ウ) 褒賞及び表彰に関すること。

(エ) 市長会及び副市長会に関すること。

(オ) 市長の資産等の公開に関すること。

(カ) 市長及び副市長の事務の引継ぎに関すること。

(キ) 課内の他の係長の補助に関すること。

イ 広報広聴担当

(ア) 市政の広報施策の企画及び総合調整に関すること。

(イ) 市政の報道及び報道機関との連絡調整に関すること。

(ウ) 広報誌等の編集及び発行に関すること。

(エ) 市のホームページの管理運営に関すること。

(オ) 市民相談に関すること。

(カ) 市政についての陳情、業務に対する要望等の総括に関すること。

(キ) 公益通報者保護法に基づく外部通報に関すること。

(ク) 行政不服審査会に関すること。

(ケ) 国際交流の推進に関すること。

(コ) 市のマスコットキャラクターに関すること。

(サ) 課内の他の係長の補助に関すること。

(2) 人事グループ

ア 人材マネジメント担当

(ア) 人事給与制度及び人事管理の基本計画の策定に関すること。

(イ) 職員の任免、分限、懲戒及び服務その他身分に関すること。

(ウ) 職員の定数及び配置に関すること。

(エ) 職員の試験及び選考に関すること。

(オ) 人事評価に関すること。

(カ) 職員団体に関すること。

(キ) 職員の安全衛生及び健康管理並びに福利厚生に関すること。

(ク) 職員研修の企画及び実施に関すること。

(ケ) 法令遵守の推進に関すること。

(コ) 課内の他の係長の補助に関すること。

イ 給与担当

(ア) 職員の給与、旅費及び勤務条件に関すること。

(イ) 市長部局以外の各機関との人事及び給与に係る連絡調整及び補助に関すること。

- (ウ) 職員の退職年金及び退職手当に関する事。
- (エ) 市町村職員共済組合、公務災害補償及び社会保険に関する事。
- (オ) 奈良県市町村総合事務組合との連絡調整に関する事。
- (カ) 課内の他の係長の補助に関する事。

(3) 産業振興グループ

ア 商工振興担当

- (ア) 商工業振興施策の企画及び総合調整に関する事。
- (イ) 商工団体の育成に関する事。
- (ウ) 商店街の振興に関する事。
- (エ) 中小企業に対する融資に関する事。
- (オ) 特産物の振興に関する事。
- (カ) 計量器に関する事。
- (キ) 雇用対策及び労働問題に関する事。
- (ク) 若者に対する就業支援に関する事。
- (ケ) 中心市街地商業等活性化事業に関する事。
- (コ) 消費者支援対策に関する事。
- (サ) 観光事業振興施策の企画及び総合調整に関する事。
- (シ) 観光宣伝に関する事。
- (ス) 観光施設の整備及び管理に関する事。
- (セ) 観光行事に関する事。
- (ソ) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 農業振興担当

- (ア) 農業振興施策の企画及び総合調整に関する事。
- (イ) 農業経営基盤強化促進対策に関する事。
- (ウ) 農業振興地域整備計画に関する事。
- (エ) 農業の担い手の育成に関する事。
- (オ) 米の生産数量調整に関する事。
- (カ) 農産物の地域生産地域消費事業に関する事。
- (キ) 農業制度資金の融資に関する事。
- (ク) 農産物の流通に関する事。
- (ケ) 農産物病虫害及び害鳥獣の駆除に関する事。
- (コ) 鳥獣の捕獲許可、飼養許可等に関する事。
- (サ) 農業委員会との連絡調整に関する事。
- (シ) 農業委員会の委員の候補者の選定に関する事。
- (ス) 課内の他の係長の補助に関する事。

(4) 総務グループ

ア 総務管財担当

- (ア) 市の境域に関する事。
- (イ) 公有財産の総括に関する事。
- (ウ) 普通財産の管理及び処分に関する事。
- (エ) 公有財産の使用許可及び貸付けに関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- (オ) 公有財産台帳及び財産表の整備に関する事。

- (カ) 公有財産に係る情報収集及び整理に関する事。
- (キ) 庁舎の維持管理及び電話交換に関する事。
- (ク) 文書の收受及び発送に関する事。
- (ケ) 文書の保存及び廃棄並びに書庫の整理に関する事。
- (コ) 公印に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- (サ) 基金に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- (シ) 大和高田市土地開発公社に関する事。
- (ス) 公用車、重機等の整備及び管理に関する事。
- (セ) 公用車の運行管理に関する事。
- (ソ) 行政不服審査法に規定する審査庁事務に関する事(総務課が所掌する事務に係る処分及び不作為に関する審査請求を除く。)
- (タ) 奈良県広域水道企業団との連絡調整に関する事。
- (チ) 国勢調査及び各種指定統計に関する事。
- (ツ) 自主統計に関する事。
- (テ) 統計の普及に関する事。
- (ト) 他の部課の所管に属さない事。
- (ナ) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 契約監理担当

- (ア) 契約事務の指導、審査(大和高田市契約規則第21条に定める額の範囲内の随意契約を除く。)及び総括に関する事。
- (イ) 工事若しくは製造の請負、工事に係る調査、設計、監理等の委託又は清掃、警備等の委託に係る入札(他課で処理するものを除く。)に関する事。
- (ウ) 物品(医療機器、医薬材料、薬品等特殊なものを除く。)購入の入札に関する事。
- (エ) 入札参加者の資格審査及び選定に関する事。
- (オ) 課内の他の係長の補助に関する事。

ウ 検査担当

- (ア) 建設工事等の検査総括に関する事。
- (イ) 建設工事等の検査に係る調査及び研究に関する事。
- (ウ) 課内の他の係長の補助に関する事。

(5) 税務グループ

ア 固定資産税担当

- (ア) 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産評価員の補助に関する事。
- (イ) 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税並びに都市計画税の賦課に関する事。
- (ウ) 固定資産課税台帳に関する事。
- (エ) 特別土地保有税に関する事。
- (オ) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (カ) 固定資産税等の諸証明(納税証明を除く。)に関する事。
- (キ) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 市民税担当

- (ア) 個人市県民税の賦課に関する事。
- (イ) 法人市民税の賦課に関する事。
- (ウ) 軽自動車税の賦課に関する事。

- (エ) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関する事。
- (オ) 市たばこ税の賦課に関する事。
- (カ) 市民税等の諸証明(納税証明を除く。)に関する事。
- (キ) 課内の他の係長の補助に関する事。

(6) 危機管理グループ

ア 危機管理担当

- (ア) 防災、減災、国民保護等に関する危機の管理に係る総合調整に関する事。
- (イ) 防災会議及び国民保護協議会に関する事。
- (ウ) 地域防災計画及び国民保護計画に関する事。
- (エ) 防災訓練及び防災意識の啓発に関する事。
- (オ) 災害応援協定に関する事。
- (カ) 防災通信の管理運営に関する事。
- (キ) 非常用物資の調達及び管理に関する事。
- (ク) 全国瞬時警報システム及び防災行政無線に関する事。
- (ケ) 消防団に関する事。
- (コ) 消防水利施設の整備に関する事。
- (サ) 自主防災組織に関する事。
- (シ) 奈良県広域消防組合との連絡調整に関する事。
- (ス) 自衛官の募集に関する事。
- (セ) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 生活安全担当

- (ア) 交通安全施策の企画及び総合調整に関する事。
- (イ) 交通安全思想の普及に関する事。
- (ウ) 交通安全運動の推進に関する事。
- (エ) 放置自転車対策に関する事。
- (オ) 違法駐車に対する広報及び啓発に関する事。
- (カ) 自転車駐車場及び自動車駐車場の運営に関する事。
- (キ) 安心・安全なまちづくり施策の企画及び総合調整に関する事。
- (ク) 防犯意識の啓発及び高揚に関する事。
- (ケ) 地域安全活動の推進に関する事。
- (コ) 交通遺児に対する見舞金及び就学援助金の支給に関する事。
- (サ) 警察との連絡調整に関する事。
- (シ) 課内の他の係長の補助に関する事。

(7) 市民グループ

ア 窓口担当

- (ア) 住民基本台帳に係る届出の受付に関する事。
- (イ) 戸籍謄抄本及び住民票の写しその他証明書等の交付に関する事。
- (ウ) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事。
- (エ) 印鑑登録に関する事。
- (オ) 中長期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務に関する事。
- (カ) 自動車の臨時運行に関する事。
- (キ) 埋火葬の許可に関する事。

- (ク) 住民基本台帳の整備及び記録の管理に関する事。
- (ケ) 住民情報の統計及び報告に関する事。
- (コ) 住居表示に関する事。
- (サ) マイナンバー制度に係る個人番号の通知に関する事。
- (シ) 個人番号カードの交付に関する事。
- (ス) 個人番号カードの認証に係る通知及び照会に関する事。
- (セ) 住民基本台帳ネットワークシステムに関する事。
- (ソ) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 戸籍担当

- (ア) 戸籍に係る届出の受付に関する事。
- (イ) 戸籍の整備及び記録の管理に関する事。
- (ウ) 戸籍の附票の作成に関する事。
- (エ) 人口動態調査に関する事。
- (オ) 破産者、成年被後見人、被保佐人及び犯罪人名簿の管理に関する事。
- (カ) 身分事項及び身分証明に関する事。
- (キ) 税務署長への死亡者の通知に関する事。
- (ク) 課内の他の係長の補助に関する事。

(8) 保険年金グループ

ア 国保担当

- (ア) 国民健康保険事業の計画及び調整に関する事。
- (イ) 国民健康保険被保険者の資格に関する事。
- (ウ) 国民健康保険の給付に関する事。
- (エ) 診療請求及び審査に関する事。
- (オ) 国民健康保険の保健事業に関する事。
- (カ) 国民健康保険税の賦課に関する事。
- (キ) 国民健康保険運営協議会に関する事。
- (ケ) 大和高田市国民健康保険天満診療所に関する事。
- (コ) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 後期高齢者医療・年金担当

- (ア) 後期高齢者医療保険被保険者資格及び給付等の届出の受付に関する事。
- (イ) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。
- (ウ) 後期高齢者医療保険料の督促に関する事。
- (エ) 後期高齢者医療保険料の滞納処分及び不納欠損に関する事。
- (オ) 後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (カ) 奈良県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関する事。
- (キ) 国民年金被保険者の資格の取得、喪失等に関する事。
- (ク) 国民年金保険料の免除等に関する事。
- (ケ) 国民年金裁定請求に関する事。
- (コ) その他年金制度に関する事。
- (サ) 課内の他の係長の補助に関する事。

(9) 人権施策グループ

ア 人権施策推進担当

- (ア) 人権施策の企画及び総合調整に関すること。
 - (イ) 人権意識の高揚を図るための啓発に関すること。
 - (ウ) 非核・平和に関すること。
 - (エ) 人権教育の推進に関すること。
 - (オ) 人権学習事業の実施に関すること。
 - (カ) 人権擁護委員に関すること。
 - (キ) 犯罪被害者等の支援に関すること。
 - (ク) 課内の他の係長の補助に関すること。
- イ 男女共同画推進担当
- (ア) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
 - (イ) 男女共同参画社会形成のための施策の企画及び総合調整に関すること。
 - (ウ) 男女共同参画関係団体及び女性リーダーの育成に関すること。
 - (エ) 課内の他の係長の補助に関すること。
- (10) 市民協働グループ
- ア 地域協働担当
- (ア) 自治会等との連絡調整に関すること。
 - (イ) まちづくり団体の支援に関すること。
 - (ウ) 地域コミュニティ活動の推進及び支援に関すること。
 - (エ) 地縁による団体の認可に関すること。
 - (オ) 移住、定住の促進に関すること。
 - (カ) 地域公共交通施策の企画及び総合調整に関すること。
 - (キ) 課内の他の係長の補助に関すること。
- イ 市民交流センター担当
- (ア) 協働によるまちづくりに関する施策の企画及び総合調整に関すること。
 - (イ) 市民協働の推進及び普及啓発に関すること。
 - (ウ) 市民活動団体の登録に関すること。
 - (エ) 市民交流センターに関すること(他課の所管に属する部分を除く。)
 - (オ) 課内の他の係長の補助に関すること。
- (11) 保護グループ
- ア 支援担当
- (ア) 生活保護の決定及び実施に関すること。
 - (イ) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
 - (ウ) 墓地、埋葬等に関する法律第9条に基づく葬祭執行に関すること。
 - (エ) 中国残留邦人等に関すること。
 - (オ) 課内の他の係長の補助に関すること。
- イ 庶務担当
- (ア) 生活保護に係る経理に関すること。
 - (イ) 課内の他の係長の補助に関すること。
- (12) 長寿介護グループ
- ア 給付担当
- (ア) 介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
 - (イ) 介護保険の給付に関すること。

- (ウ) 介護保険被保険者の資格管理に関する事。
- (エ) 介護保険料の賦課及び徴収に関する事。
- (オ) 介護保険料の督促に関する事。
- (カ) 介護保険料の滞納処分及び不納欠損に関する事。
- (キ) 介護保険料の過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (ク) 地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関する事。
- (ケ) 介護予防・日常生活支援総合事業者の指定及び監督に関する事。
- (コ) 老人憩いの家に関する事。
- (サ) 公益社団法人大和高田市シルバー人材センターとの連絡調整に関する事。
- (シ) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 認定担当

- (ア) 要介護認定及び要支援認定に関する事。
- (イ) 介護認定審査会に関する事。
- (ウ) 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者の指定、指導及び監督に関する事。
- (エ) 介護サービス計画等に関する事。
- (オ) 事業対象者の決定に関する事。
- (カ) 老人福祉施設への措置及び費用の徴収に関する事。
- (キ) 課内の他の係長の補助に関する事。

(13) 地域包括ケア推進グループ

ア 支援担当

- (ア) 地域包括支援センター業務に係る経理に関する事。
- (イ) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- (ウ) 介護予防支援事業に関する事。
- (エ) 地域支援事業における任意事業に関する事。
- (オ) 高齢者の生活支援及び生きがい対策に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- (カ) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 推進担当

- (ア) 総合相談事業に関する事。
- (イ) 権利擁護事業に関する事。
- (ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント事業に関する事。
- (エ) 在宅医療・介護連携推進事業に関する事。
- (オ) 生活支援体制整備事業に関する事。
- (カ) 認知症総合支援事業に関する事。
- (キ) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に関する事。
- (ク) 課内の他の係長の補助に関する事。

(14) こども家庭グループ

ア こども相談担当

- (ア) こども家庭センターの運営に関する事。
- (イ) こども家庭相談に関する事(他課の所管に属することを除く。)
- (ウ) 要保護児童対策地域協議会に関する事。
- (エ) 家庭支援事業に関する事(他課の所管に属することを除く。)
- (オ) 乳児家庭全戸訪問事業に関する事。

(カ) 母子生活支援施設及び助産施設への入所措置に関する事。

(キ) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 母子保健担当

(ア) 妊産婦及び乳幼児の健康診査に関する事。

(イ) その他母子保健に関する事。

(ウ) 課内の他の係長の補助に関する事。

(15) 保育幼稚園グループ

ア 庶務担当

(ア) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の教育・保育計画の策定に関する事。

(イ) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の管理及び運営に関する事。

(ウ) 保育所及び幼保連携型認定こども園の利用に関する事。

(エ) 保育所及び幼保連携型認定こども園の保育料に関する事。

(オ) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の服務等に係る事務手続に関する事。

(カ) 市民交流センターで行う託児室事業に関する事。

(キ) 放課後児童健全育成事業に関する事。

(ク) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 指導管理担当

(ア) 私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園の指導及び助成に関する事。

(イ) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園施設の管理に関する事。

(ウ) 課内の他の係長の補助に関する事。

ウ 再編担当

(ア) 保育所、幼稚園及びこども園の再編に関する事。

(イ) 課内の他の係長の補助に関する事。

(16) 健康増進グループ

ア 保健予防担当

(ア) 地域保健施策の企画及び推進に関する事。

(イ) 生活習慣病予防施策の企画及び総合調整に関する事。

(ウ) 健康診査及び検診に関する事(他課の所管に属することを除く。)

(エ) 予防接種に関する事。

(オ) 感染症の予防に関する事。

(カ) 献血の推進に関する事。

(キ) 健康づくり事業の推進に関する事。

(ク) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 管理担当

(ア) 保健センターの管理に関する事。

(イ) 葛城地区休日診療所に関する事。

(ウ) 課内の他の係長の補助に関する事。

(17) 土木管理グループ

ア 占用・明示担当

(ア) 市道の認定及び廃止又は変更に関する事。

(イ) 道路及び橋りょうの台帳の作成に関する事。

- (ウ) 市道、市管理道路及び法定外公共物の境界明示に関する事。
- (エ) 道路の占有及び法定外公共物の使用許可に関する事。
- (オ) 法定外公共物の用途廃止に関する事。
- (カ) 一級河川占有許可申請に関する副申に関する事。
- (キ) 道路照明灯に関する事。
- (ク) 地籍調査の推進に関する事。
- (ケ) 地籍調査の計画及び実施に関する事。
- (コ) 地籍調査に係る成果物の管理に関する事。
- (サ) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 土木管理担当

- (ア) 道路、水路及び橋りょうの新設、改良及び維持管理に関する事。
- (イ) 道路工事の許可(掘削占有等)に関する事。
- (ウ) 法定外公共物の維持管理に関する事。
- (エ) 災害復旧工事に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- (オ) 雨水ポンプ場の管理運営に関する事。
- (カ) 交通安全施設の整備及び管理に関する事。
- (キ) 課内の他の係長の補助に関する事。

ウ 耕地担当

- (ア) 農道、水路の新設、改良及び維持管理に関する事。
- (イ) 農業土木工事に関する事。
- (ウ) 土地改良事業に関する事。
- (エ) 農業水利に関する事。
- (オ) 農業振興地域整備事業に関する事。
- (カ) 災害復旧工事に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- (キ) 課内の他の係長の補助に関する事。

(18) 住宅グループ

ア 公営住宅担当

- (ア) 公営住宅等の入居管理に関する事。
- (イ) 公営住宅等の使用料に関する事。
- (ウ) 公営住宅の整備計画及び維持管理に関する事。
- (エ) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 地域住宅担当

- (ア) 住宅施策の企画及び総合調整に関する事。
- (イ) 空き家対策に関する事。
- (ウ) 住宅新築資金等貸付金に関する事。
- (エ) 住宅及び建築物の相談事業に関する事。
- (オ) 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する事。
- (カ) その他住宅施策に関する事。
- (キ) 課内の他の係長の補助に関する事。

(19) 都市計画グループ

ア 計画担当

- (ア) 都市計画の調査及び策定に関する事。

- (イ) 都市計画事業の調査及び計画に関すること。
- (ウ) 農地等の保全調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (エ) 都市計画事業に係る土地及び家屋の収用並びに補償に関すること。
- (オ) 駐車場法及び奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく路外駐車場の届出等に関すること。
- (カ) 駅前広場駐車場の使用料に関すること。
- (キ) 地価公示台帳の閲覧に関すること。
- (ク) 都市公園及び駅前広場の整備に関すること。
- (ケ) 幹線道路の整備に関すること。
- (コ) 街路事業の整備に関すること。
- (サ) その他都市計画事業の整備に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (シ) 課内の他の係長の補助に関すること。

イ 開発指導担当

- (ア) 開発行為の指導及び副申に関すること。
- (イ) 国土利用計画法に基づく副申に関すること。
- (ウ) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の処理に関すること。
- (エ) 馬見丘陵景観保全地区内行為の届出の副申に関すること。
- (オ) 屋外広告物の許可等に関すること。
- (カ) 租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅新築の認定に関すること。
- (キ) 短期譲渡所得土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定に関すること。
- (ク) 課内の他の係長の補助に関すること。

ウ 公園担当

- (ア) 緑化計画の策定及び推進に関すること。
- (イ) 公園緑地、公共広場及び街路樹の維持管理に関すること。
- (ウ) 緑化及び美化の市民運動の支援に関すること。
- (エ) 花の植樹推進に関すること。
- (オ) 課内の他の係長の補助に関すること。

(20) 下水道グループ

ア 総務担当

- (ア) 下水道使用料の調定に関すること。
- (イ) 下水道使用料の統計に関すること。
- (ウ) 下水道使用料の減免に関すること。
- (エ) 下水道使用料の徴収に関すること。
- (オ) 下水道使用料の督促に関すること。
- (カ) 下水道使用料の過誤納の整理に関すること。
- (キ) 下水道使用料の滞納処分に関すること。
- (ク) 下水道使用料の不納欠損処分に関すること。
- (ケ) 下水道使用料の徴収の委託に関すること。
- (コ) 下水道使用料の催告に関すること。
- (サ) 名義変更及びこれに伴う下水道使用料の精算に関すること。
- (シ) 下水道事業の企画広報に関すること。

- (ス) 予算編成及び決算の調製に関すること。
- (セ) 業務状況の公表に関すること。
- (ソ) 経理に関すること。
- (タ) 財政計画に関すること。
- (チ) 企業債及び資金計画に関すること。
- (ツ) 公共下水道の普及及び水洗便所への改造促進に関すること。
- (テ) 公共下水道の使用料(他に委任した事務に係るものを除く。)に関すること。
- (ト) 課内の他の係長の補助に関すること。

イ 工務担当

- (ア) 公共下水道の施設の設計及び施工に関すること。
- (イ) 流域下水道との調整に関すること。
- (ウ) 公共下水道事業の調査及び計画に関すること。
- (エ) 公共下水道の水質管理に関すること。
- (オ) 公共下水道の使用に関すること。
- (カ) 公共下水道施設の維持管理に関すること。
- (キ) 公共下水道台帳の調製及び保管に関すること。
- (ク) 排水設備工事の申請に関すること。
- (ケ) 排水設備工事の指定工事店の登録及び指導に関すること。
- (コ) 市以外の者が行う下水道施設の工事及び維持に係る審査及び指導に関すること。
- (サ) 課内の他の係長の補助に関すること。

(21) 企画整備グループ

ア 企画総務担当

- (ア) 資源リサイクル実施団体等の育成及び支援に関すること。
- (イ) 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- (ウ) 一般廃棄物処理業の許可等に関すること。
- (エ) 一般廃棄物処理計画の策定及び実施に関すること。
- (オ) 廃棄物処理施設の整備計画の策定に関すること。
- (カ) 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。
- (キ) 一般廃棄物の搬入指導及び検査に関すること。
- (ク) 一般廃棄物の減量化及び資源化の指導に関すること。
- (ケ) 処理手数料の徴収に関すること。
- (コ) クリーンセンターの経理その他庶務に関すること。
- (サ) 山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整に関すること。
- (シ) 循環型社会形成推進地域計画の策定に関すること。
- (ス) 課内の他の係長の補助に関すること。

イ 施設管理担当

- (ア) ごみ処理施設の整備計画に関すること。
- (イ) ごみ中継施設、粗大ごみ処理施設及び資源ごみ処理施設の維持管理に関すること。
- (ウ) 一般廃棄物の処分に関すること。
- (エ) 廃棄物の最終処分に関すること。
- (オ) リサイクル施設の運営管理に関すること。
- (カ) 資源物分別整理に関すること。

(キ) クリーンセンター施設の整備に関する事。

(ク) 課内の他の係長の補助に関する事。

(22) 美化推進グループ

ア 美化第1担当

(ア) 一般廃棄物の収集及び運搬に関する事。

(イ) 収集車両の配車及び管理に関する事。

(ウ) 粗大ゴミの収集に係る受付に関する事。

(エ) 課内の他の係長の補助に関する事。

イ 美化第2担当

(ア) 一般廃棄物の収集及び運搬に関する事。

(イ) 収集車両の配車及び管理に関する事。

(ウ) 粗大ゴミの収集に係る受付に関する事。

(エ) 課内の他の係長の補助に関する事。

ウ コンテナ担当

(ア) コンテナボックス集積場での一般廃棄物の収集及び運搬に関する事。

(イ) 前号の収集及び運搬に伴う車両の配車及び管理に関する事。

(ウ) 課内の他の係長の補助に関する事。

第14条中「及び未来まちづくり局の理事」を削る。

第15条を次のように改める。

(関連事務)

第15条 2以上の室及び課に関連する事務は、比較的関係の深い室及び課において処理し、その主管が明らかでないときは、市長の定める室及び課において処理する。

第18条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げる。

第19条第2項中「社会福祉課、保護課、子育て支援室こども家庭課及び保育幼稚園課」を「障害福祉課、保護課及び長寿介護課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規則第10号

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則

(大和高田市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部改正)

第1条 大和高田市税等徴収緊急対策本部設置規則（平成14年規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第4班の項を削り、同表中「第5班」を「第4班」に、

「

第6班	保健部長	保健部
-----	------	-----

」を

「

第5班	こども・健康部長	こども・健康部
-----	----------	---------

」に、「第7班」を「第6班」に改め、第8班の項及び第9班の項を削り、「第10班」を「第7班」に改める。

（大和高田市法令遵守推進条例施行規則の一部改正）

第2条 大和高田市法令遵守推進条例施行規則（平成24年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第4号を次のように改める。

（4） 危機管理課長

（大和高田市社会福祉事務所長事務委任規則の一部改正）

第3条 大和高田市社会福祉事務所長事務委任規則（令和6年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とし、第17号を削り、同条第18号中「及び第3号」を削り、同号を同条第15号とし、同条第19号中「第56条第4項」を「第56条第3項」に改め、同号を同条第16号とする。

第6条第10号から第12号までの規定中「関すること」の次に「（特別児童扶養手当に関することを除く。）」を加える。

第11条第2号を次のように改める。

（2） 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条の規定による埋葬又は火葬に関すること。

（大和高田市文書規則の一部改正）

第4条 大和高田市文書規則（平成11年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「適性」を「適正」に改める。

第4条第1項中「法務課長」を「総務課長」に改める。

第7条第4号中「（様式第5号）」を削る。

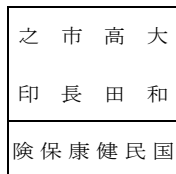
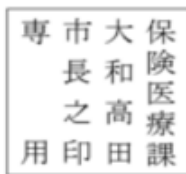
第14条第1項第2号及び第30条中「秘書課」を「秘書広報課」に改める。

第45条第1項第1号中「法務課職員」を「文書担当課職員」に改める。

（大和高田市公印規則の一部を改正する規則）

第5条 大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表一般公印の表6の項並びに別表専用公印の表3の項及び4の項中「保険医療課長」を「保険年金課長」に改め、同表11の項中「まち振興課長」を「市民協働課長」に改め、同表13の項中「



」を」に、「保険医療課長」を「保険年金課長」に改め、同表14の項中「介護保険課長」を「長寿介護課長」に改め、同表中24の項を削り、25の項を24の項とする。

（大和高田市総合計画審議会規則の一部改正）

第6条 大和高田市総合計画審議会規則（昭和49年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画政策部企画創生課」を「企画政策部行政推進室企画創生課」に改める。

（大和高田市行政企画委員会規則の一部改正）

第7条 大和高田市行政企画委員会規則（昭和35年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画政策部企画創生課」を「企画政策部行政推進室企画創生課」に改める。

（大和高田市老人ホーム入所判定委員会規則の一部改正）

第8条 大和高田市老人ホーム入所判定委員会規則（令和2年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「老人福祉法」の次に「（昭和38年法律第133号）」

第7条中「福祉部社会福祉課」を「福祉部長寿介護課」に改める。

（大和高田市指定管理者選定等委員会規則の一部改正）

第9条 大和高田市指定管理者選定等委員会規則（令和2年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「の長」の次に「又はこれに準ずる者」を加える。

第8条中「企画政策部企画創生課」を「企画政策部行政推進室企画創生課」に改める。

（大和高田市地域福祉計画策定委員会規則の一部改正）

第10条 大和高田市地域福祉計画策定委員会規則（令和2年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉部社会福祉課」を「福祉部福祉施策課」に改める。

（大和高田市会計規則の一部を改正する規則）

第11条 大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第44条の2中「令」を「令」に改める。

第65条中「契約監理室課長」を「総務課長」に改める。

別表第1中「未来まちづくり局」を「未来まちづくり課」に改め、同表広報広聴課の項を削り、同表中「秘書課」を「秘書広報課」に、

「

総務課	市有地等の貸付金の収納 庁舎等に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
-----	---	--

」を

「

産業振興課	農用地区域外証明等に係る手数料の 収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
総務課	市有地等の貸付金の収納 庁舎等に係る使用料の収納 入札及び契約に係る保証金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	

」に、

「

契約監理課	入札及び契約に係る保証金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
-------	---	--

」を

危機管理課	J R 高田駅西側駐車場及び各サイクルポート使用料の収納 高架下自転車保管に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
-------	---	--

」に

改め、同表市民課の項の次に次のように加える。

保険年金課	後期高齢者医療保険料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	保険年金課長の指定する職員
天満診療所	診療に係る一部負担金の収納 診療に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	保険年金課長の指定する職員

別表第1中市民衛生課の項、危機管理課の項及び生活安全課の項を削り、

まち振興課	市民交流センターの運営に係る使用料の収納 住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	まち振興課長の指定する職員
商工振興課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
農業振興課	農用地区域外証明等に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
文化振興課	文化会館の運営に係る使用料の収納 文化会館の運営に係る手数料の収納 文化会館友の会に係る入会及び更新料 チケットの売捌保証金の収納 物品販売料 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
スポーツ振興課	総合体育館等の使用料の収納 各種教室及び講座の受講料 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
選挙管理委員会事務局	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	

農業委員会事務局	大和平野土地改良区決済金に係る収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
社会福祉課	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく措置費用徴収金等に係る収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	

」を

「

市民協働課	市民交流センターの運営に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	市民協働課長の指定する職員
福祉施策課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
障害福祉課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	

」に、

「

子ども家庭課	子育て短期支援及び母子自立支援事業に係る収入の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
--------	---	--

」を

「

長寿介護課	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく措置費用徴収金等に係る収納 介護保険料及びその附帯金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	大和高田市介護保険条例施行規則（平成12年規則第59号）第3条第1項に規定する徴収職員に任命された者
地域包括ケア推進課	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
子ども施策課	所管する各種検診に係る収入の収納 所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
子ども家庭課	母子生活支援施設及び助産施設に係る収入の収納 他所管に係る収入の収納	

	所管に係る物品の出納・保管	
--	---------------	--

」に、健康増進課の項中「各種検診」を「所管する各種検診」に改め、介護保険課の項から天満診療所の項までを削り、都市計画課の項の次に次のように加える。

市民衛生課	し尿収集運搬に係る手数料の収納 葬祭場等に係る使用料の収納 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく手数料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	市民衛生係長
-------	--	--------

別表第1 学校教育課の項中「商業高校事務担当」を「商業高校担当」に改める。教育支援課の項の次に次のように加える。

スポーツ・文化振興課	総合体育館等の使用料の収納 各種教室及び講座の受講料の収納 文化会館の運営に係る使用料の収納 文化会館の運営に係る手数料の収納 文化会館友の会に係る入会及び更新料の収納 チケットの売捌保証金の収納 物品販売料 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
選挙管理委員会事務局	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
公平委員会	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	書記長、書記その他の事務職員
監査委員事務局	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
農業委員会事務局	大和平野土地改良区決済金に係る収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
固定資産評価審査委員会	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	書記長、書記その他の事務職員

別表第1 監査委員事務局の項を削る。

（大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部改正）

第12条 大和高田市市民交流センター条例施行規則（平成28年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第35条中「福祉部子育て支援室保育幼稚園課」を「こども・健康部保育幼稚園課」に改める。

第42条中「福祉部子育て支援室こども家庭課」を「こども・健康部こども施策課」に改める。

第48条中「保健部地域包括ケア推進課」を「福祉部地域包括ケア推進課」に改める。

（大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の一部改正）

第13条 大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則（平成28年規則第38号）の

一部を次のように改正する。

第8条中「は地域振興部商工振興課長」を「は企画政策部産業振興課長」に、「地域振興部商工振興課の職員（地域振興部商工振興課長）」を「企画政策部産業振興課の職員（企画政策部産業振興課長）」に改める。

（大和高田市生活安全推進協議会規則の一部改正）

第14条 大和高田市生活安全推進協議会規則（平成10年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市民生活部危機管理室生活安全課」を「市民生活部危機管理室危機管理課」に改める。

（児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則の一部改正）

第15条 児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則（昭和63年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

様式第1号中「大和高田市社会福祉事務所長」を「大和高田市長」に改める。

様式第2号中「大和高田市社会福祉事務所長 殿」を「大和高田市長 宛」に改める。

（大和高田市障害者虐待防止センター設置規則の一部改正）

第16条 大和高田市障害者虐待防止センター設置規則（平成24年規則第31号）を次のように改正する。

第2条中「大和高田市福祉部社会福祉課」を「大和高田市福祉部障害福祉課」に改める。

（大和高田市国民健康保険天満診療所条例施行規則の一部改正）

第17条 大和高田市国民健康保険天満診療所条例施行規則（昭和48年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保健部保険医療課」を「市民生活部保険年金課」に改める。

（大和高田市介護保険運営協議会規則の一部改正）

第18条 大和高田市介護保険運営協議会規則（平成12年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「保健部」を「福祉部」に改める。

（大和高田市地域包括支援センター設置規則の一部改正）

第19条 大和高田市地域包括支援センター設置規則（平成18年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「地域包括支援課」を「地域包括ケア推進課」に改め、同条第3項中「地域包括支援課長」を「地域包括ケア推進課長」に改める。

（大和高田市予防接種健康被害調査委員会規則の一部改正）

第20条 大和高田市予防接種健康被害調査委員会規則（平成21年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条中「保健部健康増進課」を「こども・健康部健康増進課」に改める。

（大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部改正）

第21条 大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「総務係」を「総務グループ」に改め、同項第2号中「施設用途係」を「管理グループ」に改める。

第5条の2に次の1号を加える。

（10） 大和高田市立病院の再整備に関すること。

第12条第4項を次のように改める。

- 4 グループを置いている課にあつては、係長はそれぞれ次のとおり事務を分担するものとする。
- (1) 管理グループ
- ア 施設用度担当
- (ア) 病院財産の維持、管理及び処分に関する事。
 - (イ) 借地に関する事。
 - (ウ) 資産台帳に関する事。
 - (エ) 診療材料その他物品の購入、出納、管理及び検収に関する事。
 - (オ) 医療機械等の購入及び検収に関する事。
 - (カ) 医療機械等の保守点検、修理及び処分に関する事。
 - (キ) 院内各施設の整備、保安及び関係諸報告に関する事。
 - (ク) 院内の防災に関する事。
 - (ケ) 公用車の運用及び管理に関する事。
 - (コ) 課内の他の係長の補助に関する事。
- イ 再整備担当
- (ア) 大和高田市立病院の再整備に関する事。
 - (イ) 課内の他の係長の補助に関する事。
- (2) 医事グループ
- ア 医事担当
- (ア) 患者の診察に係る受付に関する事。
 - (イ) 入退院手続に関する事。
 - (ウ) 医療費の請求及び未収金の整理に関する事。
 - (エ) 外来及び入院に係る事務の委託並びに診療報酬点検業務の委託に関する事。
 - (オ) 医療の訴訟事務に関する事。
 - (カ) 料金の徴収に関する事。
 - (キ) 病院内の総合案内に関する事。
 - (ク) 診療情報の整理及び管理に関する事。
 - (ケ) 診療録開示請求の受付に関する事。
 - (コ) 地域医療連携の推進に関する事。
 - (サ) 診療における予約に関する事。
 - (シ) 医療及び福祉相談に関する事。
 - (ス) 課内の他の係長の補助に関する事。
- イ 情報システム担当
- (ア) 医療情報システムに係る企画、立案、調査及び管理運用に関する事。
 - (イ) 医療情報システムに係る関係部門との連絡調整に関する事。
 - (ウ) 医療業務に関する諸統計の作成及び保管に関する事。
 - (エ) 課内の他の係長の補助に関する事。
- (大和高田市農業委員候補者評価委員会運営規則の一部改正)
- 第22条 大和高田市農業委員候補者評価委員会運営規則（平成28年規則第51号）の一部を次のように改正する。
- 第3条第1項第2号から第4号までの規定を次のように改める。
- (2) 企画政策部長
 - (3) 環境建設部長
 - (4) 産業振興課長
- 第5条第2項中「市民部長」を「企画政策部長」に改める。

第11条中「地域振興部農業振興課」を「企画政策部産業振興課」に改める。

（大和高田市営住宅条例施行規則の一部改正）

第23条 大和高田市営住宅条例施行規則（平成9年規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第16号及び様式第17号中「営繕住宅課」を「住宅課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規則第11号

大和高田市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- （1） 大和高田市スポーツ推進委員に関する規則（令和3年規則第38号）
- （2） 大和高田市運動場条例施行規則（令和3年規則第37号）
- （3） 大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則（令和3年規則第39号）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規則第12号

大和高田市文化会館条例施行規則及び大和高田市文化会館運営協議会規則を廃止する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市文化会館条例施行規則及び大和高田市文化会館運営協議会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- （1） 大和高田市文化会館条例施行規則（令和3年規則第41号）
- （2） 大和高田市文化会館運営協議会規則（令和3年規則第42号）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

規則第13号

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則（令和2年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）行政職給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員の職務の級、基礎号給及び上

限号給の表安全確認対応職員の項の次に次のように加える。

虐待対応専門員	1級	1号給	13号給
---------	----	-----	------

別表第2（1）行政職給料表の適用を受けるものとした場合における第1号会計年度任用職員の職務の級及び号給の表安全確認対応職員の項の次に次のように加える。

虐待対応専門員	1級	1号給
---------	----	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第1号

大和高田市パブリックコメント手続実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月2日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市パブリックコメント手続実施要綱の一部を改正する訓令

大和高田市パブリックコメント手続実施要綱（平成29年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「20日」を「30日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令による改正後の大和高田市パブリックコメント手続実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に行う意見の提出の手続について適用し、同日前に行う意見の提出の手続については、なお従前の例による。

訓令第2号

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費支給規程（平成22年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第17条」を「第21条」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、同条を第20条とし、第3条の次に次の4条を加える。

（請求書及び必要な資料の種類並びに記載事項又は記録事項）

- 第16条 条例第17条第1項に規定する請求書の種類は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第24条第1項各号に規定する請求書の種類を参酌して市長が別に定めるものとする。
- 2 条例第17条第1項に規定する必要な資料の種類は、条例第5条に規定する旅費の種目について、当該各種目ごとの支払を証明するに足る資料その他の市長が必要と認める資料とする。

3 条例第17条第6項に規定する記載事項又は記録事項は、前項の規定により市長が定める請求書の区分及び条例第5条に規定する旅費の種目の区分ごとにそれぞれ市長が記載し、又は記録する必要があると認める事項とする。

（旅費の精算に係る期間）

第17条 条例第17条第2項に規定する精算の期間及び過払金があった場合の返納期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。

（電磁的方法）

第18条 条例第17条第4項に規定する市長が定めるものは、電子メールその他の電磁的方法とする。

（退職者等の旅費の細則）

第19条 条例第18条第1項に規定する市長が定めるものは、次に掲げる旅費とする。

（1） 職員が出張中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

（2） 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

第3条を削り、第2条を第15条とし、第1条の次に次の13条を加える。

（定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（条例第1条の2第8号に規定する市長が定める者等）

第3条 条例第1条の2第8号に規定する市長が定める者は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第2条第1項第1号から第7号まで及び第9号（第8号に係る部分を除く。）に規定する者とする。

2 条例第1条の2第8号に規定する市長が定めるものは、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条第3項第1号に規定するカード等とする。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第4条 条例第2条第1項に規定する赴任について、奈良県内における勤務場所の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

（証人等の旅費）

第5条 条例第2条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定めがある場合を除くほか、市長が定めるものとする。

（条例第2条第6項に規定する市長が定める場合等）

第6条 条例第2条第6項に規定する市長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

（1） 条例第2条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

（2） 条例第2条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第13条、第15条第1項及び第18条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第2条第6項に規定する市長が定める旅費として支出するものは、次に掲げるものとする。

（1） 条例第6条から第9条までに掲げる旅費（条例第15条に規定する家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第6条第1項各号、第7条第1項各号、第8条第1項各号及び第9条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとったにもかかわらず払戻しを受けることができない

額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 条例第10条、第11条及び第13条から第15条までに掲げる旅費(第13条に規定する着後滞在費及び第14条に規定する家族移転費にあつては、宿泊手当に相当する部分を除く。)については、当該旅費の種目について条例第10条、第11条、第13条、第14条及び第15条第1項並びに第16条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして市長が認めた額

(条例第2条第7項に規定する市長が定める事情等)

第7条 条例第2条第7項に規定する市長が定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の条例第2条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第2条第7項に規定する市長が定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額

(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項)

第8条 条例第3条第4項に規定する市長が定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者の名称とする。

(旅行命令等の変更の申請)

第9条 旅行者は、条例第4条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(鉄道賃に係る鉄道)

第10条 条例第6条第1項に規定する市長が定めるものは、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第9条第1号及び第2号に規定するものとする。

(船賃に係る船舶)

第11条 条例第7条第1項に規定する市長が定めるものは、国家公務員等の旅費支給規程第10条第1号に規定するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第12条 条例第8条第1項に規定する市長が定めるものは、国家公務員等の旅費支給規程第11条第1号に規定するものとする。

(条例第10条に規定する市長が定める場合)

第13条 条例第10条に規定する市長が定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件の下で市長が適当と認めたときとする。

(転居費の算定方法等)

第14条 条例第13条に規定する市長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

本則に次の4条を加える。

（給与の種類）

第21条 条例第17条第3項及び条例第28条第2項に規定する給与の種類は、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和23年条例第63号）に規定する給料等、第2種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、退職手当及び義務教育等教員特別手当又はこれらに相当する給与とする。

（通勤手当との調整）

第22条 旅行者が一般職の職員の給与等に関する条例に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（勤務場所等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第23条 勤務場所（常時勤務する勤務場所のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「勤務場所等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、勤務場所等以外の地から目的地に至る旅費の額と勤務場所等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から勤務場所以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から勤務場所以外の地に至る旅費の額と旅行地から勤務場所に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（年度経過等による区分）

第24条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の職員等の旅費支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、この訓令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に職員等の旅費等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第42号。以下この項において「一部改正条例」という。）による改正後の職員等の旅費等に関する条例（昭和27年条例第13号。以下この項及び第4項に

において「新条例」という。）第1条の2第4号に規定する旅行命令権者が新条例第3条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第2条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に一部改正条例による改正前の職員等の旅費等に関する条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第3条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第3条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第1条の2第4号に規定する旅行命令権者が新条例第3条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新規程第19条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職又は休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合について適用し、施行日前に退職等となった場合については、なお従前の例による。

4 新規程第6条第2項及び第7条第2項の規定は、新条例第2条第6項及び第7項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第2条第1項、第2項、第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

訓令第3号

大和高田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員服務規程の一部を改正する訓令

大和高田市職員服務規程（昭和38年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（旅費命令簿等及び請求書の様式）」に改め、同条中「所属長は、職員に出張を命令するとき」を「職員等の旅費等に関する条例（昭和27年条例第13号。次項において「条例」という。）第3条第4項に規定する旅行命令簿等の様式」に、「により命じなければならない」を「とする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第17条第1項に規定する請求書の様式は、前項に規定する様式とする。ただし、この様式によりがたいと市長が認める場合には職員等の旅費支給規程（平成22年訓令第4号）第16条第1項の規定により市長が定める請求書の種類ごとに、市長が別に定めるものとする。
様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号(第13条関係)

旅行命令 簿 兼 旅費請求書

<確定用>

(年 月分)

所属	
氏名	

旅行命令権者印	命令日	月	日	鉄道賃	運賃	円	交通機関経路 出発駅名等～到着駅名等	夜数	夜	計	
	出発日	月	日	船賃・航空賃	円			宿泊費	額	円	
	帰着日	月	日	急行料金等	円						
旅行先				その他の料金 (バス料金含む)	円		上記中通勤定期券重複区間 有 <input type="checkbox"/>	夜数	夜	備考	
旅行用件				公用車利用 (借上バスを含む)	円		うち旅費請求しない経路	宿泊手当	額	円	
								調整の有無 有の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
旅行命令権者印	命令日	月	日	鉄道賃	運賃	円	交通機関経路 出発駅名等～到着駅名等	夜数	夜	計	
	出発日	月	日	船賃・航空賃	円			宿泊費	額	円	
	帰着日	月	日	急行料金等	円						
旅行先				その他の料金 (バス料金含む)	円		上記中通勤定期券重複区間 有 <input type="checkbox"/>	夜数	夜	備考	
旅行用件				公用車利用 (借上バスを含む)	円		うち旅費請求しない経路	宿泊手当	額	円	
								調整の有無 有の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
旅行命令権者印	命令日	月	日	鉄道賃	運賃	円	交通機関経路 出発駅名等～到着駅名等	夜数	夜	計	
	出発日	月	日	船賃・航空賃	円			宿泊費	額	円	
	帰着日	月	日	急行料金等	円						
旅行先				その他の料金 (バス料金含む)	円		上記中通勤定期券重複区間 有 <input type="checkbox"/>	夜数	夜	備考	
旅行用件				公用車利用 (借上バスを含む)	円		うち旅費請求しない経路	宿泊手当	額	円	
								調整の有無 有の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
大和高田市長 宛				合計			旅行件数	請求額		円	
							件				

上記のとおり旅費を請求します。なお、請求した旅費を証する領収書等は別に保管します。

請求日

氏名

債権者番号

年 月 日

印

様式第3号(第13条関係)

旅行命令簿兼旅費請求書

<概算用>

(年 月 分)

所属	
氏名	

旅行命令権者印	命令日	月	日	運賃	円	交通機関経路 出発駅名等～到着駅名等	夜数	夜	概算計	
	出発日	月	日	鉄道賃 急行料金 等	円		宿泊費	額	円	
	帰着日	月	日		円				円	
旅行先				その他の料金 (バス料金含む)	円	上記中通勤定期券重複区間 有 <input type="checkbox"/> うち旅費請求しない経路	宿泊手当	夜数	夜	備考
旅行用件				公用車利用 (借バスを含む)	<input type="checkbox"/>			調整の有無 有の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
旅行命令権者印	精算日	月	日	運賃	円	交通機関経路 出発駅名等～到着駅名等	夜数	夜	確定計	
	出発日	月	日	鉄道賃 急行料金 等	円	<過不足理由等>	宿泊費	額	円	
	帰着日	月	日		円				円	
旅行先				その他の料金 (バス料金含む)	円		宿泊手当	夜数	夜	備考
旅行用件				公用車利用 (借バスを含む)	<input type="checkbox"/>			調整の有無 有の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
概算請求額									円	
確定旅費額									円	
精算額							<input type="checkbox"/> 不足請求額		円	
							<input type="checkbox"/> 過払戻入額			

大和高田市長 宛

上記のとおり旅費を請求(精算)します。

なお、請求した旅費を証する領収書等は別に保管します。

請求日

氏名

債権者番号

年 月 日

印

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存するこの訓令による改正前の大和高田市職員服務規程の規定による様式用の紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

訓令第4号

大和高田市地籍調査作業規程を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市地籍調査作業規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号に規定する地籍調査のうち本市が行うものの作業について、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令で使用する用語の意義は、準則において使用する用語の例による。

（地籍調査推進協力員）

第3条 市長は、準則第7条第1項の規定により作業班を編成する一筆地調査の単位区域ごとに地籍調査推進協力員を委嘱することができる。

- 2 前項の規定により委嘱する地籍調査推進協力員は、一筆地調査の単位区域にある土地の所有者その他の当該土地について占有権原を有する者と利害関係を有する者であってはならない。
- 3 第1項の規定により委嘱された地籍調査推進協力員は、作業班が実施する一筆地調査に立ち会い、当該調査の推進、助言、調整等を行う。
- 4 第1項の規定により委嘱された地籍調査推進協力員の任期は、前項の規定により当該地籍調査推進協力員が立ち会う一筆地調査が終了するまでの期間とする。
- 5 地籍調査推進協力員は、第3項の規定により立ち会う一筆地調査に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（筆界の調査等）

第4条 一筆地調査に係る筆界は、準則第30条第1項の規定により、筆界に関する情報を総合的に考慮し、かつ、その筆界に係る土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。

- 2 市長は、前項の所有者等による筆界の確認において、当該所有者等の意見が相違する場合であつて、前条第1項の規定により当該土地の区域に係る地籍調査推進協力員を委嘱しているときは、筆界の決定について必要に応じ、当該地籍調査推進協力員から調整に関する助言を求めることができる。

（補則）

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第5号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（大和高田市職員の職務に関する要望等の事務処理要綱の一部改正）

第1条 大和高田市職員の職務に関する要望等の事務処理要綱（平成24年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項、第4項及び第5項中「広報広聴課長」を「秘書広報課長」に改める。

（大和高田市総合教育会議設置要綱の一部改正）

第2条 大和高田市総合教育会議設置要綱（平成27年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画政策部企画創生課」を「企画政策部行政改革推進室企画創生課」に改める。

（大和高田市決裁規程の一部改正）

第3条 大和高田市決裁規程（平成9年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「及び同条第3項の規定による改革推進局の理事」を削る。

第5条第1項第4号中「広報広聴課長」を「秘書広報課長」に改め、同項中第18号を削り、第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

（12） 契約に関するもの（大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第21条に定める額の範囲内の随意契約を除く。） 総務課長

第5条第2項中「第6条第4項」を「第6条第3項」に改める。

別表第1国及び県からの補助金等の項部長の共通専決事項の欄中「に限る」を「を除く」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

部長、室長及び課長の専決事項

1 企画政策部

（1） 企画政策部長の専決事項

- ア 各部局及び各行政機関との連絡調整に関する事。
- イ 儀式及び交渉に関する事。
- ウ 広報誌の編集及び発行に関する事。
- エ 市民ガイドブック等の編集及び発行に関する事。
- オ 職員の研修に関する事。
- カ 時間外勤務報告に関する事。
- キ 商工振興策に関する各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関する事。
- ク 制度融資の事務処理に関する事。
- ケ 勤労青少年の福祉に関する事。
- コ 農業振興策に関する各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関する事。

（2） 行政改革推進室長の専決事項

- ア 奈良県と大和高田市とのまちづくりに関する包括協定に関する各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関する事。
- イ ファシリティマネジメントに関する各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関する事。

（3） 未来まちづくり課長の専決事項 部長及び室長が指示する事項

- (4) 企画創生課長の専決事項 主要企画のための資料収集及び作成に関する事。
- (5) 秘書広聴課長の専決事項
 - ア 秘書業務に関するもののうち軽易なもの
 - イ 市長の祝辞、式辞、弔辞その他これに類する文書の作成に関する事。
 - ウ 広報活動の連絡調整に関する事。
 - エ 市民相談の処理に関する事。
 - オ 報道機関との連絡調整に関する事。
 - カ 姉妹都市提携事業の連絡調整に関する事。
- (6) 情報政策課長の専決事項
 - ア コンピュータシステムに関する資料の収集及び作成に関する事。
 - イ コンピュータシステムの運用管理に関する事。
 - ウ コンピュータ機器台帳の作成に関する事。
- (7) 人事課長の専決事項
 - ア 職員の扶養手当、通勤手当及び住居手当の認定に関する事。
 - イ 職員の児童手当に関する事。
 - ウ 職員証等の発行に関する事。
 - エ 出勤表及び宿日直に関する事。
 - オ 職員の市町村職員共済組合への加入、脱退、給付その他の手続に関する事。
- (8) 産業振興課長の専決事項
 - ア 中心市街地商業活性化事業に関し、各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関する事。
 - イ 消費者行政団体との連絡調整に関する事。
 - ウ 観光事業に関する各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関する事。
 - エ 農業及び畜産業の指導に関する事。

2 総務部

- (1) 総務部長の専決事項
 - ア 庁舎の管理に関する事。
 - イ 各種統計調査に関する事。
 - ウ 建設工事等の検査に関する事。
 - エ 市例規集の追録発行並びに市公報の編集及び発行に関する事。
 - オ 1件10万円以上30万円未満の同一項内の予算流用に関する事。
 - カ 1件の見積価格が10万円未満の不用品の処分に関する事。
 - キ 市税（国民健康保険税を除く。）の更正及び決定に関する事。
 - ク 市税（国民健康保険税を除く。）の調定に関する事。
 - ケ 市税（国民健康保険税を除く。）の賦課に対する不服申立ての処理に関する事。
 - コ 市税（国民健康保険税を除く。）の減免に関する事。
 - サ 市税及び税外収入（以下「市税等」という。）の滞納処分の決定に関する事。
 - シ 差押の解除に関する事。
 - ス 市税等の滞納処分の執行停止に関する事。
 - セ 市税等の延滞金の減免に関する事。
- (2) 総務課長の専決事項
 - ア 市有財産の登記及び登録並びに財産台帳の作成に関する事。

- イ 庁用電話の管理に関する事。
 - ウ 収發文書の処理に関する事。
 - エ 文書の保存整理及び書庫の管理に関する事。
 - オ 公印の取扱措置及び管理に関する事。
 - カ 公用車(他の所管に属するものを除く。)の使用許可に関する事。
 - キ 大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第21条の規定により随意契約によることができる金額以下の契約事務に係る審査及び指導の方法に関する事。
 - ク 入札参加資格の審査及び確認に関する事。
 - ケ 工事請負、工事に係る調査、設計及び監理の委託並びに清掃及び警備の委託に係る入札予定価格の決定に関する事。
 - コ 検査事務に係る指導の方法に関する事。
- (3) 法務課長の専決事項 他の地方公共団体等からの市の掲示板への掲示依頼に関する事。
- (4) 財政課長の専決事項
- ア 1件10万円未満の同一項内の予算の流用に関する事。
 - イ 所属間の予算の流用に関する事。
- (5) 税務課長の専決事項
- ア 土地家屋の異動通知の処理に関する事。
 - イ 市税(国民健康保険税を除く。)に関する資料調査及び納入通知書の発行に関する事。
 - ウ 市県民税の特別徴収義務者の指定に関する事。
- (6) 収納対策課長の専決事項
- ア 納税思想の普及、啓発及び広報に関する事。
 - イ 市税等の徴収嘱託及び受託徴収に関する事。
 - ウ 市税等の徴収猶予、納期限の延長及び繰上徴収の決定に関する事。
 - エ 市税等の滞納処分の決定に関する事。
 - オ 市税等の滞納処分に係る調査等に関する事。
 - カ 市税等の過誤納金の還付及び充当に関する事。
- 3 市民生活部
- (1) 市民生活部長の専決事項
- ア 国民健康保険税の更正及び決定に関する事。
 - イ 国民健康保険税の調定に関する事。
 - ウ 国民健康保険税の賦課に対する不服申立ての処理に関する事。
 - エ 国民健康保険税の減免に関する事。
 - オ 後期高齢者医療事務に関する事。
 - カ 天満診療所臨時休診に関する事。
 - キ 人権啓発に関する各部局、各行政機関及び諸団体との連絡調整に関する事。
 - ク 協働施策に関する事。
- (2) 危機管理室長の専決事項
- ア 危機管理における庁内調整に関する事。
 - イ 関係機関及び団体との連携調整に関する事。
- (3) 危機管理室危機管理課長の専決事項

- ア 危機管理に関する資料収集及び作成に関すること。
 - イ 交通安全及び生活安全対策に関する資料の収集及び作成に関すること。
 - ウ 自動車駐車場及び自転車駐車場の使用許可に関すること。
 - エ 放置自転車等の移動・保管の処理に関すること。
 - オ ふれあい交通広場の使用許可に関すること。
- (4) 市民課長の専決事項
- ア 転入転出の事務処理に関すること。
 - イ 戸籍及び住民基本台帳の届出の受理に関すること。
 - ウ 戸籍の謄抄本及び住民票の写しの交付に関すること。
 - エ 印鑑の登録並びに印鑑証明及び身元証明の事務処理に関すること。
 - オ 中長期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務に関すること。
 - カ 自動車の臨時運行許可に関すること。
 - キ 埋火葬の許可及び火葬場の使用許可に関すること。
 - ク 人口動態調査の実施に関すること。
 - ケ 成年被後見人、被保佐人、在外選挙人、破産者及び犯罪人の名簿に関すること。
 - コ 住居番号の設定に関すること。
- (5) 保険年金課長の専決事項
- ア 国民健康保険の被保険者の資格得喪に関すること。
 - イ 出産育児一時金、葬祭費及び育児手当金の支給決定に関すること。
 - ウ 高額療養費等保険給付に関すること。
 - エ 国民健康保険税に関する資料調査及び納入通知書の発行に関すること。
 - オ 第三者行為求償事務に関すること。
 - カ 天満診療所における軽易な事務処理に関すること。
 - キ 後期高齢者医療事務のうち軽易なもの
 - ク 国民年金被保険者の資格得喪に関すること。
 - ケ 老齢基礎年金等の裁定請求の受理及びその請求の事実審査に関すること。
- (6) 人権施策課長の専決事項
- ア 人権啓発推進本部の企画委員会に関すること。
 - イ 隣保館及び青少年会館の使用許可に関すること。
 - ウ 人権教育の専門的な指導と助言に関すること。
 - エ 人権教育に関する資料の収集、あっせん及び情報の交換に関すること。
 - オ 人権教育諸団体との連絡に関すること。
 - カ 市の人権意識高揚のための啓発活動の連絡調整に関すること。
 - キ 男女共同参画の推進に関する軽易なこと。
- (7) 市民協働課長の専決事項
- ア 自治振興に関する資料収集及び作成に関すること。
 - イ 市民活動団体の登録に関すること。
 - ウ 市民活動団体の育成に関すること。
 - エ 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - オ 市民活動に関する相談に関すること。
 - カ 市民交流センターの使用許可に関すること。

- (1) 福祉部長の専決事項
- ア 次に掲げる法律に定める事務のうち市長が行うもの
 - (ア) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)
 - (イ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
 - (ウ) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)
 - (エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
 - (オ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
 - (カ) 生活保護法(昭和25年法律第144号)
 - (キ) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
 - イ 福祉施設の重要な運営に関すること。
 - ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める事務のうち、障害児支援に関すること。
 - エ 介護保険料の更正及び決定に関すること。
 - オ 介護保険料の調定に関すること。
 - カ 介護保険料の賦課に対する不服申立ての処理に関すること。
 - キ 地域包括支援センター事業運営に関すること。
 - ク 所管する医療費の助成に関すること。
- (2) 福祉施策課長の専決事項
- ア 福祉施策企画のための資料収集及び作成に関すること。
 - イ 社会福祉団体に関する事務のうち軽易なもの
 - ウ 総合福祉会館に関すること。
 - エ 高田温泉さくら荘に関すること。
 - オ 生活困窮者自立支援法に関する事務のうち軽易なもの
 - カ その他福祉に関するもののうち軽易なもの
- (3) 障害福祉課長の専決事項
- ア 次に掲げる法律に定める事務のうち軽易なもの
 - (ア) 身体障害者福祉法
 - (イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
 - (ウ) 知的障害者福祉法
 - (エ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - イ 障害者自立支援認定に関するもののうち軽易なもの
 - ウ 医療費の助成に関する事務のうち軽易なもの(所管するものに限る。)
- (4) 保護課長の専決事項 生活保護法に関する事務のうち軽易なもの
- (5) 長寿介護課長の専決事項
- ア 介護保険の被保険者の資格得喪に関すること。
 - イ 保険給付に関すること。
 - ウ 介護保険料に関する資料調査及び納入通知書の発行に関すること。
 - エ 介護保険料の徴収に関すること。
 - オ 介護保険料の督促及び過誤納の整理に関すること。
 - カ 介護認定に関するもののうち軽易なもの
 - キ 所管する高齢者福祉に関するもののうち軽易なもの

- (6) 地域包括ケア推進課長の専決事項
 - ア 地域包括支援事業に関すること。
 - イ 所管する高齢者福祉に関するもののうち軽易なもの
- 6 こども・健康部
 - (1) こども・健康部長の専決事項
 - ア 次に掲げる法律に定める事務のうち市長が行うもの
 - (ア) 児童福祉法
 - (イ) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)
 - (ウ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)
 - (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)
 - (オ) 児童手当法(昭和46年法律第73号)
 - イ 保健センター事業運営に関すること。
 - ウ 所管する医療費の助成に関すること。
 - エ 葛城地区休日診療所の運営に関すること。
 - (2) こども施策課長の専決事項
 - ア 次に掲げる法律に定める事務のうち軽易なもの
 - (ア) 児童福祉法(所管するものに限る。)
 - (イ) 児童扶養手当法
 - (ウ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法
 - (エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
 - (オ) 児童手当法
 - イ こども家庭施策企画のための資料収集及び作成に関すること。
 - ウ 児童館の使用許可に関すること。
 - エ 医療費の助成に関する事務のうち軽易なもの(所管するものに限る。)
 - オ 児童福祉に関するもののうち軽易なもの(所管するものに限る。)
 - (3) こども家庭課長の専決事項
 - ア 児童福祉法(所管するものに限る。)に定める事務のうち軽易なもの
 - イ こども家庭センターの運営に関すること。
 - ウ 児童福祉に関するもののうち軽易なもの(所管するものに限る。)
 - (4) 保育幼稚園課長の専決事項 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の運営及び管理に関すること。
 - (5) 健康増進課長の専決事項
 - ア 予防接種に関すること。
 - イ 健康づくり推進事業に関すること。
 - ウ 感染症予防に関すること。
 - エ 特定保健指導に関すること。
 - オ 葛城地区休日診療所における軽易な事務処理に関すること。
- 7 環境建設部
 - (1) 環境建設部長の専決事項
 - ア 建設工事等の検査に関すること。
 - イ 委託を受けた建設工事等に関すること。
 - ウ 街区基準点に関すること。

- エ 道路占用の許可等に関する事。
- オ 道路の安全対策に関する事。
- カ 道路使用に対する警察協議に関する事。
- キ 道路形状変更施工承認に関する事。
- ク 道路敷地等寄附受納手続に関する事。
- ケ 境界明示(市道、市管理道路等)に関する事。
- コ 河川、国有水路占有物件の権利譲渡に関する事。
- サ 国有財産等使用許可申請に関する事。
- シ 国及び県の許可等の副申に関する事。
- ス 市営住宅等の入居承認、同居承認、入居承継承認及び明渡しに関する事。
- セ 住宅新築資金等貸付金の償還に関する事。
- ソ 都市公園内における無許可工作物の撤去命令に関する事。
- タ 国土利用計画の副申に関する事。
- チ 公害対策に関する各部局及び各行政機関との連絡調整に関する事。
- ツ 地球温暖化に対する市内の取組みに関する事。
- テ 市営斎場及び市営墓地の使用許可に関する事。
- ト 専用水道及び簡易専用水道に関する事。
- ナ 下水道使用料、使用料、手数料その他事業収入の調定及び納入通知に関する事。
- ニ 下水道使用料、使用料、手数料その他事業収入に係る減免又は徴収猶予の決定に関する事。
- ヌ 重要な下水道事業に係る広報活動に関する事。
- ネ 水洗便所改造資金の貸付け及び償還に関する事。
- (2) クリーンセンター長の専決事項
 - ア 処理施設の運用に関する事。
 - イ 一般廃棄物の収集に関する事。
 - ウ 一般廃棄物の焼却に関する事。
- (3) 土木管理課長の専決事項
 - ア 所管に属する土木工事の指導及び監督に関する事。
 - イ 開発事前協議申請書(道路・河川)に関する事。
 - ウ 工事における各種承認に関する事。
 - エ 奈良県道路協会に関する事。
 - オ 地籍調査に関する事。
- (4) 営繕課長の専決事項
 - ア 所管に属する建築工事の指導及び監督に関する事。
 - イ 工事における各種承認に関する事。
 - ウ 奈良県都市建設協議会に関する事。
- (5) 住宅課長の専決事項
 - ア 市営住宅等の入居管理に関する事。
 - イ 市営住宅等の自動車保管場所使用承諾証明、家賃証明及びその他証明事務に関する事。
 - ウ 住宅新築資金等貸付金の回収及び滞納整理に関する事。
- (6) 都市計画課長の専決事項

- ア 所管に属する土木工事の指導及び監督に関する事。
- イ 都市計画の調査に関する事。
- ウ 都市公園及び公園施設の占有及び使用の許可に関する事。
- エ 公園整備建設の調査に関する事。
- オ 街路樹の管理に関する事。
- カ 公園緑地の調査に関する事。
- (7) 下水道課長の専決事項
 - ア 使用料及び手数料その他事業収入の調査、納入通知、督促及び過誤納の整理に関する事。
 - イ 使用料及び手数料の分納、延納、徴収猶予及び繰上徴収に関する事。
 - ウ 水洗便所改造助成金の交付に関する事。
 - エ 排水設備に関する事。
- (8) クリーンセンター企画整備課長の専決事項
 - ア 一般廃棄物等の処理施策の調整に関する事。
 - イ 一般廃棄物等の処理についての指導に関する事。
 - ウ 一般廃棄物のリサイクルに関する事。
 - エ 一般廃棄物処理手数料等の徴収に関する事。
 - オ 軽易な要望及び苦情処理に関する事。
 - カ 山辺・県北西部広域環境衛生組合との連絡調整における軽易な事務処理に関する事。
 - キ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事。
 - ク ダイオキシン類削減対策等施設整備に関する事。
- (9) クリーンセンター建設企画課長の専決事項
 - ア ごみ中継施設の建設の指導及び監督に関する事。
 - イ リサイクル施設の建設の指導及び監督に関する事。
- (10) クリーンセンター美化推進課長の専決事項
 - ア 一般廃棄物等の収集及び運搬に関する事。
 - イ 一般廃棄物等処理の申込みの受付に関する事。
 - ウ 収集車両の管理に関する事。

（大和高田市長の権限に属する事務の補助執行等に関する規程の一部改正）

第4条 大和高田市長の権限に属する事務の補助執行等に関する規程（平成12年訓令第10号）の一部を次のように改正する

第4条第1項中「監査委員事務局の事務職員は総務部に、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の事務職員は地域振興部」を「選挙管理委員会事務局、公平委員会、監査委員事務局及び固定資産評価審査委員会の事務職員は市民生活部に、農業委員会事務局の事務職員は企画政策部」に改め、同条第2項中「によるものとする」を「を準用する」に改める。

別表中

「

- 6 私立学校に関する事。
- 7 いじめ問題対策連絡協議会に関する事。
- 8 教育財産の取得及び処分に関する事。
- 9 教育委員会が所掌する公の施設の使用料の徴収及び減免に関する事。
- 10 教育委員会が所掌する行政財産の目的外使用の使用料の額の決定、徴

収及び減免に関すること。

」を

「

- 6 保育所、こども園の再編に関すること。
- 7 私立学校に関すること。
- 8 いじめ問題対策連絡協議会に関すること。
- 9 大和高田市総合公園の施設の管理に関すること。
- 10 教育財産の取得及び処分に関すること。
- 11 教育委員会が所掌する公の施設の使用料の徴収及び減免に関すること。
- 12 教育委員会が所掌する行政財産の目的外使用の許可、使用料の額の決定、徴収及び減免に関すること。

」に、

「

選挙管理委員会事務局 の職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る予算の見積書を作成すること。 2 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 3 所掌事務に係る供用物品を管理すること。 4 所掌事務に係る契約の締結に関すること。 5 所掌事務に係る国及び県に対する補助金等の交付申請及び実績報告に関すること。 6 没収された供託物の収納の決定に関すること。
-------------------	--

」を

「

選挙管理委員会事務局 の職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る予算の見積書を作成すること。 2 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 3 所掌事務に係る供用物品を管理すること。 4 所掌事務に係る契約の締結に関すること。 5 所掌事務に係る国及び県に対する補助金等の交付申請及び実績報告に関すること。 6 没収された供託物の収納の決定に関すること。
公平委員会の事務職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る予算の見積書を作成すること。 2 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 3 所掌事務に係る供用物品を管理すること。 4 所掌事務に係る契約の締結に関すること。

」に改め、

同表に次のように加える。

固定資産評価審査委員会 の事務職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る予算の見積書を作成すること。 2 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 3 所掌事務に係る供用物品を管理すること。 4 所掌事務に係る契約の締結に関すること。
----------------------	--

（大和高田市行財政改革推進懇談会設置要綱の一部改正）

第5条 大和高田市行財政改革推進懇談会設置要綱（昭和60年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画政策部企画創生課」を「企画政策部行政改革推進室企画創生課」に改める。

第7条中「要綱」を「訓令」に改める。

(大和高田市行財政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第6条 大和高田市行財政改革推進本部設置要綱（昭和60年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画政策部企画創生課」を「企画政策部行政改革推進室企画創生課」に改める。

第9条中「要綱」を「訓令」に改める。

(大和高田市職員服務規程の一部改正)

第7条 大和高田市職員服務規程（昭和38年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中

「

人事 係長		人事 係	
----------	--	---------	--

」を

「

人事 グル ープ 係長		人事 グル ープ	
----------------------	--	----------------	--

」に改める。

(大和高田市職員表彰規程の一部改正)

第8条 大和高田市職員表彰規程（平成24年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「企画政策部秘書課」を「企画政策部秘書広報課」に改める。

(大和高田市公正入札調査委員会設置要綱の一部改正)

第9条 大和高田市公正入札調査委員会設置要綱（平成21年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号を次のように改める。

(1) 総務課長

第6条中「総務部契約監理課」を「総務部総務課」に改める。

(大和高田市談合情報対応マニュアルの一部改正)

第10条 大和高田市談合情報対応マニュアル（平成21年訓令第9号の2）の一部を次のように改正する。

本則及び様式第4号中「契約監理課長」を「総務課長」に改める。

(大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱の一部改正)

第11条 大和高田市公有財産有効活用検討委員会設置要綱（平成19年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、未来まちづくり局理事」及び「、地域振興部長」を削り、「保健部長」を「こども・健康部長」に改める。

第5条第3項中「、契約監理課長」を削り、「社会福祉課長」を「福祉施策課長、長寿介護課長」

に改める。

第8条中「要綱」を「訓令」に改める。

(大和高田市役所庁舎内設置案内地図広告掲出事業者選定委員会設置要綱の一部改正)

第12条 大和高田市役所庁舎内設置案内地図広告掲出事業者選定委員会設置要綱(平成26年訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 秘書広報課

(市役所庁舎ロビーにおける配布物の配置等に関する要綱の一部改正)

第13条 市役所庁舎ロビーにおける配布物の配置等に関する要綱(平成24年訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「財産管理課」を「総務課」に改める。

(大和高田市ドライブレコーダー管理運用要綱の一部改正)

第14条 大和高田市ドライブレコーダー管理運用要綱(平成31年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「財産管理課職員」を「総務課職員」に改める。

(大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱の一部改正)

第15条 大和高田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱(平成25年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) こども・健康部長

第2条第1項第5号を次のように改める。

(5) 福祉施策課長

第2条第1項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) こども施策課長

第2条第1項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 長寿介護課長

第8条中「別表に掲げる庶務担当課」を「福祉部福祉施策課」に改める。

別表を削る。

(大和高田市地域密着型サービス事業者選定委員会設置要綱の一部改正)

第16条 大和高田市地域密着型サービス事業者選定委員会設置要綱(平成30年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「介護保険課」を「長寿介護課」に改める。

(大和高田市地域ケア会議設置要綱の一部改正)

第17条 大和高田市地域ケア会議設置要綱(令和2年訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第9条中「保健部地域包括ケア推進課」を「福祉部地域包括ケア推進課」に改める。

(大和高田市青年等就農計画認定審査会設置要綱の一部改正)

第18条 大和高田市青年等就農計画認定審査会設置要綱(平成29年訓令第9号の2)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 大和高田市企画政策部長

第3条第2項中「地域振興部長」を「企画政策部長」に改める。

第6条中「地域振興部農業振興課」を「企画政策部産業振興課」に改める。

（大和高田市営住宅等明渡請求等検討委員会設置要綱の一部改正）

第19条 大和高田市営住宅等明渡請求等検討委員会設置要綱（平成21年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6） こども・健康部長

第4条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第7条第2項を次のように改める。

2 部会は、次に掲げる課の課長及び係長をもって組織する。

（1） 福祉施策課

（2） 障害福祉課

（3） 保護課

（4） こども施策課

（5） こども家庭課

（6） 健康増進課

（7） 保険年金課

（8） 収納対策課

（大和高田市公営住宅長寿命化計画策定委員会設置要綱の一部改正）

第20条 大和高田市公営住宅長寿命化計画策定委員会設置要綱（令和2年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。

（大和高田市施設マネジメント検討委員会設置要綱の一部改正）

第21条 大和高田市施設マネジメント検討委員会設置要綱（令和5年訓令第12号の2）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6） こども・健康部長

第3条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を削る。

第4条第3項中「未来まちづくり局理事」を「企画政策部長」に改める。

第8条中「未来まちづくり局」を「企画政策部行政改革推進室未来まちづくり課」に改める。

（大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱の一部改正）

第22条 大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会設置要綱（平成28年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

（5） 市民協働課長

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を削り、同条に次の1号を加える。

（10） 未来まちづくり課長

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

訓令第6号

令和8年度大和高田市市民意識調査及び男女共同参画計画策定業務委託業者選定プロポーザル審

査委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

令和8年度大和高田市市民意識調査及び男女共同参画計画策定業務委託業者選定プロポーザル
審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 令和8年度大和高田市市民意識調査及び男女共同参画計画策定業務委託に係る受託者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和8年度大和高田市市民意識調査及び男女共同参画計画策定業務委託業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要領の審議及び策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1） 市民生活部長
- （2） 福祉部地域包括ケア推進課長
- （3） こども・健康部こども家庭課長
- （4） 市民生活部人権施策課長
- （5） 市民生活部人権施策課長補佐

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市民生活部長をもって充てる。

3 副委員長は、市民生活部人権施策課長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（情報公開）

第6条 会議は、非公開とする。

2 会議において提案のために使用された資料のうち事業者から提出されたものについて、閲覧又は謄写の請求があったときは、当該請求を拒むことはできない。ただし、次項ただし書に規定するおそれが認められる部分については、これを除いて閲覧又は謄写に応じるものとする。

3 市長は、前項の資料の閲覧又は謄写に同意しない事業者を受託候補者選定のための会議に参加させてはならない。ただし、資料の閲覧又は謄写についての同意が困難であることが客観的に明らかであり、かつ、資料の閲覧又は謄写をすることにより事業者の公募が実現できなくなるおそれ、その他会議の目的が達成できないおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4 前項の規定に反して行われた選定行為は、無効とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部人権施策課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

告示

告示第18号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第2項及び第49条の7第2項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を次のとおり変更したことを告示する。

令和8年3月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定緊急避難場所

別紙1「指定緊急避難場所一覧」のとおり

(災害から命を守るため一時緊急的に避難する場所等 19箇所)

2 指定避難所

別紙2「指定避難所一覧」のとおり

(災害発生後に、避難者を一定期間滞在させるための施設等 19箇所)

3 指定日

令和8年3月1日

4 担当課

市民生活部危機管理室危機管理課（電話0745-22-1101 内線3370）

別紙1 「指定緊急避難場所一覧」

	施設名	所在地（奈良県）	管理担当	災害種別
--	-----	----------	------	------

		大和高田市)	連絡先	地震	洪水
1	総合福祉会館 (ゆうゆうセンター)	大字池田 418-1	0745-23-0789	○	○
2	武道館	幸町 11-14	0745-22-8862	○	○
3	葛城コミュニティー センター	大字曾大根 783-1	0745-53-6264	○	○
4	片塩小学校	旭北町 2-1	0745-22-1101	○	○
5	高田小学校	大中東町 5-15	0745-22-1101	○	○
6	土庫小学校	土庫 3丁目 2-61	0745-22-1101	○	○
7	浮孔小学校	中三倉堂 2丁目 5-43	0745-22-1101	○	○
8	磐園小学校	大字有井 1	0745-22-1101	○	○
9	陵西小学校	大字池田 3	0745-22-1101	○	○
10	菅原小学校	大字根成柿 436	0745-22-1101	○	○
11	浮孔西小学校	曾大根 1丁目 5-1	0745-22-1101	○	○
12	高田中学校	大中東町 5-48	0745-22-1101	○	○
13	片塩中学校	中三倉堂 2丁目 9-28	0745-22-1101	○	○
14	高田西中学校	大字池田 330	0745-22-1101	○	○
15	市立高田商業高等学校	材木町 8-3	0745-22-2251	○	○
16	県立高田高等学校	礪野東町 6-6	0745-22-0123	○	—
17	文化会館 (さざんかホール)	本郷町 6-36	0745-53-8200	○	○
18	総合公園 コミュニティープール	大字西坊城 414	0745-22-1101	○	○
19	菅原公民館	大字吉井 77-1	0745-22-1315	○	—

※災害種別欄の「○」は該当の緊急避難場所、「—」は非該当の緊急避難場所です。

別紙2 「指定避難所一覧」

	施設名	所在地(奈良県 大和高田市)	管理担当 連絡先	災害種別	
				地震	洪水
1	総合福祉会館 (ゆうゆうセンター)	大字池田 418-1	0745-23-0789	○	○
2	武道館	幸町 11-14	0745-22-8862	○	○
3	葛城コミュニティー センター	大字曾大根 783-1	0745-53-6264	○	○
4	片塩小学校	旭北町 2-1	0745-22-1101	○	—
5	高田小学校	大中東町 5-15	0745-22-1101	○	—
6	土庫小学校	土庫 3丁目 2-61	0745-22-1101	○	—
7	浮孔小学校	中三倉堂 2丁目 5-43	0745-22-1101	○	—
8	磐園小学校	大字有井 1	0745-22-1101	○	—
9	陵西小学校	大字池田 3	0745-22-1101	○	○
10	菅原小学校	大字根成柿 436	0745-22-1101	○	—
11	浮孔西小学校	曾大根 1丁目 5-1	0745-22-1101	○	—
12	高田中学校	大中東町 5-48	0745-22-1101	○	—
13	片塩中学校	中三倉堂 2丁目 9-28	0745-22-1101	○	—

14	高田西中学校	大字池田 330	0745-22-1101	○	○
15	市立高田商業高等学校	材木町 8-3	0745-22-2251	○	—
16	県立高田高等学校	礪野東町 6-6	0745-22-0123	○	—
17	文化会館 (さざんかホール)	本郷町 6-36	0745-53-8200	○	○
18	総合公園 コミュニティプール	大字西坊城 414	0745-22-1101	○	—
19	菅原公民館	大字吉井 77-1	0745-22-1315	○	—

※災害種別欄の「○」は該当の指定避難所、「—」は非該当の指定避難所です。

告示第19号

大和高田市入札参加資格停止措置要綱及び大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月2日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市入札参加資格停止措置要綱及び大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱の一部を改正する告示

(大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部改正)

第1条 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第13号とし、第7号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 資格停止対象者 次条の規定により入札参加資格停止が行われる者をいう。
- (8) 二次受託者等 資格停止対象者から、入札参加資格停止の原因となった業務の全部又は一部について、委託を受けていた者をいう。

第4条の見出し中「下請負人」を「二次受託者等」に改め、同条第1項中「前条の規定による入札参加資格停止を元請負人について」を「資格停止対象者に対して入札参加資格停止を」に、「下請負人が」を「二次受託者等が」に、「当該下請負人」を「当該二次受託者等」に、「元請負人」を「資格停止対象者」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第11条の見出し中「下請等」を「委託等」に改め、同条中「を下請負又は再委託する」を「の全部又は一部の委託を受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

入札参加資格停止の前において委託を受けた市発注業務の全部又は一部を委託する場合も同様とする。

別表第3中「下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）」を「二次委託等（市発注業務の委託を受けた者が、当該市発注業務の全部又は一部を委託することをいう。以下同じ。）」に、「下請契約等に」を「二次委託等に」に、「当該下請契約等」を「当該二次委託等に係る契約」に改める。

(大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）の一部を次のように改正する。

別表中「下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）」を「二次委託等（市発注業務の委託を受けた者が、当該市発注業務の全部又は一部を委託することをいう。以下同じ。）」に、「下請契約等に」を「二次委託等に」に、「当該下請契約等」を「当該二次委

託等に係る契約」に、「届け出なかった」を「届け出なかった」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第20号

介護保険法第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を事業の廃止の届出がありましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和8年3月9日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 事業者の名称
介護のみき株式会社
- 2 指定する事業所の名称及び所在地
介護のみき大和高田店
奈良県大和高田市三和町17-30
- 3 廃止年月日
令和8年3月31日
- 4 事業所の種類
居宅介護支援

告示第21号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和8年3月11日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため
- 2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和8年2月5日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和8年2月13日	曾大根116保管所前路上	1	
令和8年2月18日	大中東町261-1先路上	1	
令和8年2月27日	西三倉堂一丁目13-1-2先路上	1	

- 3 保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第22号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和8年3月17日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和8年6月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和7年12月1日から令和7年12月31日までの間

告示第23号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和8年3月17日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月17日

大和高田市長 堀内 大造

記

省略（市役所前掲示場掲示済）
（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

告示第24号

令和8年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和8年3月23日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和8年度大和高田市一般会計予算
- 2 令和8年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和8年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 4 令和8年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 5 令和8年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 6 令和8年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 7 令和8年度大和高田市休日診療所特別会計予算
- 8 令和8年度大和高田市下水道事業会計予算
- 9 令和7年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 令和7年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第3号）
- 11 令和7年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 令和7年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和8年度大和高田市一般会計予算

令和8年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,875,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

4,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 市税		7,015,000
	1. 市民税	3,344,000
	2. 固定資産税	2,724,000
	3. 軽自動車税	178,000
	4. たばこ税	370,000
	5. 都市計画税	399,000
2. 地方譲与税		115,681
	1. 地方揮発油譲与税	21,916
	2. 自動車重量譲与税	85,843
	6. 森林環境譲与税	7,922
3. 利子割交付金		26,000
	1. 利子割交付金	26,000
4. 配当割交付金		138,000
	1. 配当割交付金	138,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		257,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	257,000
6. 法人事業税交付金		99,000
	1. 法人事業税交付金	99,000
7. 地方消費税交付金		1,613,000
	1. 地方消費税交付金	1,613,000
10. 地方特例交付金		82,489
	1. 地方特例交付金	82,489
11. 地方交付税		9,069,000
	1. 地方交付税	9,069,000
12. 交通安全対策特別交付金		5,500
	1. 交通安全対策特別交付金	5,500
13. 分担金及び負担金		105,095
	1. 分担金	780
	2. 負担金	104,315
14. 使用料及び手数料		668,539

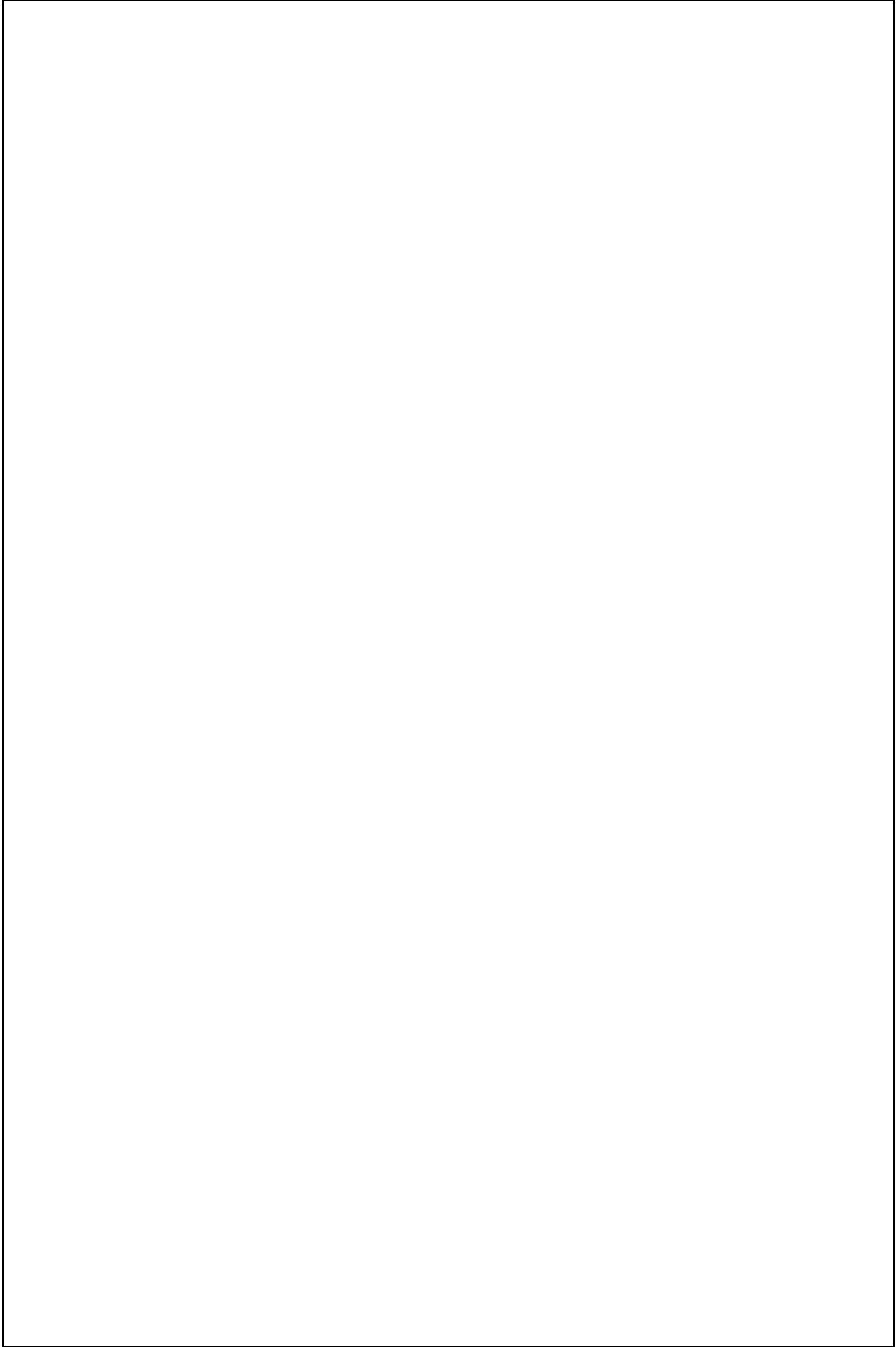
	1. 使用料	425,179
	2. 手数料	243,360
15. 国庫支出金		6,013,631
	1. 国庫負担金	5,322,146
	2. 国庫補助金	666,313
	3. 国庫委託金	25,172
16. 県支出金		2,779,886
	1. 県負担金	1,649,743
	2. 県補助金	1,008,023
	3. 県委託金	122,120
17. 財産収入		94,301
	1. 財産運用収入	32,236
	2. 財産売却収入	62,065
18. 寄附金		150,000
	1. 寄附金	150,000
19. 繰入金		485,923
	1. 基金繰入金	455,306
	2. 特別会計繰入金	30,617
	公営企業会計繰入金	0
21. 諸収入		618,255
	1. 延滞金加算金及び過料	14,000
	2. 市預金利子	500
	3. 貸付金元利収入	4,988
	4. 雑入	598,767
22. 市債		538,700
	1. 市債	538,700
環境性能割交付金		0
	環境性能割交付金	0
歳入合計		29,875,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 議会費		225,918
	1. 議会費	225,918
2. 総務費		4,051,862
	1. 総務管理費	3,483,254
	2. 徴税費	337,194
	3. 戸籍住民基本台帳費	132,595
	4. 選挙費	50,499

	5. 統計調査費	21,852
	6. 監査委員費	26,468
3. 民生費		14,761,784
	1. 社会福祉費	7,417,555
	2. 児童福祉費	4,639,158
	3. 生活保護費	2,704,967
	4. 災害救助費	104
4. 衛生費		3,233,527
	1. 保健衛生費	1,309,893
	2. 清掃費	1,923,634
6. 農林水産業費		135,187
	1. 農業費	135,187
7. 商工費		108,451
	1. 商工費	108,451
8. 土木費		1,502,636
	1. 土木管理費	121,495
	2. 道路橋りょう費	171,273
	3. 河川費	54,563
	4. 都市計画費	1,032,171
	5. 住宅費	123,134
9. 消防費		989,381
	1. 消防費	989,381
10. 教育費		2,575,661
	1. 教育総務費	508,675
	2. 小学校費	226,230
	3. 中学校費	157,269
	4. 高等学校費	462,466
	5. 幼稚園費	352,129
	6. 社会教育費	256,568
	7. 保健体育費	612,324
11. 災害復旧費		3
	1. 公共土木施設災害復旧費	3
12. 公債費		2,270,590
	1. 公債費	2,270,590
13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
労働費		0
	労働諸費	0
歳出合計		29,875,000



第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関等からの融資に対する債務保証	令和8年度から事業費借入金償還期間満了まで	借入金10,000,000千円とこれに対する利子の合計額
大和高田市土地開発公社が先行取得する大和高田当麻線街路事業用地取得事業	令和9年度から事業満了まで	大和高田市土地開発公社が令和8年度において取得又は補償する用地費等の事業資金の借入金とこれに対する利子及び事務費の合計額
電子入札・契約管理システム利用	令和9年度から令和12年度まで	20,300 千円
庁舎駐車場管理業務委託	令和9年度	1,215 千円
庁舎総合受付及び電話交換派遣業務委託	令和9年度から令和11年度まで	40,417 千円
庁舎衛生管理及び警備業務委託	令和9年度から令和11年度まで	151,977 千円
庁舎設備運転管理業務委託	令和9年度から令和11年度まで	64,854 千円
文化会館総合管理等委託	令和9年度から令和11年度まで	160,954 千円
市民交流センター駐車場管理業務委託	令和9年度から令和13年度まで	16,971 千円
市民交流センター総合管理等委託	令和9年度から令和11年度まで	107,901 千円
地方税ASPサービス利用	令和9年度から令和13年度まで	32,794 千円

事 項	期 間	限 度 額
戸籍総合システム機器等更新にかかる経費	令和9年度から 令和13年度まで	14,825 千円
指定ごみ袋等配送委託	令和9年度	1,139 千円
2トンリフト付トラック借上	令和9年度から 令和16年度まで	13,819 千円
高田千本桜ライトアップ事業にかかる周辺道路等警備業務	令和9年度	1時間当たり2,900円に業務に要した時間数を乗じて得た額の合計額に消費税等を加算した額
市営住宅等における家屋明渡等請求事件に係る訴訟又は即決和解に関する業務	事件解決年度	当該事件に関する実費額及び委任弁護士報酬基準による報酬金の額
市営住宅等における家屋明渡執行等申立事件に係る強制執行に関する業務	事件解決年度	当該事件に関する実費額及び委任弁護士報酬基準による報酬金の額
住宅新築資金等貸付金の元利償還金の回収および回収補助業務	債権回収が完了する まで	当該債権回収に関する実費額及び委任弁護士報酬基準による報酬金の額
地域防災計画等策定業務委託	令和9年度	15,894 千円
特別支援教育用ソフト利用（小学校）	令和9年度から 令和12年度まで	8,620 千円
特別支援教育用ソフト利用（中学校）	令和9年度から 令和12年度まで	3,232 千円

事 項	期 間	限 度 額
給食調理業務委託（高田中学校）	令和9年度から 令和11年度まで	59,041 千円
給食調理業務委託（片塩中学校）	令和9年度から 令和11年度まで	70,242 千円
給食調理業務委託（高田西中学校）	令和9年度から 令和11年度まで	60,157 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全対策事業	千円 26,800	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見直 しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及び 償還期間を短縮し、又 は繰上償還もしくは低 利に借換えすることが できる。
こども園整備事業	42,700	〃	〃	〃
市営斎場整備事業	16,200	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	14,800	〃	〃	〃
借換債 (ごみ処理施設整備事業)	23,900	〃	〃	〃
側溝新設改良事業	14,000	〃	〃	〃
橋りょう整備事業	9,600	〃	〃	〃
道路整備事業	33,700	〃	〃	〃
借換債 (道路・橋りょう整備事業)	2,200	〃	〃	〃
河川改良事業	24,700	〃	〃	〃
大和高田当麻線 街路事業	123,900	〃	〃	〃

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園管理事業	千円 1,700	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及び 償還期間を短縮し、又 は繰上償還もしくは低 利に借換えすることが できる。
借換債 (都市再生整備事業)	184,200	〃	〃	〃
借換債 (児童ホーム整備事業)	3,300	〃	〃	〃
借換債 (小学校整備事業)	12,300	〃	〃	〃
借換債 (中学校整備事業)	4,700	〃	〃	〃
計	538,700			

令和8年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,466,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項(審査費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合に

おける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		938,150
	1. 国民健康保険税	938,150
2. 使用料及び手数料		300
	1. 手数料	300
6. 県支出金		5,751,408
	3. 県負担金・補助金	5,751,408
7. 連合会支出金		1,992
	1. 連合会補助金	1,992
8. 財産収入		6,400
	1. 財産運用収入	6,400
9. 繰入金		745,363
	1. 一般会計繰入金	573,940
	2. 基金繰入金	171,423
11. 諸収入		22,887
	1. 延滞金加算金及び過料	10,000
	2. 市預金利子	600
	3. 療養費等指定公費返還金	130
	4. 雑入	12,157
歳入合計		7,466,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		135,386
	1. 総務管理費	105,806
	2. 徴税費	29,129
	3. 運営協議会費	451
2. 保険給付費		5,699,489
	1. 療養諸費	4,857,729
	2. 高額療養費	815,500
	3. 出産育児諸費	22,510
	4. 葬祭諸費	3,600
	5. 移送費	150
	傷病手当諸費	0
3. 国民健康保険事業費納付		1,503,583

金	1. 医療給付費分	977,561
	2. 後期高齢者支援金等分	357,413
	3. 介護納付金分	137,597
	5. 子ども・子育て支援納付金分	31,012
8. 保健事業費		98,198
	1. 特定健康診査等事業費	73,775
	2. 保健事業費	24,423
9. 基金積立金		6,400
	1. 基金積立金	6,400
10. 公債費		396
	1. 公債費	396
11. 諸支出金		22,548
	1. 償還金及び還付加算金	13,500
	2. 繰出金	8,918
	3. 療養費等指定公費立替金負担金	130
12. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		7,466,500

令和8年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

令和8年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		85,062
	1. 外来収入	80,363
	2. その他検査等収入	4,699
2. 使用料及び手数料		14,651
	1. 使用料	252
	2. 手数料	14,399

3. 財産収入		10
	1. 財産運用収入	10
4. 繰入金		14,058
	2. 特別会計繰入金	6,731
	3. 一般会計繰入金	7,327
	基金繰入金	0
6. 諸収入		19
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	18
歳入合計		113,800

(歳出) (単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		58,926
	1. 施設管理費	58,687
	2. 研究研修費	239
2. 医業費		54,244
	1. 医業費	54,244
3. 基金積立金		10
	1. 基金積立金	10
4. 公債費		120
	1. 公債費	120
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		113,800

令和8年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

令和8年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、370,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入) (単位：千円)

款	項	本年度予算額
2. 諸収入		3,700

	1. 市預金利子	2
	2. 雑入	3,698
歳入合計		3,700

(歳出) (単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		2,112
	1. 駐車場費	2,112
2. 公債費		1,488
	1. 公債費	1,488
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
繰上充用金		0
	繰上充用金	0
歳出合計		3,700

令和8年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

令和8年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,474,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入) (単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 保険料		1,371,697
	1. 介護保険料	1,371,697
2. 使用料及び手数料		12
	1. 手数料	12
3. 国庫支出金		1,722,149
	1. 国庫負担金	1,256,769
	2. 国庫補助金	465,380
4. 支払基金交付金		1,951,828
	1. 支払基金交付金	1,951,828
5. 県支出金		1,047,744
	1. 県負担金	1,009,997

	2. 県補助金	37,747
6. 財産収入		2,800
	1. 財産運用収入	2,800
7. 繰入金		1,351,493
	1. 一般会計繰入金	1,167,493
	2. 基金繰入金	184,000
9. 諸収入		26,877
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	400
	3. 雑入	26,467
歳入合計		7,474,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		161,183
	1. 総務管理費	114,635
	2. 徴収費	7,045
	3. 介護認定審査会費	39,173
	4. 介護保険運営協議会費	330
2. 保険給付費		6,974,667
	1. 給付諸費	6,974,667
3. 地域支援事業費		308,772
	1. 介護予防・生活支援総合事業費	275,752
	2. 包括的支援事業・任意事業費	33,020
5. 基金積立金		3,254
	1. 基金積立金	3,254
6. 公債費		176
	1. 公債費	176
7. 諸支出金		26,548
	1. 償還金及び還付加算金	1,550
	3. 繰出金	24,998
介護サービス事業費		0
	居宅介護支援事業費	0
歳出合計		7,474,600

令和8年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

令和8年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,388,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

（歳入）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		982,300
	1. 後期高齢者医療保険料	982,300
2. 使用料及び手数料		5
	2. 手数料	5
3. 繰入金		400,005
	1. 一般会計繰入金	400,005
5. 諸収入		6,590
	1. 市預金利子	340
	2. 雑入	6,000
	3. 延滞金加算金及び過料	250
歳入合計		1,388,900

（歳出）

（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 総務費		40,013
	1. 総務管理費	34,619
	2. 徴収費	5,394
2. 後期高齢者医療広域 連合負担金		1,342,787
	1. 後期高齢者医療広域 連合負担金	1,342,787
5. 諸支出金		6,000
	1. 償還金及び還付加算金	6,000
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		1,388,900

令和8年度大和高田市休日診療所特別会計予算

令和8年度大和高田市の休日診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,500千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。
 （一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		47,029
	1. 外来収入	47,029
2. 分担金及び負担金		14,010
	2. 負担金	14,010
3. 使用料及び手数料		100
	2. 手数料	100
4. 財産収入		310
	1. 財産運用収入	310
5. 繰入金		50,041
	1. 一般会計繰入金	22,041
	2. 基金繰入金	28,000
6. 諸収入		10
	1. 市預金利子	10
市債		0
	市債	0
歳入合計		111,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		88,162
	1. 施設管理費	88,162
2. 医業費		17,829
	1. 医業費	17,829
3. 基金積立金		310
	1. 基金積立金	310
4. 公債費		1,267
	1. 公債費	1,267
5. 諸支出金		3,432
	1. 繰出金	3,432
6. 予備費		500
	1. 予備費	500

歳 出 合 計	111,500
---------	---------

令和8年度大和高田市下水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和8年度大和高田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）水洗化戸数	14,900戸
（2）年間総排水量	3,017,628 ^m
（3）主要な建設改良事業 管路建設費等	844,171千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（1）収益的収入

第1款 下水道事業収益	1,373,816千円
第1項 営業収益	477,600千円
第2項 営業外収益	896,216千円

（2）収益的支出

第1款 下水道事業費用	1,356,323千円
第1項 営業費用	1,173,642千円
第2項 営業外費用	182,231千円
第3項 特別損失	250千円
第4項 予備費	200千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額406,529千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,425千円、当年度損益勘定留保資金371,104千円で補てんするものとする）。

（1）資本的収入

第1款 資本的収入	1,813,432千円
第1項 企業債	1,537,000千円
第4項 他会計補助金	50,232千円
第6項 国庫補助金	220,000千円
第7項 県補助金	6,200千円

（2）資本的支出

第1款 資本的支出	2,219,961千円
第1項 建設改良費	844,171千円
第3項 企業債償還金	1,375,590千円
第7項 予備費	200千円

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	623,900 千円	証書借入	5.0%以内 (ただし、利	政府資金については、その融資条件により、銀行そ

資本費平準化債	913,100 千円		率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	の他については、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	1,537,000 千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

72,199千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は546,531千円である。

令和7年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,461,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 県支出金		5,451,887	20,868	5,472,755
	3. 県負担金・補助金	5,451,887	20,868	5,472,755
9. 繰入金		754,734	72,482	827,216
	1. 一般会計繰入金	594,291	60,679	654,970

	2. 基金繰入金	160,443	11,803	172,246
	補正されなかった科目に係る額	1,161,747	0	1,161,747
	歳入合計	7,368,368	93,350	7,461,718

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		5,412,859	△2,500	5,410,359
	3. 出産育児諸費	22,510	△2,500	20,010
3. 国民健康保険事業費納付金		1,706,282	95,831	1,802,113
	1. 医療給付費分	1,147,295	50,066	1,197,361
	2. 後期高齢者支援金等分	417,327	31,079	448,406
	3. 介護納付金分	141,660	14,686	156,346
11. 諸支出金		16,352	19	16,371
	2. 繰出金	2,437	19	2,456
	補正されなかった科目に係る額	232,875	0	232,875
	歳出合計	7,368,368	93,350	7,461,718

令和7年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第3号）

令和7年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,479千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,27,599千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		92,179	△9,539	82,640
	1. 外来収入	88,079	△9,539	78,540
4. 繰入金		15,472	16,018	31,490
	1. 基金繰入金	14,995	2,450	17,445
	2. 特別会計繰入金	250	19	269
	3. 一般会計繰入金	227	13,549	13,776

補正されなかった科目に係る額	13,469	0	13,469
歳入合計	121,120	6,479	127,599

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		66,508	6,449	72,957
	1. 施設管理費	66,269	6,449	72,718
4. 公債費		22	30	52
	1. 公債費	22	30	52
補正されなかった科目に係る額		54,590	0	54,590
歳出合計		121,120	6,479	127,599

令和7年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,053千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,492,492千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,680,289	32,889	1,713,178
	1. 国庫負担金	1,207,396	15,000	1,222,396
	2. 国庫補助金	472,893	17,889	490,782
4. 支払基金交付金		1,870,411	27,000	1,897,411
	1. 支払基金交付金	1,870,411	27,000	1,897,411
5. 県支出金		1,020,137	17,500	1,037,637
	1. 県負担金	961,181	17,500	978,681
7. 繰入金		1,324,181	22,611	1,346,792
	1. 一般会計繰入金	1,176,181	12,500	1,188,681
	2. 基金繰入金	148,000	10,111	158,111
補正されなかった科目に係る額		1,495,738	0	1,495,738
歳入合計		7,392,439	100,053	7,492,492

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		6,672,549	100,000	6,772,549
	1. 給付諸費	6,672,549	100,000	6,772,549
5. 基金積立金		10,857	53	10,910
	1. 基金積立金	10,857	53	10,910
補正されなかった科目に係る額		709,033	0	709,033
歳出合計		7,392,439	100,053	7,492,492

令和7年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 令和7年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(企業債の補正)

第2条 予算第5条に定めた企業債の利率を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	656,200 千円	証書借入	3.0%以内	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他について	656,200 千円	証書借入	5.0%以内	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他について
			(ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいて は、当該 見直し後 の利率)	は、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、企業 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還若 しくは低利に 借り換えるこ とができる。			(ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいて は、当該 見直し後 の利率)	は、その債権 者と協定する ものによる。 ただし、企業 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還若 しくは低利に 借り換えるこ とができる。
計	1,247,160 千円				1,247,160 千円			

告示第25号

令和7年度介護保険料第1期～第8期督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付担当で保管し、送達を受けるべき者から交付

の申出があれば交付します。

令和8年3月24日

大和高田市長 堀内 大造

1. この通知の発送年月日

令和7年度 介護保険料第1期	令和 7年 8月18日
令和7年度 介護保険料第2期	令和 7年 9月16日
令和7年度 介護保険料第3期	令和 7年10月20日
令和7年度 介護保険料第4期	令和 7年11月14日
令和7年度 介護保険料第5期	令和 7年12月15日
令和7年度 介護保険料第6期	令和 8年 1月19日
令和7年度 介護保険料第7期	令和 8年 2月13日
令和7年度 介護保険料第8期	令和 8年 3月17日

2. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第26号

令和7年度介護保険料第5期～第8期督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付担当で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

令和8年3月24日

大和高田市長 堀内 大造

1. この通知の発送年月日

令和7年度 介護保険料第5期	令和 7年12月15日
令和7年度 介護保険料第6期	令和 8年 1月19日
令和7年度 介護保険料第7期	令和 8年 2月13日
令和7年度 介護保険料第8期	令和 8年 3月17日

2. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第27号

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により下記のとおり告示する。

その関連図面は、令和8年3月24日から2週間、環境建設部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月24日

大和高田市長 堀内 大造

記

1 供用及び処理を開始する年月日

令和8年4月7日

2 供用及び処理を開始する区域

高田川第5処理分区 礪野南町、曾大根1丁目

高田川第6処理分区 田井新町、中三倉堂2丁目、東三倉堂町、曾大根2丁目

高田川第7処理分区 大谷、築山、有井、土庫3丁目

葛城川第5処理分区 南陽町

3 供用を開始する排水施設の区域

大和高田市全図参照（1：10，000）環境建設部下水道課にて縦覧

4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

分流式

5 終末処理場

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460 奈良県第2浄化センター

告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年3月23日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和8年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和8年度大和高田市病院事業会計予算

2 令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）

3 令和7年度大和高田市病院事業会計補正予算（第2号）

令和8年度大和高田市病院事業会計予算

（総則）

第1条 令和8年度大和高田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		320床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数	101,733人
	外来患者数	198,825人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	279人
	外来患者数	825人
(4) 主要な建設改良事業	設備改良費	1千円
	固定資産購入費	486,984千円
	リース債務支払額	4,322千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	10,080,693千円
第1項 医業収益	9,472,661千円
第2項 医業外収益	603,030千円
第3項 特別利益	5,002千円

支出

第1款 病院事業費用	10,080,521千円
第1項 医業費用	9,842,858千円
第2項 医業外費用	232,911千円
第3項 特別損失	3,752千円
第4項 予備費	1,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入が資本的支出額に対し不足する額488,258千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,271千円、当年度分損益勘定留保資金253,798千円、減債積立金取り崩し額88,219千円、建設改良積立金取り崩し額101,970千円で補てんするものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	620,004千円
第1項 企業債	480,000千円
第2項 補助金	1千円
第3項 負担金	140,000千円
第4項 固定資産売却代	1千円
第5項 寄附金	1千円
第6項 他会計長期借入金	1千円

支出

第1款 資本的支出	1,108,262千円
第1項 建設改良費	491,308千円
第2項 企業債償還金	616,453千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	1千円
第4項 予備費	500千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
血清等検査委託	令和9年度から 令和10年度まで	42,000千円 に消費税及び地方消費税を加算した額
施設管理業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	218,440千円 に消費税及び地方消費税を加算した額

医療機器各種保守業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	15,288千円 に消費税及び地方消費税を加算した額
医療機器各種保守業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	14,140千円 に消費税及び地方消費税を加算した額
電子カルテシステム保守業務委託	令和9年度から 令和12年度まで	76,455千円 に消費税及び地方消費税を加算した額

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還方法
病院医療器械整備事業	480,000千円	証書借入	4.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は4,000,000千円に定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的支出における各項間の流用
2. 資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 5,857,295千円
2. 交際費 200千円

（他会計からの補助金）

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は600,000千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,196,076千円と定める。

令和7年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度大和高田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ693,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,498,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		114,599	3,348	117,947
	1. 地方揮発油譲与税	24,771	1,414	26,185
	2. 自動車重量譲与税	81,328	1,934	83,262
3. 利子割交付金		6,000	11,000	17,000
	1. 利子割交付金	6,000	11,000	17,000
4. 配当割交付金		108,000	18,000	126,000
	1. 配当割交付金	108,000	18,000	126,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		153,000	37,000	190,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	153,000	37,000	190,000
6. 法人事業税交付金		80,000	7,000	87,000
	1. 法人事業税交付金	80,000	7,000	87,000
7. 地方消費税交付金		1,373,000	126,000	1,499,000
	1. 地方消費税交付金	1,373,000	126,000	1,499,000
10. 地方特例交付金		56,060	△3,335	52,725
	1. 地方特例交付金	56,060	△3,335	52,725
11. 地方交付税		8,900,000	373,630	9,273,630
	1. 地方交付税	8,900,000	373,630	9,273,630
15. 国庫支出金		6,994,247	5,226	6,999,473

	1. 国庫負担金	5,333,743	5,902	5,339,645
	2. 国庫補助金	1,594,656	△4,434	1,590,222
	3. 国庫委託金	65,848	3,758	69,606
16. 県支出金		2,652,917	317	2,653,234
	1. 県負担金	1,648,252	38,114	1,686,366
	2. 県補助金	835,940	△37,797	798,143
18. 寄附金		150,000	865	150,865
	1. 寄附金	150,000	865	150,865
19. 繰入金		967,884	103,891	1,071,775
	1. 基金繰入金	960,010	103,891	1,063,901
21. 諸収入		547,965	62,258	610,223
	4. 雑入	527,758	62,258	590,016
22. 市債		722,300	△52,000	670,300
	1. 市債	722,300	△52,000	670,300
補正されなかった科目に係る額		7,979,528	0	7,979,528
歳入合計		30,805,500	693,200	31,498,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,381,924	20,349	4,402,273
	1. 総務管理費	3,692,841	19,759	3,712,600
	3. 戸籍住民基本台帳費	180,807	590	181,397
3. 民生費		14,963,407	52,800	15,016,207
	1. 社会福祉費	7,423,786	89,931	7,513,717
	2. 児童福祉費	4,705,158	△61,922	4,643,236
	3. 生活保護費	2,834,359	24,791	2,859,150
4. 衛生費		3,502,292	626,081	4,128,373
	1. 保健衛生費	1,355,852	626,200	4,128,373
	2. 清掃費	2,146,440	△119	2,146,321
8. 土木費		1,305,173	△18,356	1,286,817
	2. 道路橋りょう費	192,366	△9,500	182,866
	4. 都市計画費	856,786	△5,000	851,786
	5. 住宅費	134,184	△3,856	130,328
9. 消防費		995,711	826	996,537
	1. 消防費	995,711	826	996,537
10. 教育費		2,790,418	8,250	2,798,668

	5. 幼稚園費	336,281	8,250	344,531
	6. 社会教育費	260,857	0	260,857
12. 公債費		2,356,693	0	2,356,693
	1. 公債費	2,356,693	0	2,356,693
補正されなかった科目に係る額		420,469	0	420,469
歳 出 合 計		30,805,500	693,200	31,498,700

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	6,852,736	令和7年度	0
				令和8年度	0
				令和9年度	663,388
				令和10年度	1,253,076
				令和11年度	4,230,930
				令和12年度	705,342

第3表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	物価高騰対応重点支援事業	606,289
		物価高騰対応ひとり親家庭応援手当給付事業	21,200
	戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム等改修事業	3,758
民生費	児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	4,040
衛生費	清掃費	リサイクル施設整備事業	6,104
土木費	都市計画費	大和高田当麻線街路事業	15,756

第4表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
マテリアルリサイクル推進施設運営委託	令和7年度から 令和31年度まで	5,528,600千円

第5表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借換債 (交通安全対策事業)	千円 7,800	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 3.0 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ 他の場合に はその債権者 と協定するも のによる。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えること ができる。	千円 0	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 3.0 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ 他の場合に はその債権者 と協定するも のによる。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えること ができる。
橋りょう整備事業	17,900	〃	〃	〃	16,200	〃	〃	〃
道路整備事業	58,000	〃	〃	〃	55,600	〃	〃	〃
借換債 (橋りょう整備事業)	2,900	〃	〃	〃	0	〃	〃	〃
借換債 (道路整備事業)	1,000	〃	〃	〃	0	〃	〃	〃
大和高田当麻線 街路事業	10,600	〃	〃	〃	8,800	〃	〃	〃

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債 (都市再生整備事業)	千円 277,200	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 3.0 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場合 にはその債権 者と協定する ものによる。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えするこ とができる。	千円 244,900	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 3.0 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場合 にはその債権 者と協定する ものによる。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期間 を短縮し、又 は繰上償還も しくは低利に 借換えするこ とができる。
市営住宅整備事業	2,100	〃	〃	〃	0	〃	〃	〃

令和7年度大和高田市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間入院患者数及び外来患者数			
入院患者数	100,798 人	△10,862 人	89,936 人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数			
入院患者数	276 人	△29.6 人	246.4 人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	9,694,370 千円	△417,145 千円	9,277,225 千円
第1項 医業収益	9,152,617 千円	△629,787 千円	8,522,830 千円

第2項 医業外収益	536,751千円	212,642千円	749,393千円
支 出			
第1款 病院事業費用	10,032,728千円	△78,378千円	9,954,350千円
第1項 医業費用	9,797,971千円	△78,436千円	9,719,535千円
第2項 医業外費用	228,555千円	58千円	228,613千円

第4条 予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,432千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,432千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	370,003千円	500,000千円	870,003千円
第6項 他会計長期借入金	0千円	500,000千円	500,000千円

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 職員給与費	5,677,890千円	△105,936千円	5,571,954千円

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「540,000千円」を「666,200千円」に改める。

告示第29号

介護保険法第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和8年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 事業者の名称
合同会社 hamakaze
- 2 指定する事業所の名称及び所在地
ケアプラン陽だまり
奈良県大和高田市三和町13番41号
- 3 指定年月日
令和8年4月1日
- 4 事業所の種類
居宅介護支援

告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和7年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,492,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 財産収入		1,736	8	1,744
	1. 財産運用収入	1,736	8	1,744
補正されなかった科目に係る額		7,490,756	0	7,490,756
歳入合計		7,492,492	8	7,492,500

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 基金積立金		10,910	8	10,918
	1. 基金積立金	10,910	8	10,918
補正されなかった科目に係る額		7,481,582	0	7,481,582
歳出合計		7,492,492	8	7,492,500

告示第32号

大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱（平成22年告示第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すべて」を「全て」に、「子育て支援に関する情報提供」を「子育てに関する情報の提

供」に、「支援の必要な家庭に対する助言及びサービス提供」を「乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助」に改める。

第2条中「住所を有する」を「居住する」に、「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、市長が事業の実施対象とすることにつき特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第3条第1号中「や悩み」を「及び悩み」に改め、同条第3号中「保護者」を「その保護者」に改め、同条第4号中「対象家庭」を「家庭」に改める。

第4条第2項及び第3項を削る。

第6条第1号中「様式第1号」を「別記様式」に改める。

第7条中「訪問記録票（様式第2号）により、その内容を速やかに市長に報告するとともに、乳児家庭全戸訪問事業実施報告書（様式第3号）を翌月の10日までに市長に提出するものとする」を「速やかに当該訪問に係る記録を作成するものとする」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、記録として記載すべき事項等については、事業について国が示す様式の例による。

第7条に次の1項を加える。

2 訪問従事者は、対象家庭を訪問した実施報告書を月ごとに作成し、当該報告に係る訪問を実施した日の属する月の翌月10日までに市長に提出するものとする。

第8条中「、市担当者、」を削る。

様式第1号中「本証の有効期間は、交付の日から 年 月 日までとする。有効期間が満了したときは、直ちに発行者に返納すること。」を「乳児家庭の訪問に従事しなくなった場合は、本証を速やかに市長に返納すること。」に改め、同様式を別記様式とする。

様式第2号及び様式第3号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示第33号

大和高田市マンションの管理に関する計画の認定事務処理要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市マンションの管理に関する計画の認定事務処理要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定等の事務について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この告示における用語の意義は、次に掲げるもののほか、法及び省令で使用する用語の例による。

- (1) 認定基準 法第5条の14各号(同条第4号にあつては、大和高田市マンション管理適正化推進計画に定める大和高田市マンション管理適正化指針に掲げる事項に限る。)の基準をいう。
- (2) センター 法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターとして指定を受けた一般財団法人をいう。

(事前確認)

第3条 法第5条の13第1項の規定による管理計画の認定の申請(以下「認定申請」という。)及び法第5条の16第2項に規定する認定の更新(以下「認定更新」という。)をしようとする者は、あらかじめセンターが発行する当該管理計画が認定基準に適合していると認定された書面(以下「事前確認適合証」という。)の交付を受けるものとする。

(認定申請)

第4条 認定申請をしようとする者は、省令第1条の8第1項に規定する別記様式第1号による認定申請書の正本及び副本に、同項に規定する書類及び事前確認適合証を添えて市長に提出しなければならない。

(認定の通知)

第5条 市長は、前条第1項の認定申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をするとともに、当該申請者に対して省令第1条の12に規定する別記様式第1号の2の認定通知書に前条の認定申請書の副本及びその添付書類を添えて、その旨を通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 前条の認定は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前2条の規定は、認定管理計画(前条の規定による認定を受けた管理計画(次条の規定による軽微な変更又は第9条の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)の認定更新について準用する。この場合において、第4条中「省令第1条の8第1項に規定する別記様式第1号による認定申請書」とあるのは「省令第1条の13第1項に規定する別記様式第1号の3による認定更新申請書」と、同条ただし書中「認定申請書」とあるのは「認定更新申請書」と、前条中「省令第1条の12に規定する別記様式第1号の2の認定通知書に前条の認定申請書の副本」とあるのは「省令第1条の14に規定する別記様式第1号の4の認定更新通知書に認定更新申請書の副本」と読み替えるものとする。

(軽微な変更)

第7条 認定管理計画について、省令第1条の15各号に掲げる軽微な変更をしようとする者は、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式第1号)の正本及び副本に、それぞれ省令第1条の8第1項各号に掲げる書類で認定管理計画の変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

(管理計画の変更)

第8条 法第5条の17第1項の規定により、認定管理計画の変更(前条の軽微な変更を除く。)の認定申請(以下「変更認定申請」という。)をしようとする者は、省令第1条の16に規定する別記様式第1号の5による変更認定申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

(変更認定の通知)

第9条 市長は、前条の変更認定申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をするとともに、当該申請者に対して省令第1条の17に規定する別記様式第1号の6の変更認定通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、その旨を通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第10条 市長は、管理計画の認定申請、認定更新の申請又は変更認定申請に係る管理計画が認定基準に適合しない場合は、不認定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(管理の取りやめ)

第11条 第5条の規定により認定を受けたマンション（以下「管理計画認定マンション」という。）の管理者等（以下「認定管理者等」という。）は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（様式第3号）の正本及び副本に、第5条の認定通知書（第8条に規定する管理計画の変更をしている場合は第9条に規定する変更認定通知書）を添えて、市長に提出しなければならない。

（報告の徴収）

第12条 法第5条の18の規定により管理計画認定マンションの管理状況について、市長が認定管理者等に報告を求める場合は、管理計画認定マンションの管理状況について報告を求める旨の通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 認定管理者等が前項の規定による求めに応じて行う報告は、管理計画認定マンションの管理状況に関する報告書（様式第5号）により行わなければならない。

（改善命令）

第13条 法第5条の19の規定による改善命令は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書（様式第6号）により行うものとする。

（管理計画の認定の取消し）

第14条 法第5条の20第2項の規定による管理計画の認定の取消しの通知は、認定管理計画の認定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

（電子申請）

第15条 第3条から前条までの規定にかかわらず、申請又は届出（この条において「申請等」という。）を電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。この項において同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものであって市長が定めるものをいう。）により行う場合の当該申請等の手続については、市長が別に定める。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

認定管理計画に係る軽微な変更届

年 月 日

大和高田市長 宛

認定管理者 住 所
氏 名
電話番号

下記の認定管理計画に係るマンションの管理に関する法律施行規則第1条の15に規定する軽微な変更について、大和高田市マンションの管理に関する計画の認定事務処理要綱第7条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 認定コード
- 2 認定年月日
- 3 認定に係るマンションの名称
- 4 認定に係るマンションの所在地
- 5 変更の内容

(裏面)

項目		変更内容
長期修繕計画	修繕の内容 ※1	
	修繕の実施時期 ※1	
	修繕資金計画 ※2	
管理者等 ※3		
監事		
規約 ※4		

(注意)

- 1 上表中※1については、計画期間又は修繕資金計画の変更を伴わないものに限りします。
- 2 上表中※2については、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないものに限りします。
- 3 上表中※3については、2以上の管理者等を置く管理組合であって、その一部の管理者等の変更（法第5条の4の認定（法第5条の7第1項の変更の認定を含む。）又は法第5条の6第1項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）に限りします。
- 4 上表中※4については、監事の職務及び省令第1条の5第4項に掲げる事項の変更を伴わないものに限りします。
- 5 認定申請又は変更認定申請を行った際の申請書の添付書類のうち変更に係るものを添付してください。
- 6 省令第1条の9に規定する軽微な変更該当しない認定管理計画の変更は、法第5条の7の規定に基づく変更認定申請を行ってください。

様式第2号（第10条関係）

不認定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

下記の申請に係るマンションの管理計画は、次の理由によりマンションの管理の適正化に関する法律第5条の14に規定する基準に適合しないため、大和高田市マンションの管理に関する計画の認定事務処理要綱第10条の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 理由

（裏面）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号（第11条関係）

認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書

年 月 日

大和高田市長 宛

認定管理者 住 所
氏 名
電話番号

下記の認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめたいので、大和高田市マンションの管理に関する計画の認定事務処理要綱第11条の規定に基づき申し出ます。

記

- 1 認定コード
- 2 認定年月日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 理由

様式第4号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

管理計画認定マンションの管理状況について報告を求める旨の通知書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18の規定に基づき、下記のとおり管理状況の報告を求めます。

記

- 1 報告を求めるマンション
 - (1) 認定コード
 - (2) 認定年月日
 - (3) マンションの名称
 - (4) マンションの所在地
- 2 報告を求める内容
- 3 報告を求める理由
- 4 報告期限及び報告先等
 - (1) 報告期限
 - (2) 報告先

様式第5号（第12条関係）

管理計画認定マンションの管理状況に関する報告書

年 月 日

大和高田市長 宛

認定管理者 住 所
氏 名
電話番号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18の規定に基づき、管理計画認定マンションの管理状況について報告を求められたため、下記のとおり報告します。

記

- 1 認定コード
- 2 認定年月日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 報告の内容

様式第6号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の19の規定に基づき、下記のとおり改善の措置を命じます。

記

- 1 報告を求めるマンション
 - (1) 認定コード
 - (2) 認定年月日
 - (3) マンションの名称
 - (4) マンションの所在地
- 2 改善の措置の内容
- 3 改善の期限

様式第7号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

認定管理計画の認定取消通知書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定に基づき認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 認定コード
- 2 認定年月日
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 取消年月日
- 6 理由

（裏面）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

告示第34号

大和高田市マンションの再生等の円滑化に関する事務処理要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市市長 堀内 大造

大和高田市マンションの再生等の円滑化に関する事務処理要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、本市に存するマンションについて、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）に基づく事務に関し、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この告示における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（報告徴収）

第3条 市長は、法第4条の2第7項の規定による報告を求める場合は、報告徴収書（再生）（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた者は、報告書（再生）（様式第2号）により報告するものとする。

（立入調査の通知等）

第4条 市長は、法第4条の2第7項の規定による当該マンションの人の居住の用に供する専有部分に立ち入る場合は、当該専有部分に居住している者に対して、立入検査実施通知書（再生）（様式第3号）による通知を行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、立入検査を承諾する場合は、立入検査承諾書（再生）（様式第4号）を市長に提出するものとする。

3 法第4条の2第8項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証（再生）（様式第5号）とする。

（助言及び指導）

第5条 市長は、法第4条の2第1項に規定する助言及び指導は、助言、指導書（再生）（様式第6号）により行うものとする。

（勧告）

第6条 市長は、法第4条の2第2項の規定による勧告は、勧告書（再生）（様式第7号）により行うものとする。

（公表）

第7条 市長は、法第4条の2第4項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ、当該マンションの区分所有者に対し、公表実施通知書（再生）（様式第8号）による通知を行うものとする。

（是正報告等）

第8条 法第4条の2第1項に規定する助言及び指導又は同条第2項の規定による勧告を受けた者は、是正報告が必要な場合は、是正報告書（再生）（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、法第4条の2第4項の規定により公表措置を受けている者で前項の報告を行い適切な措置を講じた者について当該公表措置を解除できるものとする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

殿

大和高田市長 印

報告徴収書（再生）

マンションの建替え等の円滑化を図るため、マンションの再生等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第4条の2第1項若しくは第2項に基づく助言、指導又は勧告の措置を検討するに当たり、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

記

- 1 対象となるマンション
 - (1) マンションの名称
 - (2) 所在地
 - (3) 管理者等の住所又は主たる事務所の所在地
 - (4) 管理者等の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 報告を求める内容
- 3 報告徴収に至った事由
- 4 報告徴収の責任者 大和高田市長
 (担当：環境建設部住宅課)
 大和高田市大字大中98番地4
 連絡先：0745-22-1101
- 5 報告の期限 年 月 日

【報告徴収書に関する留意点】

上記5の期限までに上記4の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は法第231条の2の規定により10万円以下の過料に処されることとなります。

報告の内容に応じ、法第4条第1項に規定するマンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針（平成26年国土交通省告示第1137号）のうち同条第2項第9号の2に規定するマンション建替等円滑化指針の別紙の基準に該当する場合、市長により法第4条の2第1項の規定に基づく助言若しくは指導又は市長により同条第2項の規定に基づく勧告を行うことがあります。（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

報告者
住所
氏名

報告書（再生）

マンションの再生等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第4条の2第7項の規定に基づき、
年 月 日 第 号により報告を求められたマンションに係る事項について、下記のとおり報告
します。

記

- 1 対象となるマンション
 - (1) マンションの名称
 - (2) 所在地
 - (3) 管理者等の住所又は主たる事務所の所在地

 - (4) 管理者等の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

- 2 報告事項

【報告書に関する留意点】

- ・上記1及び上記2について、若しくは虚偽の報告をした場合は、法第231条の2の規定の規定に基づき、10万円以下の過料に処せられることとなります。
- ・報告内容に関する添付書類があれば併せて添付してください。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

立入検査実施通知書（再生）

あなたが居住の用に供する下記のマンションの専有部分について、マンションの再生等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第4条の2第7項の規定により立入検査を実施しますので、下記のとおり通知します。

立入検査を承諾する場合は、下記期日までに、下記連絡先へ様式第4号による立入検査承諾書の提出をお願いいたします。

記

1 立入検査の対象となるマンション

- (1) マンションの名称
- (2) 所在地
- (3) 管理者等の住所又は主たる事務所の所在地
- (4) 管理者等の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

2 立入検査の内容

3 立入検査承諾書(様式第4号)の提出期限 年 月 日 () 時まで

4 立入検査の日時 年 月 日 () 午前・午後 時から
年 月 日 () 午前・午後 時までの内 日

5 立入検査員

6 連絡先

(備考)

立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第231条の2の規定により10万円以下の過料に処せられることとなります。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

住所
氏名

立入検査承諾書（再生）

年 月 日 第 号により通知のあった、マンションの再生等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第4条の2第7項の規定に基づく、マンションの専有部分に係る立入検査について、下記のとおり承諾します。

記

- 1 対象となるマンションの専有部分
 - (1) 所在地 奈良県大和高田市
 - (2) 名称
 - (3) 所有者等の住所及び氏名

- 2 承諾事項
立入検査の日時の内、立会可能日時

(備考)

立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第231条の2の規定により10万円以下の過料に処されることとなります。

様式第5号(第4条関係)

(表)

← 9.0cm →

	立入調査員証(再生)	第 号
所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日	年 月 日	写 真
<p>上記の者は、マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第4条の2第7項に基づく立入検査の権限を有する者であることを証明する。</p>		
年 月 日 発行	大和高田市長	印

↑ 5.5cm ↓

(裏)

マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)(抜粋)
 第4条の2 1~6(略)

7 都道府県知事等は、第一項又は第二項の規定の施行に必要な限度において、マンションの区分所有者に対し、当該マンションの状況について報告を求め、又はその職員に、当該マンション若しくはその敷地に立ち入り、当該マンション、その敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、当該マンションの人の居住の用に供する専有部分に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該専有部分に居住している者の承諾を得なければならない。

8 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

9 第7項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

助言、指導書（再生）

マンションの再生等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第4条の2第7項の規定に基づき、当該マンションの建替え等の円滑化を図るため、当該マンションの建替え等に向けた検討が開始されるよう、下記のとおり助言又は指導します。

記

1 対象となるマンション

- (1) マンションの名称
- (2) 所在地

2 助言又は指導に係る措置の内容

3 助言又は指導に至った理由

4 助言又は指導の責任者 大和高田市 環境建設部 住宅課長
連絡先：

5 措置の期限 年 月 日

【助言、指導書に関する留意点】

- 1 上記2の措置を受け、上記5の期限までにマンションの建替え等に向けた検討を開始した場合は、遅滞なく上記4の責任者に報告しなければなりません。
- 2 上記2の措置を受けても、上記5の期限までにマンションの建替え等に向けた検討を開始しない上で、法第4条第1項に規定するマンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針（平成26年国土交通省告示第1137号）のうち同条第2項第9号の2に規定するマンション建替え等円滑化指針の別紙の勧告を行う際の判断の基準の目安に該当する場合、必要に応じて、法第4条の2第2項の規定に基づき、勧告を行うことがあります。

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

勧告書（再生）

マンションの再生等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第4条の2第1項に基づき、当該マンションの建替え等の円滑化を図るため、下記マンションの区分所有者に対して当該マンションの建替え等に向けた検討を開始するように助言又は指導してきたところでありますが、現在に至っても当該検討が開始されておらず、かつ、著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認められます。

ついては、下記のとおりマンションの建替え等に向けた検討が速やかに開始するために必要な措置を講ずるよう、法第4条の2第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となるマンション
 - (1) マンションの名称
 - (2) 所在地

- 2 勧告に係る措置の内容

- 3 勧告に至った事由

- 4 勧告の責任者 大和高田市環境建設部住宅課長
連絡先：

- 5 措置の期限 年 月 日

【勧告書に関する留意点】

- 1 上記2の措置を受け、上記5の期限までにマンションの建替え等に向けた検討を開始した場合は、遅滞なく上記4の責任者まで報告しなければなりません。
- 2 上記2の措置を受けても、上記5の期限までにマンションの建替え等に向けた検討を開始しない上で、正当な理由がなく、勧告に従わなかったときは、法第4条の2第4項の規定に基づき、マンションの名称等を公表することがあります。

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第8号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

公表実施通知書（再生）

マンションの再生等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第4条の2第2項に基づき、マンションの建替え等に向けた検討が速やかに開始するために必要な措置を講ずるよう、勧告してきましたが、措置の期限までにマンションの建替え等に向けた検討を開始しない上で、正当な理由がなく、勧告に従わなかったことから、法第4条の2第4項に基づき下記2のとおり公表することを通知します。

記

- 1 公表の対象となるマンション
 - (1) 所在地 奈良県大和高田市
 - (2) 所有者等の住所及び氏名

- 2 公表の内容
 - (1) マンションの名称
 - (2) 所在地 奈良県大和高田市
 - (3) 公表に至った事由

- 3 連絡先
大和高田市環境建設部住宅課長
連絡先：

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

報告者
住所
氏名

是正報告書（再生）

年 月 日 第 号により通知のあった、マンションの再生等の円滑化に関する法律第4条の2第4項又は同条2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について、下記のとおり是正しましたので、報告いたします。

記

- 1. 助言、指導又は勧告を受けたマンション
マンションの名称
所在地 大和高田市
- 2. 是正内容
- 3. 是正実施年月日
- 4. 添付書類

(備考)

上記4における添付書類については、事前に市と協議を行うこと。

告示第35号

大和高田市マンションの管理の適正化の推進に関する事務処理要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市マンションの管理の適正化の推進に関する事務処理要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、本市に存するマンションについて、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づく事務に関し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（報告徴収）

第3条 市長は、法第5条の2第6項の規定による報告を求める場合は、報告徴収書（管理）（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた者は、報告書（管理）（様式第2号）により報告するものとする。

（立入検査）

第4条 市長は、法第5条の2第6項の規定による当該マンションの人の居住の用に供する専有部分に立ち入る場合は、当該専有部分に居住している者に対し、立入検査実施通知書（管理）（様式第3号）による通知を行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、立入検査を承諾する場合は、立入検査承諾書（管理）（様式第4号）を市長に提出するものとする。

3 法第5条の2第7項の身分を示す証明書は、立入検査員証（管理）（様式第5号）とする。

（助言及び指導）

第5条 市長は、法第5条の2第1項に規定する助言及び指導は、助言、指導書（管理）（様式第6号）により行うものとする。

（勧告）

第6条 市長は、法第5条の2第2項の規定による勧告は、勧告書（管理）（様式第7号）により行うものとする。

（事前相談）

第7条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条第17項第4号イに規定する書類の交付の申請を行う者は、あらかじめ、その手続について市長に相談することができる。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 年 月 日 号

宛

大和高田市市長 印

報告徴収書（管理）

マンションの管理の適正化を図るため、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）第5条の2第1項又は同条2項に基づく助言、指導等必要な対策を講じるかの検討に当たり、同条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

記

1 対象となるマンション

- (1) マンションの名称
- (2) 所在地
- (3) 管理者等の住所又は主たる事務所の所在地
- (4) 管理者等の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

2 報告を求める内容

3 報告徴収に至った事由

- 4 報告徴収の責任者 大和高田市市長
（担当：環境建設部住宅課）
大和高田市大字大中98番地4
連絡先：0745-22-1101

- 5 報告の期限 年 月 日

【報告徴収書に関する留意点】

上記5の期限までに上記4の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は法第113条の規定により10万円以下の過料に処されることとなります。

報告の内容によって、市長が管理不全マンションとして助言、指導又は勧告の基準に該当すると認められた場合は、法第5条の2第1項及び第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の措置を行うことがあります

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

報告者
住所
氏名

報告書（管理）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）第5条の2第6項の規定に基づき、年 月 日 第 号により報告を求められたマンションに係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1 対象となるマンション

- (1) マンションの名称
- (2) 所在地
- (3) 管理者等の住所又は主たる事務所の所在地
- (4) 管理者等の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

2 報告事項

【報告書に関する留意点】

- ・ 上記1及び上記2について、虚偽の報告をした場合は、法第113条第1項の規定に基づき、10万円以下の過料に処されることとなります。
- ・ 報告内容に関する添付書類があれば併せて添付してください。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

立入検査実施通知書（管理）

あなたが居住の用に供する下記のマンションの専有部分について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）第5条の2第6項の規定により立入検査を実施しますので、下記のとおり通知します。

立入検査を承諾する場合は、下記期日までに、下記連絡先へ様式第4号による立入検査承諾書の提出してください。

記

1 立入検査の対象となるマンション

- (1) マンションの名称
- (2) 所在地
- (3) 管理者等の住所又は主たる事務所の所在地
- (4) 管理者等の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

2 立入検査の内容

3 立入検査承諾書（様式第4号）の提出期限 年 月 日（ ） 時まで

4 立入検査の日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時から
年 月 日（ ） 午前・午後 時までの内 日

5 立入検査員

6 連絡先

（備考）

立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第113条第1項の規定により10万円以下の過料に処されることになります。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

住所
氏名

立入検査承諾書（管理）

年 月 日 第 号により通知のあった、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）第5条の2第6項の規定に基づく、マンションの専有部分に係る立入検査について、下記のとおり承諾します。

記

- 1 対象となるマンションの専有部分
 - (1) 所在地 奈良県大和高田市
 - (2) 名称
 - (3) 所有者等の住所及び氏名

- 2 承諾事項
立入検査の日時の内、立会可能日時

（備考）

立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第113条第1項の規定により10万円以下の過料に処されることになります。

様式第5号(第4条関係)

(表)

← 9.0cm →

第 号

立 入 調 査 員 証 (管 理)

写 真

所 属
職 名
氏 名
生 年 月 日 年 月 日

上記の者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第194号）第5条の2第6項に基づく立入検査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日 発行

大和高田市長 印

(裏)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）(抜粋)
第5条の2 1～5 (略)

6 都道府県知事等は、第1項又は第2項の規定の施行に必要な限度において、管理組合の管理者等に対し、マンションの管理の状況について報告を求め、又はその職員に、当該マンション若しくはその敷地に立ち入り、当該マンション、その敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、当該マンションの人の居住の用に供する専有部分に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該専有部分に居住している者の承諾を得なければならない。

7 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第6項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

助言、指導書（管理）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、当該マンションの管理の適正化を図るため、下記のとおり必要な対策を講じるよう、助言し、又は指導します。

記

1 対象となるマンション

- (1) マンションの名称
- (2) 所在地

2 助言又は指導に係る措置の内容

3 助言又は指導に至った理由

4 助言又は指導の責任者 大和高田市 環境建設部 住宅課長
連絡先：

5 措置の期限 年 月 日

6 固定資産税額の減額措置について

上記2に示す措置を実施し、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当する場合には、同項の固定資産税額の減額措置の適用を受けることができます。当該減額措置の適用を受けようとする場合は、当該措置を実施したことを遅滞なく上記4に示す者まで報告し、令和5年国土交通省告示第293号に規定する基準に適合することとなったことについて令和5年国土交通省告示第293号別表において定める助言、指導内容実施等証明書の発行を申請する必要があります。

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

勧告書（管理）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2第1項に基づき、当該マンションの管理の適正化を図るため、下記マンションの管理者等に対して必要な対策を講じるように助言、指導してきたところであるが、現在に至っても改善がなされておらず、管理組合の運営がマンション管理適正化指針に照らして著しく不適切であると認められることから、下記のとおり必要な措置を講ずるよう、同条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となるマンション
 - (1) マンションの名称
 - (2) 所在地

- 2 勧告に係る措置の内容

- 3 勧告に至った事由

- 4 勧告の責任者 大和高田市環境建設部住宅課長
連絡先：

- 5 措置の期限 年 月 日

【勧告書に関する留意点】

上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合には遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

告示第36号

大和高田市居住安定援助賃貸住宅事業に関する計画の認定等に係る事務処理要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市居住安定援助賃貸住宅事業に関する計画の認定等に係る事務処理要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第5章の規定に基づく居住安定援助計画の認定等の事務を適切かつ円滑に処理するために、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省、国土交通省令第1号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語の定義は、法及び省令で使用する用語の例による。

（認定の申請）

第3条 市内に存する賃貸住宅について、法第40条第1項の規定に基づき認定の申請を行う者は、省令第5条に規定する居住安定援助計画認定申請書（省令別記様式第2号）及び省令第8条各号に掲げる書類の書面を市長へ提出するものとする。

（認定の通知）

第4条 法第43条第1項に規定する認定を受けた者への通知は、居住安定援助計画に係る認定通知書（様式第1号）により行うものとする。

（変更認定の申請）

第5条 法第44条第1項の規定により認定を受けた居住安定援助計画について変更の認定を申請しようとする者は、省令第22条第1項に規定する居住安定援助計画の変更申請書（省令別記様式第4号）及び同条第2項の規定による居住安定援助計画の変更に伴う変更後の添付書類の書面を市長へ提出するものとする。

（変更認定の通知）

第6条 法第44条第2項の規定により準用する法第43条第1項に規定する認定を受けた者への通知は、居住安定援助計画に係る変更認定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（不認定の通知）

第7条 市長は、認定の申請若しくは変更認定の申請に係る居住安定援助計画が法第41条に規定する基準に適合しないとき、又は法第42条各号に掲げる欠格事由に該当するときは、居住安定援助計画に係る不認定通知書（様式第3号）により申請者に通知を行うものとする。

（廃止の届出）

第8条 第4条の認定又は第6条の変更の認定（以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、計画の認定に係る居住安定援助賃貸住宅事業を廃止するときは、省令第23条に規定する居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書（省令別記様式第5号）を市長へ提出しなければならない。

（地位の承継に係る承認の申請）

第9条 法第45条の規定による認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位の承継に係る承認を受けようとする者は、省令第24条に規定する認定事業者の地位の承継に係る承認申請書（省令別記様式第6号）に同条に規定する地位の承継の事実を証する書類（次条において「証明書類」という。）及びその写しを添えて、市長へ提出しなければならない。

（地位の承継に係る承認の通知）

第10条 市長は、法第45条の規定による承認を行ったときは、省令第25条に規定する認定事業者の地位の承継の承認について（通知）（省令別記様式第7号）に証明書類を添えて、当該承認を受けた者に通知を行うものとする。

（目的外使用に係る承認の申請）

第11条 法第50条第1項の規定による目的外使用に係る承認を受けようとする認定事業者は、省令第32条に規定する目的外使用に係る承認申請書（省令別記様式第9号）を市長へ提出しなけれ

ばならない。

（目的外使用に係る承認の通知）

第12条 市長は、法第50条第1項の規定による目的外使用に係る承認を行ったときは、目的外使用に係る承認通知書（様式第4号）により認定事業者へ通知を行うものとする。

（定期報告、随時の報告徴収及び立入検査）

第13条 法第49条の規定による定期報告について、認定事業者は省令第30条第2項に規定する居住安定援助賃貸住宅事業定期報告書（省令別記様式第8号）により認定計画ごとに作成し、毎年6月30日までに市長に提出するものとする。

2 認定事業者は、法第54条の規定による報告徴収及び立入検査の実施に協力しなければならない。
（改善命令）

第14条 法第55条の規定による改善命令は、改善命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 認定事業者は、前項の規定による改善命令を受けたときは、期限までに必要な措置を講じて、改善報告書（様式第6号）により、市長に報告しなければならない。

（認定の取消しの通知）

第15条 法第56条第3項の規定による認定の取消しの通知は、居住安定援助計画認定取消通知書（第7号様式）により行うものとする。

（聴聞又は弁明の機会の付与）

第16条 前2条に規定する改善命令又は認定の取消し（この条において「改善命令等」という。）を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項1号に規定する聴聞又は同項第2号に規定する弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、改善命令等が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（電子申請）

第17条 第3条、第5条、第8条、第9条、第11条及び第13条の規定による申請、届出及び報告は、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。この項において同じ。）と申請、届出及び報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものであって市長が定めるものをいう。）を使用する方法により行うものとする。

（補則）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

居住安定援助計画に係る認定通知書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条第1項の規定に基づき認定申請のありました居住安定援助計画について、同法第41条に規定する基準に適合していると認定しましたので、同法第43条第1項の規定により通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定番号 第 号
- 4 認定事業者（賃貸人）の名称
- 5 居住安定援助賃貸住宅の名称及び所在地
- 6 認定戸数

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

居住安定援助計画に係る変更認定通知書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項の規定に基づき変更認定申請のありました居住安定援助計画について、同条第2項の規定に基づき準用する同法第41条に規定する基準に適合していると認定しましたので、同法第44条第2項の規定に基づき準用する同法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 認定年月日 年 月 日

2 認定番号 第 号

<変更の概要>

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

居住安定援助計画に係る不認定通知書

下記の申請に係る居住安定支援計画は、次の理由により住宅確保用配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条に規定する基準に適合しない又は同法第42条の規定に該当するため、大和高田市居住安定援助計画の認定等に係る事務処理要綱第7条の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 居住安定援助賃貸住宅の名称
- 3 居住安定援助賃貸住宅の所在地
- 4 理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に、大和高田市（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

目的外使用に係る承認通知書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項に基づき、目的外使用に係る承認をいたしましたので通知します。

記

- 1 認定年月日 年 月 日
- 2 認定番号 第 号
- 3 承認年月日 年 月 日～ 年 月 日（ か月間）

<目的外使用の概要>

様式第5号（第14条関係）

第 号
年 月 日

改善命令書

様

大和高田市長

大和高田市居住安定援助賃貸住宅事業に関する計画の認定等に係る事務処理要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり改善を命じます。

なお、改善期限までに必要な措置が講じられない場合は、法第56条の規定に基づき認定の取消しを行うことがあります。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 住宅の名称
- 3 住宅の所在地
- 4 改善事項
- 5 改善期限 年 月 日

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に、大和高田市（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなり

ます。

様式第6号（第14条関係）

第 号
年 月 日

改善報告書

大和高田市長

（認定事業者住所）
（氏名又は名称）
（代表者氏名）

年 月 日付け第 号により改善命令を受けた事項について、大和高田市居住安定援助賃貸住宅事業に関する計画の認定等に係る事務処理要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり改善結果を報告します。

記

居住安定援助賃貸住宅の名称等	
居住安定援助賃貸住宅の所在地	
認定年月日及び認定番号	年 月 日
改 善 事 項	
改 善 結 果	
備 考	

- ※1 改善事項欄には、改善命令書の内容を転記してください。
- ※2 改善結果欄は、改善結果を客観的に確認できるよう、改善内容及び結果を具体的に記入し、必要に応じて添付資料を提出してください。
- ※3 適宜、行追加等してください。

様式第7号（第15条関係）

第 号
年 月 日

居住安定援助計画認定取消通知書

様

大和高田市長

年 月 日付け第 号で認定した居住安定援助計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第56条第 項第 号の規定に基づき認定を取り消しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の名称
- 2 住宅の所在地
- 3 認定取消しの理由

（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に、大和高田市（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

告示第37号

大和高田市基幹相談支援センター事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市基幹相談支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2第2項の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担うことを目的とした大和高田市基幹相談支援センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 障害者等 障害者又は障害児の総称をいう。
- (4) 相談支援 法第5条第19項に規定する基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援又は児童福祉法第6条の2の2に規定する障害児相談支援の総称をいう。
- (5) 相談支援事業者等 相談支援を実施する事業者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、大和高田市とする。

2 市長は、事業を効果的に実施するため、大和高田市相談支援事業（大和高田市障害者（児）相談支援事業実施要綱（平成18年大和高田市告示第122号）第1条に規定する事業をいう。）を受託したことがある事業者に委託して実施することができる。

(対象者)

第4条 事業の利用対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する障害者等
- (2) 障害者等を介護する家族その他の障害者等を介護する者
- (3) 相談支援事業者等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業の利用が必要であると市長が認める者

(事業内容)

第5条 事業の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 支援困難ケース等への総合的、専門的な相談援助
- (2) 地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導及び助言並びに人材育成
- (3) 地域の関係機関との連携強化
- (4) 地域相談支援の促進のため必要な支援に係る関係機関との調整、普及啓発等
- (5) 障害者等に対する虐待防止及び権利擁護
- (6) 成年後見制度利用支援事業
- (7) 法第89条の3第1項の規定による自立支援協議会の運營業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要と認められる事業又は業務

(実施体制)

第6条 事業を効率的に実施するために必要と考えられる社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の専門資格及び障害者等の相談支援の実務経験を有する者を事業の相談支援業務に従事する専任職

員として1人以上配置するものとする。

2 市長は、前項の規定により配置する専任職員が行う相談支援業務に支障がないと認める場合に限り、当該専任職員を相談支援業務以外の業務と兼務させることができる。

（事業に従事する者の責務）

第7条 事業に従事する者（事業を委託する場合にあつては、受託者及びその職員のうち事業に従事する者を含む。以下同じ。）は、事業の実施に当たっては、障害者等の意思及び人格を尊重するとともに、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立にこれを行わなければならない。

2 事業に従事する者は、事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加、他の職種との交流等あらゆる機会を捉え、事業の実施のための技術の向上を図るための自己研鑽に努めるものとする。

3 事業に従事する者は、職務上知り得た障害者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、職務上知り得た障害者等の個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事業実施上の留意事項）

第8条 事業に従事する者は、事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分するものとする。

2 事業に従事する者は、相談受付票及び台帳等を備えて、継続的支援の実施を図るものとする。

（報告等）

第9条 第3条第2項の規定により事業の委託を受けた事業者（この条において「受託者」という。）は、毎月の事業の実施状況について、翌月15日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要に応じて、受託者に事業の実施状況について調査を行うことができる。

3 市長は、前項の調査の結果、受託者に対して事業の実施及び運営に関し、助言し、又は指導することができる。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

告示第38号

大和高田市地域クラブ活動支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市地域クラブ活動支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、大和高田市立中学校（以下「学校」という。）における部活動を地域クラブに地域展開するに当たって、学校の部活動がもつ教育的意義の継承及び発展に寄与するものとして大和高田市教育委員会が認定した認定地域クラブに対し、予算の範囲内において大和高田市地域クラブ活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語の意義は、大和高田市地域クラブの認定等に関する取扱要綱（令和8年教育委員会告示第 号）において使用する用語の例による。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の交付対象となる認定地域クラブ（以下「補助対象団体」という。）に支給する補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、50万円を限度として別表に掲げる補助対象経費ごとに、当該補助対象経費の区分に応じて定める補助限度額を超えない範囲でこれを支給する。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体が地域クラブ活動の実施により得た会費、参加費その他の諸収入の額と同項の規定により算定される額の合計額が、地域クラブの運営に要する経費の額（補助対象経費及び補助対象経費以外の経費の合計額をいう。）を超える場合における補助金の額は、同項の規定により算定される額から当該超える部分の金額を減じて得た額を補助金の額とする。

3 1の補助対象団体に交付する補助金の交付回数は、1会計年度につき1回に限るものとする。

（交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする認定地域クラブ「以下「申請者」という。」は、補助金の交付について申請する旨の書面に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1） 大和高田市地域クラブの認定等に関する取扱要綱第4条第2項の規定により認定の決定がなされたことが分かる書類。ただし、認定を受けた事項を変更し、又は認定の更新を受けた申請者にあつては、当該認定の変更又は更新がなされたことが分かる書類。

（2） 見積書の写しその他の支出金額の根拠となる資料

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定した上で、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による補助金の交付決定を受けたものは、補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して3年以上継続して地域クラブ活動を提供しなければならない。

（その他の手続等）

第6条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還の手続については、大和高田市補助金交付規則（平成12年規則第51号）の定めるところによる。

（実績報告）

第7条 前条の規定により行う補助対象経費の支出に係る実績報告は、補助金の交付について申請した年度の1月末日までにこれを行わなければならない。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助限度額	備考
交通費	30,000円	試合、大会等への参加に係る指導人材の交通費（公共交通機関を利用する移動に要する費用であつて、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出したものをいう。）
需用費（食糧費を除く。）	150,000円	1万円未満で使用期間が概ね1年未満の消耗品費及び認定地域クラブで使用する備品の修繕料
使用料及び手数料	50,000円	会場使用料、物品等レンタル料、振込手数料、各競技協会又は連盟への登録料その他の認定地域クラブを運営するに当たり必要な使用料及び手数料

指導者資格取得料	30,000円	資格の取得に係る受講料及び資格登録に要した費用の額。ただし、旅費、宿泊費及び資格更新料は対象外とする。
保険料	30,000円	スポーツ保険加入料等認定地域クラブを運営するにあたり必要な費用
備品購入費	250,000円	1万円以上かつ1年以上使用できるもので、活動で使用する物品の購入に要する経費
印刷製本費	20,000円	認定地域クラブの周知、会員募集、地域クラブ活動等の促進を図るために必要な広報物の印刷及び製本に要する経費

告示第39号

大和高田市地域クラブ参加者支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市地域クラブ参加者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が認定した地域クラブに参加する大和高田市立中学校の生徒（以下「生徒」という。）の保護者のうち生活に困窮するものの経済的負担の軽減を図ることにより、生徒のスポーツ及び文化芸術の活動の機会を確保することを目的として、予算の範囲内において地域クラブ参加者支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、大和高田市地域クラブの認定等に関する取扱要綱（令和8年教育委員会告示第 号）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、地域クラブに参加する生徒の保護者であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助（以下「教育扶助」という。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による必要な援助（以下「就学援助」という。）を受けている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の市町村その他の団体から補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について助成を受ける者は、この告示による補助金の交付の対象とならない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者である保護者の生徒（以下「補助対象生徒」という。）の属する地域クラブに対して支払った当該地域クラブへの参加に必要な費用（当該費用に、参加する者の賠償保険又は補償保険への加入に係る費用が含まれる場合はこれを含む。以下この条において同じ。）とする。

2 補助対象生徒が、複数の地域クラブに参加している場合における補助対象経費は、当該補助対象生徒が参加するいずれか1の地域クラブへの参加に必要な費用とする。

3 補助対象生徒が、地域クラブが展開する複数の地域クラブ活動を行っている場合における補助対象経費は、当該補助対象生徒が参加する地域クラブのいずれか1の地域クラブ活動を行うために必要な費用とする。

（補助金の額等）

第5条 1の補助対象者に交付する補助金の額は、1会計年度につき当該補助対象者と生計を一にする補助対象生徒の人数に、補助対象生徒に係る補助対象経費の合計額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を乗じて得た額とし、市長が定める額を限度としてこれを交付する。

2 補助金の交付は、大和高田市立学校の管理運営に関する規則（平成13年教育委員会規則第1号）第2条に規定する学期（第9条において「学期」という。）ごとに行う。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和高田市地域クラブ参加者支援補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な資料として教育扶助又は就学援助を受けていることが分かる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が教育扶助又は就学援助を受けている事実を公簿等によって確認することができるときは、その確認について同意を得た上で、必要な資料の添付を省略させることができる。

3 第1項の規定による申請は、当該申請する日の属する年度の2月末日（その日が大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条の休日であるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日）までに行わなければならない。ただし、転出、地域クラブへの参加の中止その他市長が申請の期日までに申請しないことについてやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、大和高田市地域クラブ参加者支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（支給対象期間）

第8条 補助金の支給対象となる期間は、補助金の交付について申請した日の属する年度の4月1日から当該年度の末日までの間とする。ただし、次に掲げる補助金の交付決定を受けた者にあつては、当該各号に定める日を補助金の支給対象となる期間の開始日とする。

（1） 教育扶助の受給が開始された日の属する年度において、補助金の交付の申請を行った補助決定者 当該教育扶助の受給が開始された日

（2） 就学援助の受給が開始された日の属する年度において、補助金の交付の申請を行った補助決定者 当該就学援助の受給が開始された日

（実績報告等）

第9条 補助決定者は、学期の終了時に、大和高田市地域クラブ参加者支援補助事業実績報告書兼請求書（様式第3号）に、当該請求に係る地域クラブに支払った費用の額が分かる領収書の写しその他の補助対象経費を支払ったことが証明できる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の決定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、必要な審査等により補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大和高田市地域クラブ参加者支援補助金額確定通知書（様式第4号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を決定した補助決定者に対し、遅滞なく、大和高田市地域クラブ参加者支援補助金交付申請書に記載された口座に大和高田市地域クラブ参加者支援補助金額確定通知書に記載の補助金額を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 教育扶助又は就学援助の受給者でなくなったとき。
- (2) 市長が行う指導、命令等に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助の対象となる地域クラブの参加を中止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この告示又はこの告示に基づく教育委員会の指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対して期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(庶務)

第14条 補助金の交付に関する事務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市地域クラブ活動参加者支援補助金交付申請書

大和高田市長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

地域クラブ活動参加者支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 対象生徒

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
在籍学校名		学 年	年
地域クラブ名			
種目・部門			

2 振込先口座

金融機関名		支店名							
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

※ 申請者本人名義の口座に限ります。

3 同意欄

- (1) この補助金の交付の審査に際し、教育扶助及び就学援助の状況について、公簿等により確認すること。
- (2) 地域クラブへの参加状況等について、対象生徒が所属する地域クラブへ確認すること。
- (3) 地域クラブ活動への参加について他の市町村その他の団体から助成を受けないこと。

以上の事項を全て承認し、同意した上で申請します。

年 月 日

申請者署名 _____

4 添付書類

- (1) 教育扶助又は就学援助を受けていることが分かる書類（3の同意欄に署名がある場合は提出不要です。）
- (2) 振込先口座の金融機関名、支店名及び口座番号が確認できる書類（申請者名義の通帳、キャッシュカード等のコピー）

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市市長 印

大和高田市地域クラブ参加者支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ参加者支援補助金について、下記のとおり決定しましたので、大和高田市地域クラブ参加者支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付

1 交付決定額

補助金の交付決定の額は、学期終了時に実績報告される地域クラブ活動への参加のための費用（賠償保険又は補償保険への加入に係る費用がある場合はこれを含む。）の額となります。

2 交付の条件

3 その他

- (1) 大和高田市地域クラブ参加者支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 学期終了時に、大和高田市地域クラブ参加者支援補助事業実績報告書兼請求書に、地域クラブに支払った費用が分かる資料（領収書の写し等）を添えて、提出すること。

不交付

（不交付の理由）

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

大和高田市地域クラブ活動参加者支援補助事業実績報告書兼請求書

大和高田市長 宛

申請者 住所
 保護者氏名
 生徒氏名
 電話番号

大和高田市地域クラブ活動参加支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。
 なお、補助金の額が確定したときは、交付申請書に記載の口座に振込をお願いいたします。

学期	<input type="checkbox"/> 1学期（4月1日～8月31日）分	
	<input type="checkbox"/> 2学期（9月1日～12月31日）分	
	<input type="checkbox"/> 3学期（1月1日～3月31日）分	
補助金申請額		円
内訳	参加料	円
	保険料	円
添付書類	地域クラブに支払った費用の額が分かる領収書の写し等の資料	

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

大和高田市地域クラブ参加者支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった大和高田市地域クラブ参加者支援補助事業について、下記のとおり補助金の額が確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

告示第40号

大和高田市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示
大和高田市放課後児童健全育成事業実施要綱（令和3年告示第12号）の一部を次のように改正する。

第4条の表片塩第1児童ホームの項中「40人」を「38人」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

告示第41号

大和高田市建設工事低入札価格調査制度取扱要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市建設工事低入札価格調査制度取扱要綱
（趣旨）

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の請負契約を締結しようとする場合における低入札価格調査の実施に関し、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号。以下「契約規則」という。）第10条の3及び第14条に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

- (2) 低入札価格調査 建設工事等（建設工事及びこれに付帯する建設工事以外の工事、製造等をいう。以下同じ。）の請負契約（当該契約のほか、これに付帯する建設工事等に係る請負契約以外の委託契約がある場合は、これを含む。以下同じ。）を締結する場合において、落札者となるべき者の入札の申込価格（契約規則第11条第1項に規定する入札書に記載する入札金額であって、これに消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合はこれを除いた額。以下「申込価格」という。）が第4号に規定する低入札調査基準比較価格を下回る場合に当該落札者となるべき者に対して行う事情聴取、報告の求め、関係機関への照会等をいう。
- (3) 低入札調査基準価格 契約規則第10条の3第1項に規定する低入札価格調査を実施するための基準となる価格であって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項の規定により市長が定める最低制限価格をいう。
- (4) 低入札調査基準比較価格 低入札調査基準価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。
- (5) 失格基準価格 建設工事等の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準となる価格をいう。
- (6) 失格基準比較価格 失格基準価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。
- (7) 総合評価落札方式 令第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする競争入札方式をいう。
- (8) 調査対象者 低入札価格調査の対象となる入札参加者をいう。

（対象建設工事等）

第3条 低入札価格調査の対象となる建設工事等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を適用する建設工事等
- (2) 予定価格が5,000万円以上の建設工事等のうち市長が必要と認めるもの
（低入札調査基準価格の設定）

第4条 低入札価格調査の対象となる建設工事等には、低入札調査基準価格を設定するものとする。

（失格基準価格の設定）

第5条 低入札価格調査を実施する場合には、失格基準価格を設定するものとする。

2 失格基準価格は、当該失格基準価格を設定する低入札価格調査を行う対象の建設工事等に係る次に掲げる額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

3 第1項の規定にかかわらず、契約の性質上失格基準価格を定めることが適当でないと市長が認めるときは、これを定めないことができる。

（入札参加者への周知）

第6条 市長は、低入札価格調査の対象となる建設工事等の入札について令第167条の6第1項の規定により公告を行うときは、次に掲げる事項を同項の規定により公告する必要な事項として明記し、入札参加者へ周知を図るものとする。

- (1) この告示の適用を受けること。
- (2) 低入札調査基準価格を設定し、申込価格が低入札調査基準比較価格を下回る入札が行われたときは、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行うこと。この場合において、その結果は、

後日通知することとなること。

(3) 調査対象者は、第1順位者(入札において予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち、評価値が最も高いものをいう。)であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査対象者は、次条第2項の規定による報告の求めを受けた日の翌日から起算して3日(大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(次条第3項において「市の休日」という。)は算入しない。)までに、次条第2項各号に掲げる事項について市長に報告しなければならず、期限までに報告がなかった場合は失格となること。

(5) 調査対象者は、低入札価格調査に協力しなければならず、これに応じない場合は失格となること。

(6) 調査対象者は、調査又は書類の提出を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避し、又はその内容を偽るほか不正又は不誠実な行為をしたときは、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく入札参加資格停止の措置を受ける場合があること。

(7) 調査対象者のうち建設工事等の請負契約を締結することとなったものについては、当該契約の締結後においても建設工事等の施工の体制、手順等について事情聴取、報告の求め、関係機関への照会等を行う場合があること。

(8) 失格基準価格の設定の有無

(9) 申込価格が失格基準比較価格を下回る入札を行った者は、失格となること。

(入札の執行)

第7条 市長は、低入札価格調査の対象となる建設工事等について申込価格が低入札調査基準比較価格を下回る入札が行われたときは、入札参加者に対して前条第2号に規定する旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、調査対象者に対し、次に掲げる事項について報告を求めるものとする。

(1) その価格をもって入札に参加した理由

(2) 建設工事等に係る入札価格の積算内訳

(3) 低入札価格調査を行う対象の建設工事等以外に委託契約を締結しているものの工事の状況

(4) 所有する機材の状況及び建設工事等に係る資材の購入先

(5) 建設工事等に係る労務者の確保計画

(6) 二次委託等(市から委託を受けた建設工事等の全部又は一部を委託することをいう。)する場合の当該委託に関する計画

(7) 建設工事等に配置予定の技術者

(8) 建設工事等に伴い副次的に得られた全ての物品(次条第4号において「建設副産物」という。)の搬出先

(9) 過去に施工した公共工事名及びその発注者

(10) 経営状況

(11) 信用状況

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 調査対象者は、前項の規定による報告の求めがあったときは、当該報告の求めを受けた日の翌日から起算して3日(市の休日は算入しない。)までに市長に対し、前項各号に掲げる事項について報告しなければならない。

4 低入札価格調査は、調査対象者のうち落札の候補として順位が最も高い者から順次行う。この場合において、順位が同じである調査対象者が2者以上あるときは、くじ引きにより低入札価格調査を行う順番を決定するものとする。

5 申込価格が失格基準比較価格を下回る入札を行った者は、失格とする。

6 第1項の規定による通知は、当該低入札価格調査を行う建設工事等の入札を電子入札システム（契約規則第2条第4号に規定する電子入札システムをいう。第11条第7項において同じ。）により行うときは、電子入札システムを使用してこれを行うものとする。

（調査委員会）

第8条 市長は、前条第3項の規定による報告がなされたときは、当該報告がなされた事項について必要な調査を行い、落札者の決定について必要な事項を審議するための機関として、速やかに大和高田市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置しなければならない。

2 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 環境建設部長
- (2) 土木管理課長
- (3) 営繕課長
- (4) その他委員長が必要と認める者

3 調査委員会に委員長を置く。

4 委員長は、環境建設部長をもって充てる。

5 調査委員会の事務は、建設工事等の担当課及び総務課が掌理する。

（失格基準）

第9条 調査委員会は、調査対象者が次の各号のいずれかに該当し、建設工事等の契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、市長にその旨を報告しなければならない。

- (1) 低入札価格調査に協力しない場合
- (2) 建設工事等に係る設計の仕様等に適合しない場合
- (3) 積算内訳の算出の根拠が適正でない場合
- (4) 建設副産物の処理が適正でない場合
- (5) 法令違反等があると認められる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、建設工事等の契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に係る調査対象者を失格とし、調査対象者にその旨を通知するものとする。

（落札者の決定等）

第10条 調査委員会は、調査及び審議の結果、調査対象者の入札価格で契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、市長にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る調査対象者に対して落札する旨を知らせるものとする。この場合において、調査対象者の低入札価格調査が第3条第1号に規定する建設工事等の入札によるものであるときは、大和高田市建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成21年告示第14号）第5条に規定する大和高田市建設工事総合評価審査委員会（以下「総合評価委員会」という。）に対して、入札結果を報告するものとする。

3 市長は、前項の規定により落札する調査対象者に通知するときは、併せて当該調査対象者以外の入札参加者に入札結果を通知するものとする。

4 調査委員会は、調査及び審議の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあり、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある当該調査対象者を落札者とするのが著しく不適當であると認める場合は、市長にその旨を通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の通知に係る調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札参加者のうち、当該調査対象者に次いで評価の高い者（以下「次順位者」という。）以下の順位の入札参加者について落札者を決定する。この

場合において、次順位者以下の順位の入札参加者に2以上の調査対象者が含まれるときは、第7条第4項の規定にかかわらず、調査対象者について並行して低入札価格調査を行うことができる。

6 市長は、前項の規定により落札者を決定したときは、落札しなかった調査対象者に対し、落札しない旨及びその理由その他必要な事項を通知するものとする。

7 第2項、第3項及び前項の規定による通知は、建設工事等の入札を電子入札システムにより行ったときは、電子入札システムを使用してこれを行うものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する

（適用区分）

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う建設工事等の入札について適用する。

告示第42号

大和高田市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市国民健康保険税減免取扱要綱（令和4年告示第33号）の一部を次のように改正する。第4条第1項中「又は第4項ただし書」を「、第4項ただし書又は第5項ただし書」に改める。

別表第1第1号の項減免の額の欄中「均等割」の次に「、18歳以上均等割」を加え、同表第3号の項減免の額の欄中「及び均等割」を「、均等割及び18歳以上均等割」に改め、「所得割、均等割」の次に「、18歳以上均等割」を加え、同表第4号の項減免の額の欄中「保険税（所得割、均等割）」の次に「及び18歳以上均等割」を、「場合は、所得割、均等割」の次に「、18歳以上均等割」を加え、

「

均等割	100分の50
-----	---------

」を

「

均等割	100分の50
18歳以上均等割	100分の50

」に改め、同表第5号の項減免の額の欄中「均等割」の次に「、

18歳以上均等割」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の大和高田市国民健康保険税減免取扱要綱の規定は、令和8年度以後の年度分に係る国民健康保険税の減免について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

告示第43号

行政組織の変更に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

行政組織の変更に伴う関係告示の整備に関する告示

(大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱の一部改正)

第1条 大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱（平成11年告示第139号）の一部を次のように改正する。

別表中「広報広聴課長」を「秘書広聴課長」に、

「

生活安全課長
まち振興課長
商工振興課長
農業振興課長
社会福祉課長
保護課長

」を

「

市民協働課長
産業振興課長
福祉施策課長
保護課長
こども施策課長

」に改める。

(大和高田市紹介DVD貸出し要綱の一部改正)

第2条 大和高田市紹介DVD貸出し要綱(平成28年告示第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「広報広聴課」を「秘書広報課」に改める。

(大和高田市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱の一部改正)

第3条 大和高田市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱（平成29年告示第72号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画政策部企画創生課」を「企画政策部行政改革推進室企画創生課」に改める。

(大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会設置要綱の一部改正)

第4条 大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会設置要綱（平成28年告示第107号の2）の一部を次のように改正する。

第7条中「未来まちづくり局」を「企画政策部行政改革推進室未来まちづくり課」に改める。

(大和高田市特定随意契約の公表に関する要綱の一部改正)

第5条 大和高田市特定随意契約の公表に関する要綱（平成21年告示第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「契約監理課長」を「総務課長」に改める。

第5条及び様式第4号中「契約監理課」を「総務課」に改める。

(大和高田市業者選定等審査会要綱の一部改正)

第6条 大和高田市業者選定等審査会要綱（平成14年告示第72号の2）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

（4） こども・健康部長

第4条第4項中第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

第12条第5項第5号を次のように改める。

（5） スポーツ・文化振興課

（大和高田市広告掲載要綱の一部改正）

第7条 大和高田市広告掲載要綱（平成22年告示第151号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「広報広聴課長」を「秘書広報課長」に改める。

第23条中「広報広聴課」を「秘書広報課」に改める。

（大和高田市ネーミングライツ事業実施要綱の一部改正）

第8条 大和高田市ネーミングライツ事業実施要綱（令和5年告示第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第5項中「企画政策部企画創生課」を「企画政策部行政改革推進室企画創生課」に改める。

（大和高田市市民交流センター市民協働推進会議設置要綱の一部改正）

第9条 大和高田市市民交流センター市民協働推進会議設置要綱（平成28年告示第70号の2）の一部を次のように改正する。

第7条中「地域振興部まち振興課」を「市民生活部市民協働課」に改める。

（大和高田市市民活動団体支援補助金交付要綱の一部改正）

第10条 大和高田市市民活動団体支援補助金交付要綱（令和4年告示第105号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第2号を次のように改める。

（2） 市民生活部長

第13条第3項第6号を次のように改める。

（6） こども・健康部長

第13条第7項中「地域振興部長」を「市民生活部長」に改め、同条第13項中「地域振興部まち振興課」を「市民生活部市民協働課」に改める。

（大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部改正）

第11条 大和高田市防犯カメラ設置補助金交付要綱（令和7年告示第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号を次のように改める。

（1） 市民生活部危機管理室長

第14条第4項中「市民生活部生活安全課長」を「市民生活部危機管理室長」に改める。

（大和高田市交通指導員設置要綱の一部改正）

第12条 大和高田市交通指導員設置要綱（令和5年告示第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条中「市民生活部危機管理室生活安全課職員」を「市民生活部危機管理室危機管理課職員」に改める。

第6条中「要綱」を「告示」に改める。

（大和高田市人権啓発推進本部設置規程の一部改正）

第13条 大和高田市人権啓発推進本部設置規程（平成14年告示第46号）の一部を次のように改

正する。

第5条第1項中「まち振興課長、広報広聴課長、人事課長、商工振興課長、こども家庭課長、保育幼稚園課長、社会福祉課長及び介護保険課長」を「市民協働課長、秘書広報課長、人事課長、産業振興課長、こども施策課長、こども家庭課長、保育幼稚園課長、福祉施策課長及び長寿介護課長」に改める。

(大和高田市地域包括支援センター運営協議会要綱の一部改正)

第14条 大和高田市地域包括支援センター運営協議会要綱(平成18年告示第11号の2)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第9条中「保健部地域包括ケア推進課」を「福祉部地域包括ケア推進課」に改める。

(大和高田市社会福祉法人指導監査実施要綱の一部改正)

第15条 大和高田市社会福祉法人指導監査実施要綱(平成25年告示第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表に掲げる」を削る。

別表を削る。

(大和高田市生活困窮者支援会議設置要綱の一部改正)

第16条 大和高田市生活困窮者支援会議設置要綱(令和7年告示第99号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「福祉部社会福祉課」を「福祉部福祉施策課」に改め、同条第3号中「福祉部子育て支援室こども家庭課」を「福祉部障害福祉課」に改め、同条第4号中「福祉部子育て支援室保育幼稚園課」を「福祉部地域包括ケア推進課」に改め、同条第5号中「保健部健康増進課」を「こども・健康部こども施策課」に改め、同条第6号中「保健部地域包括ケア推進課」を「こども・健康部こども家庭課」に改め、同条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) こども・健康部保育幼稚園課に属する職員

(8) こども・健康部健康増進課に属する職員

第4条第1項中「保護課長」を「福祉施策課長」に改める。

第8条中「保護課」を「福祉施策課」に改める。

(大和高田市支援調整会議設置要綱の一部改正)

第17条 大和高田市支援調整会議設置要綱(平成27年告示第53号)の一部を次のように改正する。

第6条中「福祉部保護課」を「福祉部福祉施策課」に改める。

別表中「広報広聴課長」を「秘書広報課長」に、「まち振興課長」を「市民協働課長」に、「商工振興課長」を「産業振興課長」に、「農業振興課長」を「福祉施策課長」に、「社会福祉課長」を「障害福祉課長」に、

「子育て支援室こども家庭課長」を「こども施策課長
こども家庭課長」に、

「子育て支援室保育幼稚園課長」を「保育幼稚園課長」に、「介護保険課長」を「長寿介護課長」に、「保険医療課長」を「保険年金課長」に改める。

(大和高田市見守りネットワーク事業実施要綱の一部改正)

第18条 大和高田市見守りネットワーク事業実施要綱(平成30年告示第121号)の一部を次のように改正する。

第6条中「福祉部子育て支援室こども家庭課」を「こども・健康部こども家庭課」に、「保健部地域包括ケア推進課」を「福祉部地域包括ケア推進課」に改める。

（大和高田市少子化対策推進本部設置要綱の一部改正）

第19条 大和高田市少子化対策推進本部設置要綱（平成13年告示第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「福祉部長」を「こども・健康部長」に改める。

第7条中「福祉部子育て支援室こども家庭課」を「こども・健康部こども施策課」に改める。

（大和高田市子育て短期支援事業実施要綱の一部改正）

第20条 大和高田市子育て短期支援事業実施要綱（平成16年告示第41号）を次のように改正する。

様式第4号中「大和高田市子育て支援室こども家庭課」を「こども・健康部こども家庭課」に改める。

（大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱の一部改正）

第21条 大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱（平成17年告示第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号ア及びイを次のように改める。

ア 秘書広報課

イ 危機管理課

第3条第10号エを次のように改める。

エ 障害福祉課

第3条第10号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ こども施策課

第8条中「大和高田市福祉部子育て支援室こども家庭課」を「こども・健康部こども家庭課」に改める。

第11条第2項中「地域包括支援課」を「地域包括ケア推進課」に、「社会福祉課」を「障害福祉課」に改める。

（大和高田市障害者福祉基本計画等意見交換会設置要綱の一部改正）

第22条 大和高田市障害者福祉基本計画等意見交換会設置要綱（平成20年告示第92号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉部社会福祉課」を「福祉部障害福祉課」に改める。

（大和高田市障害者職場実習事業実施要綱の一部改正）

第23条 大和高田市障害者職場実習事業実施要綱（平成23年告示第41号）の一部を次のように改正する。

第4条中「社会福祉課長」を「障害福祉課長」に改める。

第16条中「社会福祉課」を「障害福祉課」に改める。

（大和高田市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱の一部を改正）

第24条 大和高田市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱（平成4年告示第134号の4）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「縦110mm」を「縦120mm」に、「社会福祉課」を「障害福祉課」に改める。

（大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱の一部改正）

第25条 大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱（平成22年告示第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「福祉部社会福祉課」を「福祉部障害福祉課」に改め、同項第2号中「地域振興部商工振興課」を「福祉部長寿介護課」に改め、同項第3号中「福祉部子育て支援室こども家庭課」を「こども・健康部こども施策課」に改め、同項第4号中「地域振興部商工振興課」を「企

画政策部産業振興課」に改める。

（大和高田市国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱の一部改正）

第26条 大和高田市国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱（令和7年告示第83号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「保険医療課」を「保険年金課」に改める。

（大和高田市訪問介護等利用者負担額減額要綱の一部改正）

第27条 大和高田市訪問介護等利用者負担額減額要綱（平成17年告示第29号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「介護保険課」を「長寿介護課」に改める。

（大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部改正）

第28条 大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱（平成12年告示第110号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「介護保険課」を「長寿介護課」に改める。

（大和高田市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱の一部改正）

第29条 大和高田市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱（平成27年告示第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「保健部地域包括ケア推進課」を「福祉部地域包括ケア推進課」に改める。

（大和高田市認知症初期集中支援事業実施要綱の一部改正）

第30条 大和高田市認知症初期集中支援事業実施要綱（平成28年告示第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「保健部地域包括ケア推進課」を「福祉部地域包括ケア推進課」に改める。

（大和高田市健康づくり推進協議会設置要綱の一部改正）

第31条 大和高田市健康づくり推進協議会設置要綱（平成3年告示第12号）の一部を次のように改正する。

第12条中「保健部健康増進課」を「こども・健康部健康増進課」に改める。

（大和高田市新型インフルエンザ等対策本部等に関する要綱の一部改正）

第32条 大和高田市新型インフルエンザ等対策本部等に関する要綱（平成25年告示第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6） こども・健康部長

第3条第1項中第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り上げる。

第10条中「市民生活部危機管理課」を「市民生活部危機管理室危機管理課」に改める。

（大和高田市産業振興協議会設置要綱の一部改正）

第33条 大和高田市産業振興協議会設置要綱（平成23年告示第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「地域振興部商工振興課」を「企画政策部産業振興課」に改める。

（大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正）

第34条 大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱（平成25年告示第87号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「地域振興部農業振興課」を「企画政策部産業振興課」に改める。

（大和高田市防災行政無線局運用管理規程の廃止）

第35条 大和高田市防災行政無線局運用管理規程（平成4年告示第44号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

告示第44号

大和高田市子ども家庭センター事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子ども家庭センター事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づき、子ども及び妊産婦の福祉並びに母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する一体的かつ包括的な支援を行うことを目的とする大和高田市子ども家庭センター事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 事業の対象者は、本市に居住する子ども、妊産婦及び子育て世帯に属する者とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（事業内容）

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 児童福祉法第10条の2第2項各号に規定する業務
- （2） 母子保健法第22条第1項各号に規定する事業（同項第5号の助産を除く。）
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（事業の実施体制）

第4条 事業の実施に当たり、センター長、統括支援員その他必要な職員を配置する。

- 2 センター長は、子ども家庭課長をもって充てる。
- 3 統括支援員は、センター長が指名した者をもって充てる。

（関係機関との連携）

第5条 事業の実施に当たり、関係部署、関係機関、関係者等との連携を図り、必要に応じて業務の分担その他の調整を行うことにより、円滑かつ効果的な支援に努めるものとする。

（補則）

第6条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

告示第45号

大和高田市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市産後ケア事業実施要綱（令和6年告示第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「。以下「施行規則」という。」を削り、同項第1号中「施行規則」を「母子保健法施行規則」に改める。

第7条第1項中「大和高田市産後ケア事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を

市長に提出しなければならない」を「、市長にその旨を申請し、その承認を得るものとする」に、「妊娠した日から7月を経過した日」を「法第15条の規定により市長に妊娠の届出をした日」に改め、「1年を経過した日」の次に「の前日」を加え、同条第2項中「申請書」を「事業を利用する旨を記載した書面」に改める。

第8条第1項中「相当であると認めるときは大和高田市産後ケア事業利用券（様式第2号。以下「利用券」という。）の交付により、相当でないと認めるときは大和高田市産後ケア事業利用却下通知書（様式第3号）の交付」を「口頭又は書面」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対して利用者であることを証する書面（以下「利用券」という。）を交付するものとする。

第9条第1項中「前条第1項の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に、「市長が大和高田市産後ケア事業利用変更等申請書（様式第4号。以下「利用変更等申請書」という。）を提出しなければならない」を「変更等を行う旨を市長に申請しなければならない」に改め、同条第2項中「前項の利用変更等申請書」を「変更等を行う旨を記載した書面」に改め、同条第3項中「申請書の提出」を「申請」に、「大和高田市産後ケア事業利用変更等決定（却下）通知書（様式第5号）」を「書面の交付」に改める。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、第1号に該当するときは、市長は、事業の利用を取り消すことができない。

第10条第1号を次のように改める。

(1) 第3条第1項ただし書に該当するとき。

第10条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 事業の運営を妨げる行為を行うとき。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(様式)

第15条 この告示において、次の各号に掲げる手続については、市長が別に定める様式により行うものとする。

(1) 第7条第1項の規定による申請、第8条第1項の規定による利用の決定並びに却下及び同条第2項による利用券の交付に係る手続

(2) 第9条第1項の規定による申請、同条第3項の規定による承認及び不承認に係る手続

2 前項各号に規定する手続は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）をもって行うことができる。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の大和高田市産後ケア事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に利用のあった産後ケア事業について適用し、同日前に利用のあった産後ケア事業については、なお従前の例による。

告示第46号

大和高田市予防接種事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市予防接種事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市長が予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)第2条第6項に規定する定期の予防接種等を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期接種 法第2条第4項に規定する定期の予防接種をいう。
- (2) 臨時接種 法第2条第5項に規定する臨時の予防接種をいう。
- (3) 定期接種等 法第2条第6項に規定する定期の予防接種等をいう。
- (4) 医療機関 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。

(対象者)

第3条 市長が行う定期接種等の対象者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者とする。

- (1) 定期接種 本市に住所を有する者であって、法第5条第1項の規定により、市長が予防接種を実施する義務を負う者
- (2) 臨時接種 法第6条第1項から第3項までの規定により都道府県知事又は厚生労働大臣が指定した者

2 市長は、前項に規定する定期接種等の対象者のうち次の各号に掲げる者の所在を把握するよう努めなくてはならない。

- (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第7条に規定する戸籍簿に登録されていない者
- (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入届、第23条に規定する転居届又は第24条に規定する転出届をしないことにつき正当な理由がある者
- (3) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第54条第2項の規定により仮放免をされた者
- (4) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第2条第1号から第11号までに規定する者又は少年院法(平成26年法律第58号)第2条第1号に規定する在院者
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条に規定する乳児院、第38条に規定する母子生活支援施設、第41条に規定する児童養護施設、第42条に規定する障害児入所施設、第43条の2に規定する児童心理治療施設又は第44条に規定する児童自立支援施設に入所している者

(期日又は期間)

第4条 市長が行う定期接種等の期日又は期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- (1) 定期接種 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号。以下「施行令」という。)第5条及び第6条の規定により市長が公告し、周知した期日又は期間
- (2) 臨時接種 法第6条第1項から第3項までの規定により都道府県知事又は厚生労働大臣が指定した期日又は期間

(実施場所)

第5条 市長が行う定期接種等の実施場所は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める場所とする。

(1) 定期接種 医療機関のうち市長が定期接種の実施場所として別に定めるものその他の施行令第5条及び第6条の規定により市長が公告し、周知した場所(市の区域に所在するものに限る。)

(2) 臨時接種 施行令第5条の規定により市長が公告した場所(市外接種等)

第6条 市長は、対象者が療養、里帰り出産等やむを得ない事情により、前条第1号に規定する実施場所で定期接種を受けることが困難であるときは、奈良県の区域内に所在する医療機関のうち奈良県知事が定期接種の実施場所として市長に通知したもののその他の施行令第5条及び第6条の規定により市長が公告し、周知した場所において実施する定期接種(以下「市外接種」という。)を行うことができる。

2 市外接種を受けようとする者(以下「接種申請者」という。)は、市外接種を受ける前に市外接種について、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

3 接種申請者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、市外接種が適当と認めるときは、市外接種を承認したことを証する書類を接種申請者に交付することにより、市外接種が適当でないと認めたときは、市外接種を不承認としたことを証する書類を接種申請者に交付することにより通知するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、対象者が定期接種を受けることが困難であるときは、市長は、前条第1号及び第1項に規定する場所以外の場所で定期接種(以下「県外等接種」という。)を行うことができる。

6 前項の規定による県外等接種については、第2項から第4項までの規定を準用する。

7 市長は、定期接種を行うにあたり、簡素かつ効率的な接種体制を構築するために必要と認めるときは、第2条から第4項までの規定(前項の規定により準用する場合を含む。)にかかわらず、市外接種又は県外等接種を行うことができる。

(長期療養等特例接種)

第7条 市長は、施行令第3条第2項に規定する特別の事情があることにより定期の予防接種を受けることができなかったと認められるものに対して、定期接種(以下「長期療養等特例接種」という。)を行うものとする。

2 前項に規定する長期療養等特例接種を受けようとする者(以下「長期療養等特例接種申請者」という。)は、長期療養等特例接種を受ける前に長期療養等特例接種について、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

3 長期療養等特例接種申請者は、前項の規定により承認を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、長期療養等特例接種が適当と認めるときは、長期療養等特例接種を承認したことを証する書類を長期療養等特例接種申請者に交付することにより、長期療養等特例接種が適当でないと認めたときは、長期療養等特例接種を不承認としたことを証する書類を長期療養等特例接種申請者に交付することにより通知するものとする。

(自己負担金)

第8条 市長は、法第28条の規定により定期接種等を受けた者又はその保護者(法第2条第7項に規定する保護者をいう。以下「被接種者等」という。)から予防接種に係る実費の一部(以下「自

己負担金」という。)を徴収するものとする。

2 前項に規定する市長が自己負担金を徴収する定期接種等の種類及び自己負担金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

(1) 定期接種 施行令第5条の規定により市長が公告したもの

(2) 臨時接種

ア 対象となる疾病 法第9条第1項に規定する特定B類疾病

イ 自己負担金の額 市長が別に定める額

(自己負担金の免除)

第9条 市長は、法第28条ただし書の規定により、被接種者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自己負担金を免除するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援を受ける世帯に属する者

(3) 大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の規定により次条第2項の規定による免除の申請を行う年度分（当該年度分の市民税が賦課以前のときにあつては前年度分）の市民税が非課税となった世帯に属する者

2 自己負担金の免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、定期接種等を受ける前に自己負担金の免除について市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、免除することが適当であると認めるときは当該申請に係る自己負担金の免除について承認したことを証する書類を免除申請者に交付することにより、免除することが適当でないと認めるときは当該申請に係る自己負担金の免除について不承認としたことを証する書類を免除申請者に交付することにより、通知するものとする。

(自己負担金の返還)

第10条 市長は、自己負担金を納付した被接種者等が予防接種を受けなかった場合において、予防接種を受けなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、納付した自己負担金を返還することができる。

2 納付した自己負担金の返還を受けようとする者（以下「返還申請者」という。）は、第14条に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請は、やむを得ない事情がある場合を除き、市長が第4条の規定により公告した定期接種等の期間の末日から3月以内に行わなければならない。

4 市長は、第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、自己負担金の返還が適当と認めるときは、納付された自己負担金の全額を返還申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより、自己負担金の返還が不適当と認めるときは、自己負担金の返還について不承認としたことを証する書類により返還申請者に通知するものとする。

(助成金の申請)

第11条 市長は、第6条第5項に規定する県外等接種を受けた者に対して、当該県外等接種に要する費用について、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 前項に規定する助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 県外等接種を受けた日において、第3条第1項第1号に規定する対象者である者

(2) 第6条第6項の規定により準用する同条第3項の規定により県外等接種を承認したことを証する書類を交付された者

（3） 県外等接種に要する費用を医療機関に対して全額支払った者

3 第1項に規定する助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、第14条に定めるところにより、助成金の交付について市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当と認めるときは、助成金の交付を交付申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより、助成金の交付が不適当と認めるときは、当該申請に係る助成金の交付について不承認としたことを証する書類により交付申請者に通知するものとする。

（助成金の額）

第12条 前条に規定する助成金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額から、第8条第2項各号に掲げる交付申請者が負担すべき自己負担金の額を控除した額とする。

（1） 交付申請者が市外接種を受けた場合において、市長が医療機関に支払うべき予防接種委託料の額

（2） 交付申請者が県外等接種を受けるために医療機関に支払った額

（助成金の返還）

第13条 市長は、接種申請者、長期療養等特例接種申請者、被接種者等、免除申請者、返還申請者又は交付申請者が偽りその他の不正な手段により定期接種等を受けたとき、第10条の規定による自己負担金の返還を受けたとき又は第11条第1項に規定する助成金の交付を受けたときは、定期接種等に係る費用、返還した自己負担金若しくは交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（様式）

第14条 この告示において、次の各号に掲げる手続については、市長が別に定める様式により行うものとする。

（1） 第6条第3項の規定による申請並びに同条第4項の規定による承認及び不承認に係る手続（同条第6項の規定により準用する場合を含む。）

（2） 第7条第3項の規定による申請並びに同条第4項の規定による承認及び不承認に係る手続

（3） 第9条第2項の規定による申請並びに同条第3項の規定による承認及び不承認に係る手続

（4） 第10条第2項の規定による申請並びに同条第4項の規定による承認及び不承認に係る手続

（5） 第11条第3項の規定による申請並びに同条第4項の規定による承認及び不承認に係る手続

2 前項各号に規定する手続は、書類に代えて、当該書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）をもって行うことができる。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（大和高田市定期予防接種費用助成要綱及び大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

（1） 大和高田市定期予防接種費用助成要綱（平成25年告示第50号）

（2） 大和高田市定期予防接種自己負担金徴収に関する要綱（令和6年告示第38号）

指定公金事務取扱者の指定（企画創生課）

告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、指定公金事務取扱者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第17条の3の規定により告示する。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託を受けた者の名称及び所在地

名称	所在地
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス

2 委託した公金事務に係る歳入の種類

ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3に規定する指定納付受託者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第13条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
南都ディーシーカード株式会社	奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
株式会社JR東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33-8 SOUTH GATE 新宿9階
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-2-3
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入の種類

ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）

3 指定納付受託者に歳入を代理納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定により、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1595	高595号線	日之出東本町1448番10先	
		日之出東本町1448番4先	
1596	高596号線	大字大中90番1先	
		大字大中89番7先	
1597	高597号線	大字田井102番9先	
		大字田井102番7先	
1598	高598号線	大字曾大根258番7先	
		大字曾大根258番12先	
1599	高599号線	曾大根一丁目85番3先	
		曾大根一丁目86番3先	
3197	陵197号線	大字大谷77番1先	
		大字大谷77番11先	
4165	天165号線	大字奥田7番7先	
		大字奥田7番1先	
4166	天166号線	大字西坊城158番12先	
		大字西坊城158番8先	
4167	天167号線	大字吉井14番8先	
		大字吉井14番14先	

告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路線名	区 間	備 考
高595号線	日之出東本町1448番10先から 日之出東本町1448番4先まで	
高596号線	大字大中90番1先から 大字大中89番7先まで	
高597号線	大字田井102番9先から 大字田井102番7先まで	
高598号線	大字曾大根258番7先から 大字曾大根258番12先まで	
高599号線	曾大根一丁目85番3先から 曾大根一丁目86番3先まで	

陵197号線	大字大谷77番1先から 大字大谷77番11先まで	
天165号線	大字奥田7番7先から 大字奥田7番1先まで	
天166号線	大字西坊城158番12先から 大字西坊城158番8先まで	
天167号線	大字吉井14番8先から 大字吉井14番14先まで	

3. 供用開始の期日 令和8年3月31日

告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、市道の路線を変更する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。
令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

路線番号	旧新別	路線名	起点 終点	重要な経過地
1580	旧	高580号線	大和高田市大字曾大根248番5先 大和高田市大字曾大根258番12先	
	新		大和高田市大字曾大根248番5先 大和高田市262番1先	

告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域の変更を次のように決定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。
令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路線名	変更の区間
高580号線	大和高田市大字曾大根248番5先 大和高田市大字曾大根262番1先

告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を開始する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。
令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高580号線	大和高田市大字曾大根248番5から 大和高田市大字曾大根262番1先まで	令和8年3月31日

告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1. 道路の種類 市道

2. 路線名その他

路線名	区 間	備 考
高11号線	大字有井103番1	面積増
高20号線	大字有井103番1	
高142号線	北片塩町1589番2	
高184号線	西三倉堂一丁目456番8先から 西三倉堂一丁目457番4先まで	〃
高185号線	片塩町209番4	〃
高188号線	東三倉堂町502番21	〃
高218号線	大字田井112番1	〃
高219号線	大字勝目69番16	
高221号線	大字勝目69番16	

高227号線	曾大根一丁目25番4	面積増
天147号線	大字奥田7番4	〃
天147号線	大字大奥田10番11	〃

3. 供用開始の期日 令和8年3月31日

告示第55号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

(1) 施設の名称

大和高田市総合福祉会館

(2) 施設の所在地

大和高田市大字池田418番地1

2 指定管理者となる団体

(1) 団体の名称

社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会

(2) 団体の所在地

大和高田市大字池田418番地1

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市総合福祉会館条例（平成17年条例第36号）第17条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

告示第56号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

(1) 施設の名称

大和高田市高田温泉さくら荘

(2) 施設の所在地

大和高田市大字池田447番地

2 指定管理者となる団体

(1) 団体の名称

社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会

(2) 団体の所在地

大和高田市大字池田418番地1

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市高田温泉さくら荘条例（平成17年条例第25号）第14条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

告示第57号

大和高田市高田温泉さくら荘条例第15条第4項の規定により大和高田市高田温泉さくら荘の利用料金を令和8年4月1日より次のとおり設定することを承認したので、告示します。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高田温泉さくら荘利用料金

本市内に住所を有する者

利用区分	年 齢			
	75歳以上	中学生以上 75歳未満	小学生	小学生未満
当日券 (1名分)	300円	500円	300円	無料
回数券 (11回券)	3,000円	5,000円	3,000円	
スタンプカード	1回の入浴につき1回のスタンプを押印する。 25回のスタンプ押印につき1回の入浴を無料とする。			

本市外に住所を有する者

利用区分	年 齢			
	75歳以上	中学生以上 75歳未満	小学生	小学生未満
当日券 (1名分)	800円			無料
回数券 (11回券)	8,000円			
スタンプカード	1回の入浴につき1回のスタンプを押印する。 25回のスタンプ押印につき1回の入浴を無料とする。			

告示58号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者に指定したので、告示します。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 指定特定相談支援事業所番号
2930800244
- 2 事業者の名称
株式会社 W i l l
- 3 事業所の名称及び所在地
相談支援事業所 W i l l
大和高田市大字築山367番地1
- 4 サービスの種類
指定特定相談支援事業
- 5 指定等の年月日
令和8年1月1日

告示第59号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に指定したので、告示します。

令和8年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 指定特定相談支援事業所番号
2930800251
指定障害児相談支援事業所番号
2970800039
- 2 事業者の名称
有限会社 ヒロショウ
- 3 事業所の名称及び所在地
相談支援事業所 うたたね
大和高田市大字西坊城327番地6

- 4 サービスの種類
 指定特定相談支援事業
 指定障害児相談支援事業
- 5 指定等の年月日
 令和8年2月1日

公 告

公告第19号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年3月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	情報セキュリティシステム一式構築事業者の決定
2 納入場所	大和高田市役所内（大和高田市大字大中98番地4）
3 契約期間	納入期限：令和8年6月30日 賃貸借期間：令和8年7月1日から令和13年6月30日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる構築事業者及び構築価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務の提供（電算業務）」に登録している者であること。 （2）情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】の資格を認証取得している者であること。 （3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （6）（3）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（2）の要件を満たすことを証するもの（資格者証の写し）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和8年3月3日（火）から令和8年3月13日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和8年3月18日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和8年3月23日（月）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和8年3月26日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先</p>

	<p>〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和8年3月27日（金）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第20号

大和高田市立病院医療事務業務委託及び派遣事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和8年3月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

- (1) 業務名 大和高田市立病院医療事務業務
- (2) 業務内容 別紙1 大和高田市立病院医療事務委託業務仕様書（以下「委託仕様書」という。）

及び別紙2 大和高田市立病院医療事務派遣業務仕様書（以下「派遣仕様書」という。）のとおり。

- (3) 業務期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで（36か月間）
※契約締結日から令和8年9月30日までの期間を業務開始に向けた準備期間とする。
- (4) 履行場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院
- (5) 提案見積上限額（消費税及び地方消費税を含まない。以下同じ。）
1,094,861,000円（36か月分）

2 受託者選定方法

- (1) 方式 公募型プロポーザル方式
- (2) 選定方法 ヒアリング審査（評価項目ごとに得点化）
※詳細については、「大和高田市立病院 医療事務業務委託及び派遣事業者に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）による。

3 参加資格

実施要領による。

4 本プロポーザルの応募に必要な実施要領等の必要書類

実施要領及び委託仕様書及び派遣仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、同ホームページのトップページ「新着情報」から必要書類をダウンロードし、取得すること。（ホームページアドレス <https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp/>）

- (1) 掲載期間 公告日から令和8年3月27日（金）まで
- (2) 問合せ先 「14 担当部署（書類の提出先・問合せ先）」参照

5 参加申込及び企画提案に関する提出書類の受付

- (1) 受付日 令和8年4月9日（木）及び4月10日（金）
- (2) 受付時間 9時～17時（ただし、12時～13時は除く。）
- (3) 提出方法 実施要領による。

6 提出先・問い合わせ先

〒635-8501 奈良県大和高田市磯野北町1番1号
大和高田市立病院 事務局医事課
TEL：0745-53-2901
FAX：0745-53-2908
メールアドレス：ijika@ym-hp.yamatotakada.nara.jp

公告第21号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年3月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市教育ICT環境整備（ネットワーク）一式リース
2 設置場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 リース期間	令和8年9月1日から令和13年8月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（リース・レンタル）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和8年3月11日（水）から令和8年3月19日（木）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>

<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式(任意様式可)とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和8年3月23日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和8年3月25日(水)午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ回答します。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和8年3月30日(月)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額を記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>12 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和8年3月31日(火)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。</p>
<p>13 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p>

	<p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第22号

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和8年3月24日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和8年5月納品分学校給食用物資（青果物）納入
2 納入場所	大和高田市内8小学校及び3中学校 給食室
3 契約期間	令和8年5月1日から令和8年5月31日まで
4 履行内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（学校給食用物資）」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（本市指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式）</p> <p>③ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>④ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑤ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届（指定様式）</p> <p>※⑤については、支店長、営業所長等に入札、契約等に関する権限を委任する場合は委任状兼使用印鑑届を使用してください。</p> <p>※③～⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和8年3月24日（火）から令和8年3月30日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大和98番地4 大和高田市役所 2階 教育総務課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和8年4月1日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、大和高田市ホームページ「入札公告（学校給食用物資）」に掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和8年4月7日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送信先 大和高田市役所 教育総務課 FAX 0745-53-8033</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和8年4月8日（水）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>

<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和8年4月13日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 教育委員会事務局教育部 教育総務課 保健給食担当</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書の記載</p>	<p>入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、運搬費・消費税等込みの金額で記入してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>12 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和8年4月14日（火）午後2時00分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、一般の閲覧にて公表します。</p>
<p>13 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
<p>14 落札者の決定</p>	<p>有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p>
<p>15 契約保証金</p>	<p>免除します。</p>
<p>16 契約方法</p>	<p>入札書へ記載された契約希望金額により、契約を行います。</p>
<p>17 その他</p>	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第23号

令和8年度大和高田市任期付職員採用試験の実施を次のとおり公告します。

令和8年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

令和8年度大和高田市任期付職員採用試験案内

令和8年3月26日
大和高田市

令和8年6月1日採用予定の一般任期付職員の試験を次のとおり行います。
この試験案内をよく読み、試験について理解した上で応募してください。

申込方法・受付期間

方法：郵送（簡易書留）のみ ※インターネット及び持参による受付はありません。

期間：令和8年3月26日（木）～令和8年4月15日（水）【**必着**】

※提出期間後の受付は致しません。お早めに手続きをお願いします。

1 職種・採用予定人数・受験資格

職種	採用 予定 人数	受験資格	主な職務内容
保育士・ 保育教諭	5人	保育士資格を有する人又は保育士資格 及び幼稚園教諭免許の両方を有する人	市立こども園、保育所における保育 の専門業務

※選考試験の結果、適任者がいない場合は採用を見合わせる場合があります。

※任用期間中は、地方公務員法が適用されますので、現在の業務を停止し、公務に専念することになります。

（受験資格等に関する注意事項）

○次のいずれかに該当する者は受験できません。

- （1） 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2） 大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3） 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （4） 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者
- （5） その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する者
- （6） 特定性犯罪の前科がある者（詳細は8 その他を確認ください）

2 任用期間、勤務時間

任用期間は令和10年3月末までとします。

（ただし、勤務成績を考慮して、任用開始から最大5年間の範囲で任期を更新する場合があります。）

※基本的な勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、週休日及び祝日を除く午前8時30分から午後

5時15分までです。（早出・遅出勤務あり）

3 試験内容、試験日、試験会場等（合格発表 令和8年5月7日予定）

区分	試験内容	試験日・試験会場	提出書類
----	------	----------	------

第1次試験	個別面接	【日時】4月27日（月） ○1次試験 午前9時30分～	・誓約書 ・保育士登録及び幼稚園教諭 免許の証明書
第2次試験	実技試験	【試験会場】 面接：大和高田市役所 実技：高田こども園	

（注）合格発表については、可否にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。

第1次試験及び第2次試験を同日に行います。両方の試験の合格基準に達した者を合格者とします。
実技・書類作成・保育実技

4 受験手続

（1）提出書類

試験案内、 申込書の入手	大和高田市役所のホームページからのダウンロードのみの対応となります。
提出書類	① 試験申込書 ② 学歴及び職歴 <追加用> ※追加する場合のみ ③ 自己PRシート（受験者自身が自筆したもの） ④ 職務経歴書 ⑤ 受験票 ⑥ 受験票返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を明記した長3号、折り曲げ可）
受付期間	令和8年3月26日（木）～令和8年4月15日（水）（必着）
送付先	封筒の表側に「試験申込書在中」と朱書きし、 〒635-8511 大和高田市大字大中9番地4 大和高田市役所 保育幼稚園課 宛てに簡易書留で郵送してください

<注意事項>

※提出書類は、可否にかかわらず返却いたしません。

※①～⑤はA4サイズ1枚で印刷したものを提出してください。

※①試験申込書及び⑤受験票には申込前6ヶ月以内に撮影した同一の写真を貼り、写真の裏面に氏名を記入してください。

※③自己PRシートは受験者本人が黒又は青のボールペンで自筆したものを提出してください。

※⑥受験票返信用封筒の宛名には、受験者の郵便番号、住所、氏名（様付け）を記入してください。

※申込受付期間末日時点で書類が到着していない場合、期日までに提出書類の修正が完了しない場合は、受験申込の受付は行わず失格としますので、締切日には十分注意してください。

（2）受験票

受験票は受付完了後に試験案内と共に提出された返信用封筒に入れて送付します。

令和8年4月22日（水）までに届かない場合は、午後2時までに保育幼稚園課まで連絡してください。

5 試験結果の開示

試験の結果（順位・得点）について、選考試験合格発表の日から起算して2週間まで、口頭により開示を請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証等）及び受験票を持参の上、平日の午前9時から午後5時までの間に人事課へお越しく下さい。電話等による請求はできません。（請求者は不合格者に限る。）

6 合格から採用まで

（1）最終合格者は、合格発表日に作成する採用候補者名簿に登載し、令和8年6月1日に採用の

予定です。

- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、登載日から1年間です。
- (3) 受験資格に必要な職歴や資格・免許等の証明ができなかった場合は、採用候補者名簿から抹消します。
- (4) 採用日までに、児童福祉法により都道府県知事への保育士登録が必要ですので、登録手続きを行ってください。保育士登録を受けられない場合は採用されません。

7 給与

学歴	初任給	同一職種の正規職員で職務経歴5年相当の給与例
大学卒	232,000円	251,800円
短大卒	216,500円	243,800円

- ・給料月額は、一般職の給与等に関する条例に基づいて支給し、経験年数等により加算されます。参考（令和7年4月1日現在の給料月額を基準とし、条例等の改正があれば変更となる場合があります。）
- ・他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。また、同目的により職責に応じて給料月額の減額を行う場合があります。

8 その他

- ・申込書の記載事項及び提出書類に不備がある場合は、再度提出を依頼することがありますが、このために生じた申込みの遅延等には責任を負いません。受験手続には、十分注意してください。
- ・受験資格がない場合、提出書類に不正があった場合又は試験を受験者本人以外が受けていた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合には、免職となることがあります。
- ・当該試験のために提出された書類は返却しません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施及び採用後の人事管理のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に基づき、適正に管理します。
- ・合格基準に満たない場合は、募集人数以下であっても不合格となります。
- ・受験中に住所や連絡先等が変更になった場合は、必ず大和高田市保育幼稚園課に連絡ください。
- ・自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページでお知らせします。
- ・保育業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・予め、採用選考過程において、誓約書により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。（試験の際に誓約書を提出いただく予定です）
- ・申告事項が事実と異なり、資格や犯罪歴などの経歴詐称があると認められた場合は、内定を取消す可能性があります。

なお犯罪事実確認では、「特定性犯罪※」と呼ばれる罪を犯し、

- (1) 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
- (2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの

（3）罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないものが確認の対象となります。

※特定性犯罪の例（成人に対する性犯罪を含みます）不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行 など

【参考】こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

9 問い合わせ先

受験手続、給与その他試験全般に関して	人事課	0745-22-1101	代表	内線
		5173		
受験資格及び主な職務内容に関して	保育幼稚園課	0745-22-1101	代表	内線
		2580		

公告第24号

令和8年度大和高田市市民交流センター駐車場運営管理業務委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和8年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

(1) 業務委託名

大和高田市市民交流センター駐車場運営管理業務委託

(2) 業務概要

大和高田市市民交流センター駐車場運営管理業務委託仕様書に記載するとおり

(3) 履行期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（5年間）

(4) 委託料限度額

19,965,000円（消費税等含む。）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「令和8年度大和高田市市民交流センター駐車場運営管理業務委託事業者選定プロポーザル実施要項」（以下「実施要項」という。）の4 参加資格の要件を全て満たす者であること。

3 参加申請書及び業務提案書の提出期限

令和8年4月23日（木）午後5時まで

4 その他

実施要項による。

5 担当課

〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号

大和高田市 まち振興課 市民交流センター担当

（※令和8年4月以降、市民生活部 市民協働課 市民交流センター担当に変更）

TEL 0745-44-3210

公告第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可され、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供します。

令和8年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 施工者の称
大和高田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画道路事業3・4・57号大和高田当麻線
- 3 事業施行期間
変更後の事業施行期間 平成27年11月20日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
- 5 縦覧場所
大和高田市環境建設部都市計画課

教育委員会

教育委員会規則第2号

大和高田市スポーツ推進委員に関する規則を次のように定める。

令和8年3月25日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

大和高田市スポーツ推進委員に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 委員は、本市におけるスポーツの推進のため、次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導その他のスポーツに関する指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (6) 市民のスポーツへの理解を深めること。

（定数）

第3条 委員の定数は、14名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委嘱）

第5条 委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及びその職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、教育委員会が委嘱する。

（服務）

第6条 委員は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって法令、条例、教育委員会の定める規則その他の規程に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

（補則）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会規則第3号

大和高田市運動場条例施行規則を次のように定める。

令和8年3月25日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

大和高田市運動場条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市運動場条例（昭和27年条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

（使用時間）

第3条 施設の使用時間は、別表で定める時間とする。

（使用許可の申請）

第4条 施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、施設を使用する日の1月前から施設を使用する日までに大和高田市運動場使用許可申請書（様式第1号）を大和高田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出してその許可を受けなければならない。

（使用許可）

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けた場合において、条例第3条各号のいずれにも該当しないため許可を決定したときは大和高田市運動場使用許可書（様式第2号）により、当該各号のいずれかに該当するため不許可を決定したときは大和高田市運動場使用不許可書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、同一の施設について、同一の申請者から別表に定める使用時間の区分のうち同日の二以上の区分について申請があったときは、いずれか一つの使用時間の区分に限り、その申請を許可することができる。

3 同一の施設の同日の同一の使用時間の区分における使用について、異なった時に二以上の使用の申請があったときは、最先の申請者のみがその申請について許可を受けることができる。

4 同一の施設の同日の同一の使用時間の区分における使用について、同時に二以上の使用の申請が

あったときは、抽選により施設を使用することができる者を決定する。

（使用者の遵守事項）

第6条 条例第2条に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設の使用に際し職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、前条の使用許可書を運動場の使用中必ず携帯し、職員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

3 使用者は、施設に貼紙、釘付等をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会が認めたときはこの限りでない。

（使用料の還付）

第7条 条例第6条第2項ただし書に規定する市長が特別の事由があると認めるときとは、次に掲げるときをいう。

（1） 天候その他不可抗力により、施設が使用不能のとき。

（2） 使用者が、使用を許可された施設の使用日の3日前までに運動場使用許可申請の取下げを申し出た場合において、その取下げに相当の事由があると市長が認めたとき。

（使用料の減免）

第8条 条例第6条第3項に規定する市長が必要と認めるときとは、国又は県が市民を対象とした事業を実施するために施設を使用するときをいう。この場合において市長は、その使用料の全額を免除するものとする。

（所管）

第9条 施設の所管は、スポーツ・文化振興課とする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

使用時間	8時から11時まで
	11時から14時まで
	14時から17時まで
	18時から21時まで

備考

- 1 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用時間を延長し、又は短縮することができる。
- 2 夜間照明施設の使用期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 18時以降の使用については、前項の使用期間に限る。
- 4 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用期間を変更し、又は臨時に使用を中止することができる。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

運動場使用許可申請書

大和高田市教育委員会 宛

申請者（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）

住 所

氏 名

連絡先（TEL）

次のとおり、施設の使用を申請します。

日 時	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 8:00～11:00 <input type="checkbox"/> 11:00～14:00 <input type="checkbox"/> 14:00～17:00 <input type="checkbox"/> 18:00～21:00
場所及び 使用施設等	<input type="checkbox"/> 大和高田市民運動場（材木町831番地1） ・ 使用施設又は設備 （ ）	
	<input type="checkbox"/> 奈良県大和高田市第二健民運動場（大字野口20番地2） ・ 使用施設又は設備 （ ） ・ 夜間照明 （ <input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない ）	
使用目的		
使用人数		
使用責任者	（氏 名）	
	（連絡先）	

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

運動場使用許可書

様

大和高田市教育委員会 印

年 月 日付の申請について、次のとおり運動場の使用を許可します。

日 時	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 8:00~11:00 <input type="checkbox"/> 11:00~14:00 <input type="checkbox"/> 14:00~17:00 <input type="checkbox"/> 18:00~21:00
場所及び 使用施設等	<input type="checkbox"/> 大和高田市民運動場（材木町831番地1） ・ 使用施設又は設備 （ ）	
	<input type="checkbox"/> 奈良県大和高田市第二健民運動場（大字野口20番地2） ・ 使用施設又は設備 （ ） ・ 夜間照明 （ <input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない ）	
備 考		

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市教育委員会 印

運動場使用不許可書

年 月 日付の申請について、施設の使用を不許可とします。

(不許可の理由)

(教示)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

教育委員会規則第4号

大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則を次のように定める。

令和8年3月25日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

大和高田市総合体育館及び武道館の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市立総合体育館条例（昭和57年条例第6号。以下「体育館条例」という。）に規定する大和高田市立総合体育館（以下「総合体育館」という。）及び大和高田市立武道館条例（平成3年条例第10号。以下「武道館条例」という。）に規定する大和高田市立武道館（以下「武道館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 総合体育館及び武道館の休館日は、次のとおりとする。ただし、大和高田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 水曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）が水曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日

でない日

(2) 12月26日から翌年1月5日まで

(開館時間)

第3条 総合体育館及び武道館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(1) 月曜日から土曜日まで（休日を除く。） 午前9時から午後9時まで

(2) 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで

(使用許可の申請)

第4条 体育館条例第4条の規定により総合体育館の使用の許可を受けようとする者及び武道館条例第4条第1項の規定により武道館の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」と総称する。）は、総合体育館・武道館使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に掲げる申請者の区分に応じて、当該各号に定める期間に、これを行うものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 武道館条例別表備考1ただし書の規定の適用を受ける申請者 武道館を使用しようとする日の属する月の前月の初日から当該武道館を使用しようとする日まで

(2) 前号以外の申請者 総合体育館又は武道館を使用しようとする日の6月前から当該総合体育館又は武道館を使用しようとする日まで

3 第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める時間のうち使用を希望する時間の区分を明示してこれを行うものとする。

(1) 午前 午前9時から正午まで

(2) 午後 午後1時から午後5時まで

(3) 夜間 午後6時から午後9時まで

(4) 全日 午前9時から午後9時まで（日曜日又は休日にあつては、午後5時まで）

(使用許可)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、体育館条例第4条各号又は武道館条例第5条各号のいずれにも該当しないため許可を決定したときは大和高田市総合体育館・武道館使用許可書（様式第2号）により、当該各号のいずれかに該当するため不許可を決定したときは大和高田市総合体育館・武道館使用不許可書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 同一の施設の同一の日時における使用について異なった時に二以上の使用の申請があったときは、最先の申請者のみはその申請について許可を受けることができる。

3 同一の施設の同一の日時における使用について同時に二以上の使用の申請があったときは、抽選により施設を使用することができる者を決定する。

(許可事項の変更)

第6条 前条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、書面により教育委員会に申請し、変更に係る許可を受けなければならない。ただし、軽易な内容の変更についてはこの限りでない。

(使用期間の制限)

第7条 同一の利用者が総合体育館又は武道館を継続して使用できる期間の上限は、7日間とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(附属設備等の使用料)

第8条 体育館条例第5条第3項に規定する設備の使用料については別表第1に、武道館条例別表備考3に規定する附属設備の使用料については別表第2に、体育館条例第5条第3項に規定する器具

及び武道館条例別表備考3に規定する器具の使用料については別表第3に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が本市に住所を有さないとき（使用者が法人又は団体の場合は、本市にその事務所を有さないとき）は、別表第1、別表第2及び別表第3の種類・単位・使用料の欄に掲げる区分に応じ、使用料の欄に定める額に2を乗じて得た額を使用料の額とする。

（使用料の還付）

第9条 体育館条例第5条第4項ただし書及び武道館条例第8条ただし書の規定により、市長は、次に掲げる場合に限り、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天候その他不可抗力により、総合体育館又は武道館が使用不能のとき。
- (2) 使用者が、使用を許可された日（総合体育館又は武道館を連続して2日以上使用するときは、その使用の最初の日）の3日前までに使用許可決定の取下げを申し出て、その取下げに相当の理由があるとして使用許可決定の取消しを受けたとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

（使用料の減免）

第10条 体育館条例第6条及び武道館条例第9条の規定により、市長は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 国又は奈良県が本市に住所を有する者を対象とした事業を実施するために使用するとき 全額
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条による学校が使用するとき（課外活動を除く。） 全額
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第107号）第10条に規定する社会教育関係団体のうち本市に事務所を有する団体が、当該団体の設立趣旨に沿った目的で使用する場合 半額
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき 市長が必要と認める額

（館長）

第11条 総合体育館及び武道館の館長は、スポーツ・文化振興課長をもって充てる。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

総合体育館・附属設備使用料

種類	単位	使用料	備考
体育館会議室	1室 1回	1,560円	半日の使用（全日以外の使用時間の区分における使用をいう。以下同じ。）にあつては、使用料の欄に規定する額の1/2の額とする。
体育館控室	1室 1回	510円	
放送設備	1式 1回	1,560円	
電光得点表示盤	1式 1回	1,560円	
移動式ステージ	1式 1回	1,030円	

バスケットボード	1組	3,130円	
バレーボール支柱	1組	510円	
バドミントン支柱	1組	300円	
テニス支柱	1組	510円	
卓球台	1台	300円	

別表第2（第8条関係）

武道館・附属設備使用料

種類	単位	使用料	備考
武道館会議室	1室 1回	2,610円	半日の使用にあつては、使用料の欄に規定する額の1/2の額とする。
武道館控室	1室 1回	830円	半日の使用にあつては、使用料の欄に規定する額の1/2の額とする。
放送設備	1式 1回	1,560円	
シャワー室	1回	100円	

備考 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。

別表第3（第8条関係）

貸出器具・用具使用料

種類	単位	使用料	備考
椅子	1脚	50円	
机	1台	100円	
太鼓	1回	200円	
フローアマット	2.5m 1枚	50円	
バドミントンラケット	1本	100円	
ソフトテニスラケット	1本	100円	
ソフトテニスボール	1籠	100円	
卓球ラケット	1組	100円	

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大和高田市教育委員会 宛

申請者（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）

住 所

氏 名

連絡先（TEL）

大和高田市立総合体育館・武道館使用許可申請書

次のとおり、総合体育館 武道館 の使用を申請します。

日 時	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日
使用目的		
使用人数	名	
使用責任者	(氏 名) (連絡先)	
場 所	総 合 体 育 館	<input type="checkbox"/> 競技場／全面 <input type="checkbox"/> サブ競技場 <input type="checkbox"/> トレーニング室 <input type="checkbox"/> 競技場／半面 <input type="checkbox"/> 相撲場 総合体育館・附属設備 <input type="checkbox"/> 体育館会議室 <input type="checkbox"/> 体育館控室 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 移動式ステージ <input type="checkbox"/> バスケットボード_____組 <input type="checkbox"/> バレーボール支柱_____組 <input type="checkbox"/> バドミントン支柱_____組 <input type="checkbox"/> テニス支柱_____組 <input type="checkbox"/> 卓球台_____台 <input type="checkbox"/> 電光掲示板（公式戦のみ使用可）
	武 道 館	<input type="checkbox"/> 第1道場（全面のみ） <input type="checkbox"/> 第2道場／全面 <input type="checkbox"/> 第2道場／半面 武道館・附属設備 <input type="checkbox"/> 武道館1階会議室 <input type="checkbox"/> 武道館2階会議室 <input type="checkbox"/> 武道館控室 <input type="checkbox"/> シャワー室_____回 <input type="checkbox"/> 放送設備
貸出器具 ・用具	<input type="checkbox"/> 椅子_____脚 <input type="checkbox"/> 机_____台 <input type="checkbox"/> 太鼓 <input type="checkbox"/> フロアーマット <input type="checkbox"/> バドミントンラケット_____本 <input type="checkbox"/> ソフトテニスラケット_____本 <input type="checkbox"/> ソフトテニスボール（40球）_____籠 <input type="checkbox"/> 卓球ラケット_____本	

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市教育委員会 印

大和高田市立総合体育館・武道館使用許可書

年 月 日付で申請のあった総合体育館又は武道館の使用について、
次のとおり、総合体育館・武道館の使用を許可します。

日 時		年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日
場 所	総合体育館	<input type="checkbox"/> 競技場／全面 <input type="checkbox"/> サブ競技場 <input type="checkbox"/> トレーニング室 <input type="checkbox"/> 競技場／半面 <input type="checkbox"/> 相撲場 総合体育館・附属設備 <input type="checkbox"/> 体育館会議室 <input type="checkbox"/> 体育館控室 <input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> 移動式ステージ <input type="checkbox"/> バスケットボード____組 <input type="checkbox"/> バレーボール支柱____組 <input type="checkbox"/> バドミントン支柱____組 <input type="checkbox"/> テニス支柱____組 <input type="checkbox"/> 卓球台____台 <input type="checkbox"/> 電光掲示板（公式戦のみ使用可）	
	武道館	<input type="checkbox"/> 第1道場（全面のみ） <input type="checkbox"/> 第2道場／全面 <input type="checkbox"/> 第2道場／半面 武道館・附属設備 <input type="checkbox"/> 武道館1階会議室 <input type="checkbox"/> 武道館2階会議室 <input type="checkbox"/> 武道館控室 <input type="checkbox"/> シャワー室____回 <input type="checkbox"/> 放送設備	
貸出器具・用具		<input type="checkbox"/> 椅子____脚 <input type="checkbox"/> 机____台 <input type="checkbox"/> 太鼓 <input type="checkbox"/> フローアーマット <input type="checkbox"/> バドミントンラケット____本 <input type="checkbox"/> ソフトテニスラケット____本 <input type="checkbox"/> ソフトテニスボール（40球）____籠 <input type="checkbox"/> 卓球ラケット____本	

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市教育委員会 印

総合体育館・武道館使用不許可書

年 月 日付の申請について、施設の使用を不許可とします。

（不許可の理由）

（教示）

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

教育委員会規則第5号

大和高田市文化会館条例施行規則を次のように定める。

令和8年3月25日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

大和高田市文化会館条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市文化会館条例（平成7年条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

（開館時間）

第3条 文化会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

（休館日）

第4条 文化会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下本条において「休日」という。）が月曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日
- (2) 毎月第4火曜日。ただし、休日が第4火曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（使用許可に係る手続等）

第5条 申請者は、大和高田市文化会館使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の使用許可申請書を次の表の左欄に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる申請期間において受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

施設等の区分	申請期間
大ホール（リハーサル室を除く。）、レセプションホール、展示ホール及びこれらと同時に使用する施設等	使用する日（以下「使用日」という。）の前1年に当たる日の属する月の初日（休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）から使用日の前30日に当たる日まで
小ホール及びこれと同時に使用する施設等	使用日の前6月に当たる日の属する月の初日（休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）から使用日の前30日に当たる日まで
リハーサル室、会議室及び和室	使用日の前6月に当たる日の属する月の初日（休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）から使用日の前7日に当たる日まで

備考 施設等を連続して2日以上使用するとき、その使用の最初の日を使用日とする。

3 教育委員会は、使用許可申請書が到達したときはその内容を審査し、文化会館の使用を許可するときは当該申請者に大和高田市文化会館使用許可書（様式第2号）を交付する。

4 使用者は、文化会館の使用に際しては使用許可書を携帯し、職員の指示があったときは、当該使用許可書を提示しなければならない。

（特別の設備の設置等に係る手続等）

第6条 条例第11条の規定による許可を受けようとする申請者は、前条の規定による許可申請書に、設置しようとする特別の設備又は使用しようとする備付け以外の器具の内容を記載した仕様書を添えて教育委員会に提出するものとする。

2 条例第11条の規定による許可の手続については、教育委員会が別に定める。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

4 特別の設備の設置又は備付け以外の器具の使用に要する費用は、申請者の負担とする。

（使用許可の変更）

第7条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、直ちに大和高田市文化会館使用許可変更申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、使用許可変更申請書が到達したときはその内容を審査し、使用許可の変更を許可するときは当該使用者に大和高田市文化会館使用許可変更許可書（様式第4号）を交付する。この場合において、使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

（使用許可の取消し）

第8条 使用者は、文化会館の使用許可を取り消そうとするときは、速やかに大和高田市文化会館使用許可取消申請書（様式第5号）に使用許可書又は変更許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、使用許可取消申請書が到達したときはその内容を審査し、使用許可の取消しを許可するときは当該使用者に大和高田市文化会館使用許可取消承諾書（様式第6号）を交付する。

（入館の制限）

第9条 教育委員会は、文化会館に入場する者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- （2） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- （3） 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

（使用料の後納）

第10条 条例第7条ただし書の規定により使用料を後納することができる場合は、附属設備の使用料を納付する場合その他教育委員会が特別の理由があると認める場合とする。

（附属設備の使用料）

第11条 条例別表の2に規定する規則で定める附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

（使用料の減免）

第12条 条例第8条に規定する特別な理由があると認めるときは、市長が公益上必要があると認めるときとする。

（使用料の還付）

第13条 条例第9条ただし書の規定により還付することができるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、その還付の額は、当該各号に掲げる額とする。

- （1） 災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき 全額
- （2） 大ホール、レセプションホール、展示ホール及びこれらと同時に使用する施設等につき、使用日の60日前までに使用許可の取消しを申請し、許可を受けたとき 半額
- （3） 小ホール及びこれと同時に使用する施設等につき、使用日の30日前までに使用許可の取消しを申請し、許可を受けたとき 半額
- （4） リハーサル室、会議室又は和室につき、使用日の7日前までに使用許可の取消しを申請し、許可を受けたとき 半額
- （5） 前3号に掲げる施設等につき、当該各号に定める期日までにその使用を変更した場合において、既納の使用料に過納が生じたとき 過納額の半額

2 使用者は、使用料の還付を受けようとするときは、大和高田市文化会館使用料還付申請書（様式第7号）に領収書及び取消承諾書又は変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料還付申請書が到達したときはその内容を審査し、還付を決定するときは当該使用者に大和高田市文化会館使用料還付決定通知書（様式第8号）を交付する。

（使用者の遵守事項）

第14条 使用者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 施設の収容定員を超えて入場させないこと。
- （2） 入場者の安全を確保すること。
- （3） 文化会館内外の秩序維持のため、必要な責任者及び整理員を置くこと。

- (4) 火気の使用は、教育委員会の許可を受けて行うこと。
- (5) 金品の寄附、募集行為、物品の展示又は販売及び広告類の掲示又は配布は、教育委員会の許可を受けて行うこと。
- (6) 館内への貼り紙、釘打等は、教育委員会の許可を受けて行うこと。
- (7) 入場者に対して次条の規定を遵守させること。
- (8) その他管理上必要な職員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第15条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (4) 物品の販売、宣伝その他営利活動は、教育委員会の許可を受けて行うこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (6) その他職員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第16条 教育委員会は、文化会館の管理上必要があると認めるときは、使用中の場所に職員を立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(汚損等の届出)

第17条 使用者及び入館者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(点検)

第18条 使用者は、条例第12条第1項の規定により施設等を原状に復したときは、その旨を届け出て職員の点検を受けなければならない。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和8年4月1日より施行する。

別表（第11条関係）

区分	附属設備の名称		単位	1回当たりの 使用料 (単位・円)
舞台設備	演台	大ホール	1卓	620
		小ホール	1卓	510
		レセプションホール	1卓	200
	花台		1台	200
	司会者台	大ホール・小ホール	1台	410
		レセプションホール	1台	200
	指揮台		1台	300
	譜面台	指揮者用	1台	300
		演奏者用	1台	100
	譜面灯	オーケストラピット用	1台	50
	椅子	コントラバス用	1脚	100
	オーケストラピット	大ホール	1式	5,230
	大迫り	大ホール	1台	3,130

	小迫り	大ホール	1台	1,030	
	音響反射板	大ホール	1式	5,230	
	所作台	大ホール	1式	7,330	
	仮設花道一式	大ホール	1式	4,180	
	平台		1台	200	
	開き足		1脚	100	
	箱足		1台	50	
	ヒナ段ケ込	大ホール	1枚	50	
	松羽目		1式	5,230	
	竹羽目		1式	5,230	
	金屏風	大	1双	1,560	
		小	1双	1,030	
	緋毛せん		1枚	300	
	長座布団		1枚	100	
	高座用座布団		1枚	100	
	上敷ござ		1枚	100	
	地絰り	大ホール	1枚	5,230	
	紗幕	大ホール	1枚	5,230	
	ジョーゼット幕	大ホール	1式	7,330	
	バレエ用シート	大ホール	1式	5,230	
		小ホール・リハーサル室	1式	3,130	
	移動用姿見		1台	100	
	めくり台		1台	200	
	落語用見台		1式	300	
	人形立		1本	100	
	ポータブルステージ	レセプションホール	1式	2,080	
	平台ステージ	レセプションホール	1枚	300	
	照明設備	ボーダーライト	大ホール	1列	620
			小ホール	1列	300
		アップーホリゾントライト	大ホール	1列	1,030
		ローアーホリゾントライト	大ホール	1列	830
		ホリゾントライト（幕を含む。）	小ホール	1列	1,250
		ライティングタワー	大ホール	1基	2,080
ピンスポットライト （大ホール）		クセノン2KW	1台	3,130	
		クセノン1KW	1台	2,080	
		ハロゲン1KW	1台	1,030	
ピンスポットライト （小ホール）		クセノン700W	1台	1,560	
ピンスポットライト （レセプションホール）		クセノン500W	1台	1,030	
		ハロゲン1KW	1台	1,030	
スポットライト		ハロゲン1.5KW	1台	510	
		ハロゲン1KW	1台	410	
		ハロゲン500W	1台	300	
スポットライト （パーライト）		1KW	1台	620	
		500W	1台	410	
カッタースポット（ネタは含まない。）		1台	620		
波マシン		1台	620		

	天井反射板ライト	大ホール	1式	3,660
	ミラーボール	変速・直径400	1台	1,030
		変速・直径600	1台	1,560
		置型定速	1台	1,030
	マルチストロボ		1台	2,080
	ストロボ		1台	1,560
	エフェクトスポット（マシン・先玉・種板を含む。）	2KW	1台	2,080
		1KW	1台	1,560
	ハイスタンド（アームを含む。）		1台	300
	スタンド		1台	200
	ベーススタンド		1台	100
	展示用スポットライト		1台	60
小ホール基本照明セット（Bor3、2SUS12、FS10）		1式	5,230	
音響設備	場内拡声	大ホール	1式	3,130
		小ホール	1式	1,030
		レセプションホール	1式	1,030
	スピーカー	大型（映写機用）	1台	1,030
		小型（サイド用）	1台	300
	ステレオマイク	大ホール	1本	2,080
	コンデンサーマイク	A	1本	1,560
		B	1本	1,030
	ダイナミックマイク		1本	510
	ワイヤレスマイク	大ホール・小ホール	1ch	1,560
		レセプションホール	1ch	830
	3点吊マイクロホン装置	大ホール	1式	2,080
	マイクスタンド	床上大型	1本	200
		卓上型・床上型・ブーム型	1本	100
	カセットテープレコーダー		1台	1,560
CDプレーヤー		1台	1,560	
MDプレーヤー		1台	1,560	
デジタルオーディオテープレコーダー		1台	2,080	
映像設備	35mm映写機（スクリーンを含まない。）		1台	5,230
	16mm映写機（スクリーンを含まない。）		1台	3,130
	オーバーヘッドプロジェクター（スクリーンを含まない。）		1台	1,560
	液晶プロジェクター（スクリーンを含まない。）	3200ルーメン	1台	5,230
		1700ルーメン	1台	3,130
	資料提示装置		1台	1,560
	DVDプレーヤー		1台	2,080
	映写用スクリーン	大ホール	1式	2,080
		小ホール・レセプションホール	1式	1,030
		可搬型	1式	730
レーザーポインター		1本	200	
その他の設備	ピアノ	スタインウェイD-274	1台	15,700
		ヤマハCFⅢ	1台	10,470

	ヤマハC7	1台	6,280
	アップライト	1台	2,610
エレクトーン	ヤマハEL-90	1台	3,130
ホワイトボード		1台	200
国旗・市旗		1枚	100
増設展示パネル		1台	200
展示台		1台	200
展示台（小）		1台	150
衝立		1台	150
表彰盆		1枚	100
茶道具		1式	1,030
野点用茶道具		1式	1,030
持込み器具電源使用料		1KW	100
ポット使用料		1台	100
シャワー室	大ホール	1室	1,560

備考

- 1 「1回当たりの使用料」は、1日につき1回として算定する。ただし、持込電源使用料及びポット使用料については、午前、午後又は夜間それぞれの使用区分を「1回」とする。
- 2 附属設備は、準備又は本番を問わず仕込みを行った時点から使用したものとする。
- 3 この表の使用料には、カラーフィルター等の消耗機材費並びにピアノ調律及び舞台設備、照明設備、音響設備等に要する増員技術者の人件費等は含まない。

様式第2号（第5条関係）

許可日 年 月 日
許可番号

大和高田市文化会館使用許可書

申請者 住所

団体／個人
代表者
電話

行事名称	入場予定		人		出演予定		人	
	開							
使用内容	終	開場						
	時	開演						
使用	間	終演						
		有料	席	前売券	当日券	席	前売券	当日券
責任者	住所	氏名	電話	入場料				
				無料				
				入場券種別	指定席券	自由席券	整理券	会員券
					その他	（ ）		
				火気使用	スモークマシン	その他（ ）		

(S=準備 R=練習 M=本番 E=搬出)

使用日	ジャンル	使用施設	使用時間	使用内訳			入場料	使用料
				午前	午後	夜間		

使用料納付予定日	年 月 日	打合せ予定
<備考>		

施設使用料
附属設備等使用料
使用料合計

注 使用者が、次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、停止し、若しくは退館を命ずることがあります。

- (1) 大和高田市文化会館条例又は大和高田市文化会館条例施行規則若しくは使用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 条例第4条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) 公益の保護のため、市長が特に必要があると認めるとき。

上記のとおり文化会館の使用を許可します。

大和高田市教育委員会 印

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第13条関係）

申請日 年 月 日
申請番号

大和高田市文化会館使用料還付申請書

大和高田市長 宛

申請者 住 所
団体／個人
代表者
電 話

次のとおり文化会館の使用料還付の申請をします。

行事名称				還付年月日	年 月 日		
還付理由				還付対象額			
備 考				還 付 額			
現 金	金融機関			支 店			
	口座振込	口座名義			口座番号	普通	当座

取消日	取消施設	取消区分			使用料		
		午前	午後	夜間	還付対象額	還付率	還付額
合 計							

使用料 精算額	施設使用料	還付対象額	還付額
	附属設備使用料		
	合 計		

様式第8号（第13条関係）

許可日 年 月 日

許可番号

大和高田市文化会館使用料還付決定通知書

申請者 住所

団体／個人

代表者

電話

行事名称				入金履歴			
				還付年月日	年	月	日
還付理由				還付対象額			
備考				還付額			
現金	金融機関			支店			
口座振込	口座名義			口座番号	普通	当座	

取消日	取消施設	取消区分			使用料		
		午前	午後	夜間	還付対象額	還付率	還付額
合 計							

使用料 精算額		還付対象額	還付額
	施設使用料		
	附属設備使用料		
	合計		

上記のとおり文化会館使用料の還付を決定します。

大和高田市長 印

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

教育委員会規則第6号

大和高田市文化会館運営協議会規則を次のように定める。

令和8年3月25日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

大和高田市文化会館運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市文化会館条例（平成7年条例第26号）第14条に規定する大和高田市文化会館運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、文化会館の円滑な運営を図るため、次の事項を協議するものとする。

（1）文化活動の企画及び実施に関する事項（貸館事業を除く。）

（2）前号に掲げるもののほか、文化会館の円滑な運営を図るため教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、文化行政に関し知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、スポーツ・文化振興課において処理する。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会規則第6号

大和高田市文化会館運営協議会規則を次のように定める。

令和8年3月25日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

大和高田市文化会館運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大和高田市文化会館条例（平成7年条例第26号）第14条に規定する大和高田市文化会館運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、文化会館の円滑な運営を図るため、次の事項を協議するものとする。

（1）文化活動の企画及び実施に関する事項（貸館事業を除く。）

（2）前号に掲げるもののほか、文化会館の円滑な運営を図るため教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、文化行政に関し知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、スポーツ・文化振興課において処理する。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会規則第7号

大和高田市教育委員会事務局組織規則及び大和高田市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月25日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

大和高田市教育委員会事務局組織規則及び大和高田市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

(大和高田市教育委員会事務委任規則の一部改正)

第1条 大和高田市教育委員会事務委任規則(昭和33年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び社会教育」を「、社会教育、学術文化及び体育振興」に改め、同条第10号中「文化財保護審議会委員」の次に「、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員」を加える。

第5条の見出しを「(専決)」に改め、同条中「課長若しくは室長」を「の局長、部長、室長若しくは課長」に改める。

(大和高田市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第2条 大和高田市教育委員会事務局組織規則(昭和33年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) スポーツ・文化振興課 スポーツ・文化振興グループ

第2条第2項に次の1号を加える。

(3) スポーツ・文化振興課 総合体育館、武道館、文化会館

第3条及び第4条を次のように改める。

(教育総務課)

第3条 教育総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 公印の管守に関する事。
- (3) 事務局の職員の任免その他の人事に関する事。
- (4) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。
- (5) 教育委員会の予算及び経理に関する事。
- (6) 学校の設置及び廃止に関する事。
- (7) 教育財産の管理に関する事。
- (8) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- (9) 教育委員会の広報に関する事。
- (10) 教育委員会に係る文書の收受発送に関する事。
- (11) 奈良県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関する事。
- (12) 事務局各課の連絡調整に関する事。
- (13) 事務局の職員の研修に関する事。
- (14) 公立学校共済組合に関する事。
- (15) 学校その他教育施設の建設及び営繕保全に関する事。
- (16) 学校保健及び学校安全に関する事。
- (17) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- (18) 学校給食に関する事。
- (19) (16) から(18) までに掲げるもののほか学校保健、学校安全及び学校給食の指導に関する事。
- (20) 部内の他の課の所管に属さない事。

(学校教育課)

第4条 学校教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学校教育の一般方針に関する事。

- (2) 学校の適正配置に係る方針の企画及び立案に関する事。
- (3) 学校の管理及び運営に関する事。
- (4) 教育関係職員の任免その他人事に関する事。
- (5) 教科内容及びその取扱いに関する事。
- (6) 教科用図書及びこれに類する教材の採択に関する事。
- (7) 生徒及び児童の就学、入学、転学、退学に関する事。
- (8) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事。
- (9) 教育関係職員の研修に関する事。
- (10) 教育関係職員の福利厚生に関する事。
- (11) 通学区域の設定及び変更に関する事。
- (12) 奨学育英に関する事。
- (13) 教育施設の貸与に関する事。
- (14) 学校教育指導に必要な調査統計に関する事。
- (15) 人権教育の基本方針及び推進に関する事。
- (16) 学校教育における人権教育の指導に関する事。
- (17) 人権教育補助事業の申請に関する事。
- (18) 市立高田商業高等学校の管理及び運営に関する事。
- (19) その他学校教育の指導に関する事。

第6条を次のように改める。

(生涯学習課)

第6条 生涯学習課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 生涯学習及び社会教育の基本方針に関する事。
- (2) 生涯学習施設及び社会教育施設(他の所管に属するものを除く。)の設置並びに管理及び運営に関する事。
- (3) 社会教育委員の会議に関する事。
- (4) ユネスコ活動に関する事。
- (5) 社会教育団体の指導育成に関する事。
- (6) 講座の開設及び討論会、講習会、講演会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- (7) 学校施設を利用する生涯学習及び社会教育に関する事。
- (8) 視聴覚教育に関する事。
- (9) 生涯学習及び社会教育資料の刊行配布に関する事。
- (10) 生涯学習及び社会教育のために必要な設備器材及び資料の提供に関する事。
- (11) 情報の交換及び調査研究に関する事。
- (12) その他生涯学習及び社会教育に関する事。
- (13) 文化財の発掘及び調査並びに保存及び保護に関する事。
- (14) 文化財保護審議会に関する事。
- (15) 文化財の啓発宣伝に関する事。
- (16) (13)から(15)までに掲げるもののほか文化財に関する事。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第4項を次のように改める。

4 グループを置いている課にあっては、係長はそれぞれ次のとおり事務を分担するものとする。

- (1) 教育総務グループ
ア 庶務担当

- (ア) 教育委員会の会議に関する事。
- (イ) 公印の管守に関する事。
- (ウ) 事務局の職員の任免その他の人事に関する事。
- (エ) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。
- (オ) 教育委員会の予算及び経理に関する事。
- (カ) 学校の設置及び廃止に関する事。
- (キ) 教育財産の管理に関する事。
- (ク) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- (ケ) 教育委員会の広報に関する事。
- (コ) 教育委員会に係る文書の收受発送に関する事。
- (サ) 奈良県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関する事。
- (シ) 事務局各課の連絡調整に関する事。
- (ス) 事務局の職員の研修に関する事。
- (セ) 公立学校共済組合に関する事。
- (ソ) 課内の他の係長の補助に関する事。
- (タ) 部内の他の課の所管に属さない事。

イ 管理担当

- (ア) 学校その他教育施設の建設及び営繕保全に関する事。
- (イ) 課内の他の係長の補助に関する事。

ウ 保健給食担当

- (ア) 学校保健及び学校安全に関する事。
- (イ) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- (ウ) 学校給食に関する事。
- (エ) その他学校保健、学校安全及び学校給食の指導に関する事。
- (オ) 課内の他の係長の補助に関する事。

(2) 学校教育グループ

ア 学校教育担当

- (ア) 学校教育の一般方針に関する事。
- (イ) 学校の適正配置に係る方針の企画及び立案に関する事。
- (ウ) 学校の管理及び運営に関する事。
- (エ) 教育関係職員の任免その他人事に関する事。
- (オ) 教科内容及びその取扱いに関する事。
- (カ) 教科用図書及びこれに類する教材の採択に関する事。
- (キ) 生徒及び児童の就学、入学、転学、退学に関する事。
- (ク) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事。
- (ケ) 教育関係職員の研修に関する事。
- (コ) 教育関係職員の福利厚生に関する事。
- (サ) 通学区域の設定及び変更に関する事。
- (シ) 奨学育英に関する事。
- (ス) 教育施設の貸与に関する事。
- (セ) 学校教育指導に必要な調査統計に関する事。
- (ソ) 人権教育の基本方針及び推進に関する事。
- (タ) 学校教育における人権教育の指導に関する事。
- (チ) 人権教育補助事業の申請に関する事。

- (ツ) その他学校教育の指導に関する事。
- イ 商業高校担当 市立高田商業高等学校の管理及び運営に関する事。
- (3) 生涯学習グループ
 - ア 生涯学習担当
 - (ア) 生涯学習及び社会教育の基本方針 に関する事。
 - (イ) 生涯学習施設及び社会教育施設(他の所管に属するものを除く。)の 設置並びに管理及び運営に関する事。
 - (ウ) 社会教育委員の会議に関する事。
 - (エ) ユネスコ活動に関する事。
 - (オ) 社会教育団体の指導育成に関する事。
 - (カ) 講座の開設及び討論会、講習会、講演会その他、集会の開催並びにこ れらの奨励に関する事。
 - (キ) 学校施設を利用する生涯学習及び社会教育に関する事。
 - (ク) 視聴覚教育に関する事。
 - (ケ) 生涯学習及び社会教育資料の刊行配布に関する事。
 - (コ) 生涯学習及び社会教育のために必要な設備器材及び資料の提供に關す る事。
 - (サ) 情報の交換及び調査研究に関する事。
 - (シ) その他生涯学習及び社会教育に関する事。
 - (ス) 課内の他の係長の補助に関する事。
 - イ 文化財担当
 - (ア) 文化財の発掘及び調査並びに保存及び保護に関する事。
 - (イ) 文化財保護審議会に関する事。
 - (ウ) 文化財の啓発宣伝に関する事。
 - (エ) その他文化財に関する事。
 - (オ) 課内の他の係長の補助に関する事。
- (4) スポーツ・文化振興グループ
 - ア スポーツ振興担当
 - (ア) 社会体育の基本方針に関する事。
 - (イ) 社会体育及びレクリエーションに関する事。
 - (ウ) スポーツ推進審議会の会議に関する事。
 - (エ) スポーツ推進委員に関する事。
 - (オ) 総合体育館及び武道館の管理運営に関する事。
 - (カ) 市民運動場及び健民運動場の管理運営に関する事。
 - (キ) 体育団体の振興助成に関する事。
 - (ク) その他社会体育に関する事。
 - (ケ) 課内の他の係長の補助に関する事。
 - イ 文化振興担当
 - (ア) 文化振興の総合企画及び調査研究に関する事。
 - (イ) 市民の歴史文化の振興に関する事。
 - (ウ) 学術文化活動の育成に関する事。
 - (エ) 文化会館の運営管理に関する事。
 - (オ) 文化会館の使用申請の受付に関する事。
 - (カ) 文化会館の維持管理に関する事。
 - (キ) 自主事業その他文化活動の企画及び実施に関する事。

- (ク) 文化事業の受託に関する事。
- (ケ) 入場券の販売に関する事。
- (コ) 文化会館運営協議会に関する事。
- (サ) その他文化振興及び文化会館の運営に関する事。
- (シ) 課内の他の係長の補助に関する事。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(スポーツ・文化振興課)

第7条 スポーツ・文化振興課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 社会体育の基本方針に関する事。
- (2) 社会体育及びレクリエーションに関する事。
- (3) スポーツ推進審議会の会議に関する事。
- (4) スポーツ推進委員に関する事。
- (5) 総合体育館及び武道館の管理運営に関する事。
- (6) 市民運動場及び健民運動場の管理運営に関する事。
- (7) 体育団体の振興助成に関する事。
- (8) その他社会体育に関する事。
- (9) 文化振興の総合企画及び調査研究に関する事。
- (10) 市民の歴史文化の振興に関する事。
- (11) 学術文化活動の育成に関する事。
- (12) 文化会館の運営管理に関する事。
- (13) 文化会館の使用申請の受付に関する事。
- (14) 文化会館の維持管理に関する事。
- (15) 自主事業その他文化活動の企画及び実施に関する事。
- (16) 文化事業に関する事。
- (17) 入場券の販売に関する事。
- (18) 文化会館運営協議会に関する事。
- (19) その他文化振興及び文化会館の運営に関する事。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会訓令第1号

大和高田市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月25日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

大和高田市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程

(大和高田市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第1条 大和高田市教育委員会事務専決規程(平成9年規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大和高田市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成12年訓令第10号)第3条第2項の規定に基づく専決及び」を削る。

第2条第5号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。

別表第1支出負担行為の決定の項、支出命令の項、予定価格の項、契約の締結(財政援助的な委託契約の締結を除く。)の項、国、県からの補助金等の項及び税外収入の項を削る。

別表第2中

「

- (7) 人権教育に関する市長部局その他教育機関及び諸団体との連絡調整に関すること。

」を

「

- (7) 人権教育に関する市長部局その他教育機関及び諸団体との連絡調整に関すること。
- (8) スポーツ事業企画の決定に関すること。

」に、

「

- (5) 所管する施設の管理及び使用許可に関すること。
- (6) 視聴覚教育器材の貸与に関すること。

」を

「

- (5) 所管する施設の管理及び使用許可に関すること。

6 スポーツ・文化振興課長の専決事項

- (1) 社会体育の専門的な指導と助言に関すること。
- (2) 社会体育諸団体との連絡に関すること。
- (3) 歴史史（資）料の収集及び保管に関すること。
- (4) 歴史・文化活動に関すること。
- (5) 文化会館の自主事業の実施に関すること。
- (6) 所管する施設の管理及び使用許可に関すること。

」に改める。

（大和高田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正）

第2条 大和高田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（令和3年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「福祉部長及び福祉部」を「こども・健康部長及びこども・健康部保育幼稚園課」に改め、同項第2号中「手続き」を「手続」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 幼稚園の再編に関すること。

第2条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を企画政策部長及び人事課に属する職員に補助執行させるものとする。

- (1) 労働安全衛生に関すること。
- (2) 公立学校共済組合に関すること。

第4条中「福祉部長」を「こども・健康部長」に改める。

（大和高田市教育委員会公印規程の一部改正）

第3条 大和高田市教育委員会公印規程（平成11年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「名称、ひな形番号」を「整理番号、名称、ひな型」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条及び第3条の3関係）

整理	名称	ひな型	寸法	使用区分	管守者
----	----	-----	----	------	-----

番号					
1	大和高田市教育委員会印	大和高田市教育委員会之印	方45mm	委員会名をもって発する文書（表彰状、賞状等）	教育総務課長
2	大和高田市教育委員会印	大和高田市教育委員会之印	方30mm	委員会名をもって発する文書（辞令、任用書、許可書等）	教育総務課長
3	大和高田市教育委員会印	大和高田市教育委員会之印	方20mm	委員会名をもって発する文書（証明書等）	教育総務課長
4	大和高田市教育委員会印	大和高田市教育委員会之印	方21mm	委員会名をもって発する文書のうち文化会館の使用許可に係るもの	スポーツ・文化振興課長
5	大和高田市教育委員会教育長印	大和高田市教育委員会教育長之印	方26mm	教育長名をもって発する文書	教育総務課長
6	大和高田市教育委員会教育長職務代理者印	大和高田市教育委員会教育長職務代理者之印	方20mm	教育長に事故あるとき又は欠けたとき	教育総務課長

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会告示第4号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和8年3月3日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

- 1 日時
令和8年3月10日（火）午後3時30分
- 2 場所
市役所 2階 教育長室
- 3 議案
第1号 教職員人事について

第2号 その他

教育委員会告示第5号

大和高田市教育委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

令和8年3月18日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

1 日時

令和8年3月25日（水）午前10時10分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 大和高田市地域クラブの認定等に関する取扱要綱の制定について

第2号 大和高田市学校園施設再配基本方針・基本計画（案）について

第3号 令和8年度大和高田スカウト運動育成協会 感謝状授与について

第4号 後援願いについて

第5号 その他

教育委員会告示第6号

大和高田市地域クラブの認定等に関する取扱要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

大和高田市教育委員会教育長 安川 禎亮

大和高田市地域クラブの認定等に関する取扱要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、大和高田市立中学校（以下「学校」という。）における部活動の教育的意義を継承し、及び発展させることを目的として、学校の部活動を地域展開するに当たり、当該部活動に代わって学校の生徒にスポーツ又は文化芸術の活動の場を提供する団体を認定し、又は登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 地域クラブ 学校の部活動（以下「部活動」という。）に代わって学校の生徒に対し、スポーツ又は文化芸術の活動の場を提供する団体をいう。
- （2） 地域クラブ活動 地域クラブが展開するスポーツ又は文化芸術の活動をいう。
- （3） 認定 地域クラブを認定し、認定資格を付与することをいう。
- （4） 登録 地域クラブを登録し、登録資格を付与することをいう。
- （5） 認定地域クラブ 認定を受けた地域クラブをいう。
- （6） 登録地域クラブ 登録を受けた地域クラブをいう。

（認定又は登録の対象となる地域クラブ）

第3条 認定地域クラブは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1） 学校の生徒に対し、週3回以上の地域クラブ活動を提供すること。
- （2） 活動の拠点が市内であること。
- （3） 成年の代表責任者がいること。
- （4） 地域クラブに参加する者の過半数が学校の生徒であること。

- (5) 1の地域クラブ活動につき5人以上の参加者が存すること。
- (6) 運営が、専ら営利を目的としたものでないこと。
- (7) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、その構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等、団体としての重要な点が確定していること。
- (8) 1年又は1月を単位とした活動計画を策定し、及び公表していること。
- (9) 地域クラブ活動の指導者、参加者等に対し、自身の怪我等を補償する保険又は個人賠償責任保険に加入させていること。
- (10) 市が策定する地域クラブの運営に関するガイドラインを遵守し、これに適合した規約(これに代わる定款を含む。以下同じ。)が定められていること。

2 登録地域クラブは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 学校の生徒に対し、週3回以上の地域クラブ活動を提供すること。
- (2) 活動の拠点が原則として市内であること。
- (3) 成年の代表責任者がいること。
- (4) 運営が、専ら営利を目的としたものでないこと。
- (5) 地域クラブ活動の指導者、参加者等に対し、自身の怪我等を補償する保険又は個人賠償責任保険に加入させること。
- (6) 市が策定する地域クラブの運営に関するガイドラインを遵守し、これに適合した規約が定められていること。

(認定又は登録の申請等)

第4条 認定又は登録(以下「認定等」という。)を受けようとする地域クラブの代表者は、認定等の申請を行う旨の書面に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第10号又は同条第2項第6号に規定する規約
- (2) 認定を受けようとする場合にあっては、前条第1項第8号に規定する活動計画
- (3) 地域クラブの運営に係る収支予算書
- (4) 地域クラブの参加者に係る名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定等の可否を決定した上で、地域クラブの代表者に通知しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により認定等を行うときは、当該認定等の内容について、地域クラブの認定等の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(認定等の変更)

第5条 前条第2項の規定による認定等を受けた地域クラブの代表者(以下「認定等地域クラブ代表者」という。)は、当該認定等を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(必要な調査等)

第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、認定等地域クラブ代表者に対し、地域クラブの運営状況について報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(認定等の有効期間)

第7条 認定等の有効期間は、認定等を受けた日の属する年度の翌々年度の3月31日(認定等が更新されたものにあっては、当該更新される前の認定等の有効期間が満了する日の翌日の属する年度の翌々年度の3月31日)までとする。

(認定等の更新)

第8条 認定地域クラブ又は登録地域クラブ(以下「認定地域クラブ等」と総称する。)は、前条に規

定する有効期間が経過した後も引き続き認定等の継続を希望するときは、教育委員会に対し、認定等の更新について申請することができる。

- 2 前項の申請は、すでに認定等を受けている当該認定等の有効期間が満了する日の3月前から1月前までの間に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

（認定等の取消し）

第9条 教育委員会は、認定等地域クラブ等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定等を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項又は第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により認定等を受けたとき。
- (3) 教育委員会が行う指導、命令等に従わないとき。
- (4) 認定等地域クラブ代表者から認定等の取消しの届出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が認定等について不相当であると認めたとき。

- 2 教育委員会は、前項の規定により認定等を取り消すときは、認定等地域クラブ代表者にその旨を通知するものとする。

（必要な支援）

第10条 教育委員会は、認定地域クラブ等及び認定地域クラブ等に参加する学校の生徒に対し、必要な支援を行うものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 地域クラブの認定等に係る申請に必要な行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

（令和8年度における認定の特例）

- 3 教育委員会は、この告示の施行の日から起算して1年以内に第3条第1項各号に掲げる認定の要件を満たす見込みのある地域クラブがあるときは、第4条第2項の規定による認定を受ける前においても、当該地域クラブに対し、必要な指導、助言等を行うことにより、当該地域クラブを認定地域クラブとみなすことができる。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第18号

令和8年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月2日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

3分の1の数 17,823 人

6分の1の数 8,912 人

50分の1の数 1,070 人

監査委員

監査委員告示第2号

令和8年2月19日付告示第1号をもって公表した令和7年度監査結果報告書の一部について、下記のとおり訂正します。

令和8年3月31日

大和高田市監査委員 田中 俊男
同 島田 宗彦

記

第1 所管課からの申出による訂正

所管課から回答内容の訂正の申出があったため、次のとおり訂正する。

頁	箇所	訂正後	訂正前
10	(4) 市民生活部 人権施策課	・削除	・ <u>公用車運転時に行うアルコール検査において、検知された数値が道路交通法施行令で定められている基準値を上回っていたにもかかわらず、運転を行っていた。</u>

第2 監査委員事務局の誤記による訂正

報告書作成時の誤記により、次のとおり訂正する。

(1) 指摘先所管課名の訂正

頁	箇所	訂正後	訂正前
6	(3) 契約事務について 保険契約の締結を伺う起案において、事業執行何ではなく、通常の起案用紙が使用されていた。	保育幼稚園課 健康増進課 <u>土木管理課</u>	保育幼稚園課 健康増進課 <u>都市計画課</u>

(2) 指摘事項の削除

11	(7) 保健部 健康増進課	<u>共通事項に記載するものを除き、特筆すべき事項はなかった。</u>	<u>公用車運転時に行うアルコール検査において、検知された数値が道路交通法で定められている基準値と同値であったが、運転を行っていた。</u>
----	------------------	-------------------------------------	--

公平委員会

公平委員会規則第1号

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則及び大和高田市公平委員会事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

大和高田市公平委員会委員長 萩田 克宣

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則及び大和高田市公平委員会事務処理規則の一部を改正する規則

（大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第1条 大和高田市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「秘書課の係長」を「秘書広報課の係長」に、「総務課」を「総務課の総務管財担当」に、「秘書課」を「秘書広報課」に改め、同表市立病院の項中「 所長」を削り、「副技師長副室長」を「副技師長 副室長」に改め、「 所長補佐」を削る。

（大和高田市公平委員会事務処理規則の一部改正）

第2条 大和高田市公平委員会事務処理規則（昭和46年公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「法務課長を、書記は法務課の課長補佐及び係長を、その他の事務職員は法務課の法制担当職員」を「監査委員事務局長を、書記その他の事務職員は監査委員事務局の職員」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

農業委員会**農業委員会告示第4号**

大和高田市農業委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

令和8年3月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和8年4月10日（金）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

第2号 農地法第5条の規定による申請について

第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

第4号 その他